

土木環境委員会記録

令和元年 第6回 定例会 第1号

年月日 令和元年12月11日 水曜日
開会 午後5時15分
散会 午後5時36分

場所

第3委員会室

議題

- 1 参考人招致について
 - 2 審査日程について
-

出席委員

委員長	新照	垣屋	清大	涼河	君君
委員	座	波		一	君君
副委員長	具	堅	一	透	君君
委員	志	味	嗣	幸	君君
委員	喜	山	正	次	君君
委員	座	原	武	昇	君君
委員	崎	嶺	朝	光	君君
委員	上	城	末	則	君君
委員	赤	洲		子	君君
委員	玉	内			君君
委員	糸				君君
委員	山				さん

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

参考人招致についてを議題といたします。

本委員会所管事務調査事項都市計画事業についてに係る**首里城**の火災についての審査のため、関係者を本委員会に参考人として出席を求め説明を聴取するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、11月13日金曜日に一般財団法人沖縄美ら島財団理事長花城良廣氏の出席を求め意見を聞くことで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会所管事務調査事項都市計画事業についてに係る**首里城**の火災についての審査のため、**首里城**地区内施設の指定管理者である一般財団法人沖縄美ら島財団理事長花城良廣氏に参考人として出席を求め説明を聴取することについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、ただいま決定しましたとおり、今回の**首里城**の火災に関しては、具体的な管理を担う指定管理者と管理権限者たる県が、連携・協力しながら一体として施設を管理・運営するものであることや、事実確認等の質疑が詳細にわたることも想定されること等に鑑み、**首里城**の火災に係る審査の適切かつ効率的な運営を確保するために、特例として、参考人とともに土木建築部長の出席を求め、参考人と執行機関が同席のもとに一括して審査を行うこととします。

次に、審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から委員会資料のタブレット内での格納場所
の変更及び改善点について説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 12月12日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

~~~~~

**土木環境委員会記録**  
**令和元年 第 6 回 定例会 第 2 号**

**開会の日時**

年月日 令和元年 12 月 12 日 木曜日  
開会 午前 10 時 0 分  
散会 午後 4 時 55 分

---

**場所**  
第 3 委員会室

---

**議題**

- 1 甲 第 2 号 議案 令和元年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第 1 号）
  - 2 甲 第 3 号 議案 令和元年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - 3 乙 第 4 号 議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
  - 4 乙 第 5 号 議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
  - 5 乙 第 8 号 議案 財産を出資の目的とすることについて
  - 6 乙 第 10 号 議案 訴えの提起について
  - 7 乙 第 11 号 議案 土地所有権確認請求事件の和解について
  - 8 乙 第 18 号 議案 指定管理者の指定について
  - 9 乙 第 19 号 議案 指定管理者の指定について
  - 10 乙 第 20 号 議案 指定管理者の指定について
  - 11 乙 第 21 号 議案 指定管理者の指定について
  - 12 乙 第 22 号 議案 指定管理者の指定について
  - 13 乙 第 23 号 議案 指定管理者の指定について
  - 14 乙 第 24 号 議案 指定管理者の指定について
  - 15 乙 第 25 号 議案 指定管理者の指定について
  - 16 乙 第 26 号 議案 指定管理者の指定について
  - 17 乙 第 27 号 議案 指定管理者の指定について
  - 18 乙 第 31 号 議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 19 乙 第 32 号 議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 20 乙 第 33 号 議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
  - 21 請願第 1 号、第 2 号、陳情平成 28 年第 76 号、同第 106 号、陳情平成 29 年第 21 号、同第 38 号、同第 46 号の 4、同第 61 号、同第 83 号、同第 91 号の 3、同第 92 号の 3、同第 94 号の 4、同第 95 号、同第 132 号、同第 145 号、同第 151 号、陳情平成 30 年第 21 号の 2、同第 23 号、同第 25 号、同第 30 号、同第 31 号、同第 44 号の 4、同第 65 号、同第 99 号、同第 100 号、同第 102 号の 4、同第 112 号、陳情第 11 号、第 29 号、第 30 号、第 40 号、第 42 号、第 48 号、第 49 号の 4、第 50 号、第 69 号、第 76 号、第 79 号、第 86 号、第 88 号の 4、第 98 号、第 103 号、第 107 号、第 111 号、第 115 号、第 116 号及び第 127 号
- 

**出席委員**

委員 長 新 垣 清 涼 君  
副委員 長 照 屋 大 河 君



て、**首里城**の売り上げから管理のほうも頑張ってもらいますっていうことになってるからさ。

○玉城謙都市公園課長 額については持ち合わせていませんけど、警備とか維持管理、植栽の除草関係ですね、それはコンベンションビューローさんのほうの海軍壕の施設の管理のほうにお願いしているところはあります。

---

~~~~~

土木環境委員会記録

土木環境委員会記録

令和元年 第6回 定例会 第3号

開会の日時

年月日 令和元年12月13日 金曜日
開会 午前 10時 0分
散会 午後 1時 50分

場所

第3委員会室

議題

- 1 都市計画事業について（**首里城**の火災について）
 - 2 参考人からの意見聴取について（**首里城**の火災について）
-

出席委員

委員	委員長	新照座	垣屋波	清大	涼河一	君君君
副委員	長員	具座	堅味	一嗣	透幸	君君君
委員	員	志喜	山原	正	幸次	君君君
委員	員	座崎	嶺城	武朝	昇光	君君君
委員	員	上	洲内	末	則子	君君君
委員	員	赤玉				さん
委員	員	糸山				

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長 上原 国定 君
警察本部刑事部刑事第一課長 沖山 秀彰 君

(参考人) **首里城**の火災について
一般財団法人沖縄美ら島財団 理事長 花城 良廣 君
(補助者)
一般財団法人沖縄美ら島財団 常務理事 古堅 孝君
一般財団法人沖縄美ら島財団 総務部長 福地 敬君
一般財団法人沖縄美ら島財団 副参事 上江洲 安亨 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項都市計画事業についてに係る**首里城**の火災について及び参考人からの意見聴取についてを一括して議題といたします。

なお、ただいまの参考人からの意見聴取につきましては、去る12月11日の本委員会での決定に基づき、関係者を参考人として招致し、説明を求めるものであります。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

また、本日の参考人として、一般財団法人沖縄美ら島財団理事長花城良廣氏の出席をお願いしております。

参考人には、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

委員会の審査の進め方としては、土木建築部長及び参考人から説明をいただいた後、各委員から両者に質疑を行うことにしております。

なお、参考人については、午後2時ごろまでの出席となっておりますので、各委員におかれましては御留意願います。

それでは、**首里城**の火災について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

首里城火災に関して御説明いたします。

本火災により近隣住民及び、沖縄県民、関係各所に多大な御迷惑をおかけしたことを、深くおわび申し上げます。現在、警察、消防による火災の原因究明が続いているところであり、今後も関係機関と連携し、必要な対応を進め、早期の原因究明及び今回の火災の検証作業に取り組んでまいります。また、**首里城**の復旧・復興に向けては、多くの県民の皆様の声を集約しながら、国と県の役割分担に関する協議を進め、県としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

本日は、サイドブックに掲載されております資料1の1 **首里城**の火災に係る状況報告により、御説明いたします。その他、資料1の2及び資料1の3も配付しております。

それでは、ただいま青いメッセージで通知しました資料1の1をタップし、資料をごらんください。主に、前回からの変更箇所のみを説明させていただきます。

それでは、画面をスクロールしていただき、資料の5ページを表示ください。県の対応状況として、⑩ 11月7日、**首里城**復旧ワーキンググループを設置しております。⑪ 11月18日、知事直轄の組織**首里城**復興戦略チームを発足しております。⑫ 11月25日、**首里城**復元のための関係閣僚会議幹事会に謝花副知事が出席しております。⑬ 11月30日、県営公園区域について、一部を除き供用を再開しております。⑭ 12月2日、**首里城**復元のための関係閣僚会議に玉城知事が出席しております。⑮ 12月11日、**首里城**復元のための関係閣僚会議が開催され、復元の基本的方針が決定されております。同方針においては、伝統技術の活用への支援や技術的な検討の場に対する沖縄県の参画など、県が要望した事項が取り上げられております。詳細につきましては、資料1の3を御確認ください。⑯ 12月12日、国営公園の無料区域について、一部を除き供用を再開しております。

以上で、土木建築部からの説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

続きまして、一般財団法人沖縄美ら島財団理事長花城良廣氏から御説明をお願いいたします。

花城良廣参考人。

○花城良廣参考人 おはようございます。沖縄美ら島財団理事長の花城でございます。

このたびは、近隣の方々初め沖縄県民、国民の皆様及び関係各位並びに沖縄県の観光を楽しみにされていた観光客の皆様へ御心配と御迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

それではお手元に配付いたしております資料により、御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

消防へ提出した消防計画変更届に従いまして、対応状況について説明いたします。同計画の第33条では、夜間に発生した火災等の災害に対しては、

(1)ただちに消防機関に通報した後、初期消火を行う。(2)防火管理者などの関係者に緊急連絡網により急報する。(3)消防隊に対して情報提供するとともに、出火場所へ誘導することとしております。

表1をごらんください。夜間の自衛消防組織の編成表でございます。城郭内の奉神門モニター室に警備日直責任者1名、消火担当1名、通報連絡担当1名を配置しております。加えまして、城郭外の防災センターに、隊長代行1名、通報連絡担当1名、消火担当1名、そしてゲートボックスに1名の計7名を公園全体で配置しておりました。

表2は、警備員などの対応状況です。2ページの平面図をあわせてごらんください。2時34分、不審者侵入を感知する人感センサーが発報し、奉神門のモニター室にいた警備Aが正殿に向かいました。北口より正殿内に入ったところ、煙を発見し、通報するため及び消火器をとるために急いで奉神門に戻り、警備B、監視員Cに火災発生を伝えました。2時40分、火災報知器が発報、正殿から戻った警備員Aはセコム社と連絡し、セコム社から2時41分消防に通報いたしました。その後警備員Aは、警備員Bに連絡担当を引き継ぎ、2時55分まで消火器2本を使って消火活動を行いました。正殿正面にある放水銃2番付近は熱くて近づけない状況でありました。警備員Bは防災センターと複数回連絡を取り合い、応援を要請し、その後正殿周辺の施設に延焼がないかモニター監視を継続いたしました。監視員Cは火災報知器発報後、直ちに消火器を持ち、正殿北側から正殿東側に回り、火災状況調査を行いながら、二階御殿裏ゲートボックスで消防車を誘導しております。警備員、監視員の3名は消防計画に基づいて計画、行動しておりました。消防活動報告

書によれば、現地2時48分から11時間以上、30隊33台が消火活動を行っており、**首里城**火災の最大放水口数は26口、正殿裏側の放水銃4番は使用できなかったと記載されております。

2ページをごらんください。

首里城有料区域の平面図に、放水銃の位置を示しております。放水銃は4基設置されており、消防が放水銃1番、放水銃2番、放水銃3番を使用しております。

3ページをお開きください。

正殿内にあるセンサーについて説明いたします。正殿内に監視設備として監視カメラと人感センサー、消防設備として煙感知器、熱感知器がございます。正殿内に監視カメラを7台設置し、不審者や事故などの防犯、監視を行っております。人感センサーについては、正殿1階出入り口及び扉付近に10カ所設置しております。当該センサーは、空間の熱移動を感知することで、人の侵入を知らせるシステムであります。次に消防設備について説明いたします。熱感知器は1階に12個、2階に4個、3階屋根裏に8個、合計24個設置しております。周囲の温度の上昇率が一定以上になったときに作動するシステムとなっております。煙感知器は正殿2階に4個、3階に4個、合計8個設置されております。周囲の空気が一定濃度以上の煙を含むに至ったとき作動するシステムとなっております。

4ページをお開きください。

正殿内部の分電盤及びLEDスタンドについて御説明いたします。正殿内の分電盤は、正殿内各階の照明やコンセントなど16のブレーカーがあり、電気を分配しております。そのうち5つのブレーカーは24時間通電をしており、11のブレーカーは21時30分にオフとなるよう自動制御されておりました。24時間通電している5つのブレーカーのうちの1つのブレーカーは監視カメラ、分電盤用照明、分電盤に取りつけたコンセントに電気を供給しております。そのコンセントからLEDスタンドそして送風機につながっておりました。当日、送風機はコンセントから抜いておりました。

次に、LEDスタンドの状況を説明いたします。今年度2月の御内原開園に伴う正殿出口の変更に対応し、新たな出口に通じる正殿1階北東の部屋が照度不足のため、足元を照らす照明灯を設置いたしました。電気工事士の資

格を持つ専門業者に照明器具取りかえ等業務として発注し、平成30年12月にLEDスタンド2基を設置し、平成31年2月から使用しております。配線コード、プラグ、コンセント等はJIS規格適合品であり、電気用品安全法に基づくPSEマーク基準に適合しております。LEDスタンド2基は24時間通電のコンセントに接続しており、当日は閉館後18時45分、清掃員がLEDスタンドの電源スイッチを切っております。消費電力は2基合わせて40ワットで、許容電力1500ワットの範囲内です。毎日の巡回時に目視チェックをし、清掃、そして緩みなどを直しておりました。

5ページをお開きください。

収蔵品等の確認でございます。12月6日現在での収蔵品総数1524点のうち、存在が確認された収蔵品などは1129点、そして未確認が395点となっております。確認された資料についても、焼失は免れたものの熱や水害などで劣化が見られます。現在、各資料の状況調査をさらに実施しておりますけれども、各分野の専門の皆さんの協力を得て実施しているところでございます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○新垣清涼委員長 参考人の説明は終わりました。

これより、**首里城**の火災に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様及び参考人に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

なお、参考人の発言は、**首里城**の火災に関する範囲内で行うこととなっており、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

また、質疑については、委員1人当たり答弁を含まず4分以内とし、質疑時間の譲渡については各委員間の了解があれば認めることとします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 電気系統の部分からの可能性があるというような報告があるわけですが、その中で延長コードと、それともう一つは奉神門と正殿の1次配線の部分からかなというような2つの可能性があるというふうに私も考えています。その中でですね、先日の一般質問でも確認したんですが、この延長コードをいつから利用したんですかということについてはですね、部長は従前から国管理のころから使われていたということでしたが、もう一度確認します。

○花城良廣参考人 私どもは照明器具取りかえ業務としてですね、30年の12月にLEDスタンド2基を設置しております。そして平成31年の2月、いわゆる御内原が開園したときに使用をしたということでもあります。

○座波一委員 いずれにしても、コードをつけて、コンセントをつけたということで、そういう工事の後にこういう形になったのは2月からということになりますね。わかりました。それでですね、この延長コードというものが、こういう木造の貴重な文化財の建物の中で使われるということは不適切ではないかというふうな指摘もあったんですが、それについては適切だったというような答弁をしておりますが、財団のほうもそう考えているんですか。

○花城良廣参考人 この配線コードを設置するに当たりましては、なかなか歴史的な建造物、非常に精密に復元された**首里城**でございますので、壁、床に傷をつけないように配線をするということで、今回は配線をするに当たって、JISマークの規格適合品であるかどうか、あるいは電気用品安全法に基づく基準を満たしているかどうかというようなことを含めて審査をし、設置をさせていただいたということでもあります。

○座波一委員 これは理事長が判断したんですか。それとも電気技師が判断したんですか。

○花城良廣参考人 これは、私どもの工事に当たって規格品をしっかりと使用するということで行っているものであります。

○座波一委員 ですから、理事長が判断されたんですね。それとも誰が判断したんですか。

○花城良廣参考人 それはですね、いろいろと発注形態の決裁権はどこにあるかというのはそれぞれランクによって違いますけれども、その規格の判断はですね、まさにこの工事をする電気工事士の資格を持つ業者に発注してい

るわけでございますので、この配線コードも市販されたものでなくて、業者がその規格に合ったものを選んで施工するということでもあります。

○座波一委員 今、工事の問題ではないと思いますね。保安業務の問題だと思うんですよ。この6600ボルト高圧受電の施設というのは、電気技師を1人選任して置くか、あるいは委託するかなんですけれど、今この方法だったんですか。

○花城良廣参考人 私どものほうは、先ほど申しましたように省令に基づきまして、電気施設に関する技術基準のある適合した会社であるということと、それと電気工事士の資格を持っている業者にお願いをして発注をしているものではございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から工事の話ではなく電気保安業務について質疑しているとの補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

花城良廣参考人。

○花城良廣参考人 いわゆる私どもが事業を行うときには、電気事業法に基づきまして自家用電気工作物保安規程、それから自家用電気工作物保安規程細則を定めているわけでございますけれども、それにのっとっておりまして、電気保安業務を適切に遂行するために、電気主任技術者を選任し、その指導監督のもとで自家用電気工作物の工事、維持及び運用を行っているところでございまして、先ほどのお話の中では、もちろん私どもの職員にもその資格を持っている方がいますが、これにつきましてはちゃんと工事として外注をして、工事をしていただいております。

○座波一委員 じゃあ話をまとめますと、しっかりとその辺の工事も含めて、コンセント工事も含めて、延長コードを使うに当たって、電気技師がしっかり確認した上でこれをやったということですね。

○花城良廣参考人 そういうことです。

○座波一委員 しかしながら一般論としては、延長コードというのは通電状態を長く続けると被覆が薄いのために危険であるという、そういうことは通説なんですね。ですから、そういう不適切ではないかという指摘はその辺か

ら来てるわけですけども、これを総合的に考えてみてですね、管理委託の指定管理の協定書も見たんですが—これはひな形ではありますけど、恐らく、管理物件は善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないという、善管注意の義務があると思うんですよね。そういうことからいうと、これだけの貴重でさらに木造であり、さらにまた塗料が桐油ですか—特殊な桐油使っていますよね、漆に特有なね。こういうものを、危険度が高いところでね、こういうものを使うっていう判断を下したってというのはどうかなという疑問が湧くわけですね。そこについてはどうですか。

○花城良廣参考人 今後、消防それから警察の結果を待って、私どもそういうことも含めて総合的に検証して、今後は見直すところは見直していきたいというふうに思っております。

○座波一委員 私は出火の原因とですね、延焼がとまらなかった原因は別もので考えたほうが整理しやすいと思っていますので、出火原因についてはこの程度で一応おさめておきますけど、延焼をとめられなかったというのもですね、どうも管理移管後変わったとされる**首里城**の運営における幅広いイベント活用という点において、イベントの工作の問題で、放水銃あたりに影響したのではないかなと—初期初動のね、というのは否めないんですね。これをもっとはっきりわかるように説明しないとですね、いけないと思うんですよ。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から放水銃のある御庭にイベント用の舞台を設置することについて、事前の協議が十分になされたのか、初動に影響がなかったのかと質疑趣旨の補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

花城良廣参考人。

○花城良廣参考人 なぜ舞台設置を認めたかというようなことで……

○座波一委員 なぜ認めたかではなくて、事前協議をしましたかということです。認めたのが悪いとは言っていないよ。

○花城良廣参考人 舞台装置はですね、規模及び構造が避難経路を含めて、安全面を配慮したものであるかというようなことを判断をして、その設置を

認めました。いずれにしても今回の消防の活動等においてはですね、現場検証を踏まえて、我々も今後のイベントにおける安全確保上のものが適切であったかどうかを含めて検証し、見直していくものは見直していきたいというふうに思っています。

○座波一委員 もう時間もありませんが、これを本当に教訓にするためにもですね、しっかりとした検証をして、立派な**首里城**再建につなげるということを私としては、この方針を守っていきます。ですから、再建ありきの議論はですね、少し今置いておいて、そこら辺を検証した上で、次に向かいたいと思っていますので、ぜひともまた今後ともはつきりしないままではですね、そういう質疑も続くかと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 おはようございます。よろしくお願いします。

まず1点ですけども、財団はですね、**首里城**の琉球王国としての歴史的な文化的なやっぱり価値っていうのかね、価値も含めてまた県民がすごく重要文化財という認識も高くてね、そういう大事にしてるといふことの象徴ということは言われてるんですが、この辺は財団は管理をするに当たって、この辺の認識ですね、管理者としての責任というんか、認識はどこまでお持ちかどうかお聞かせください。

○花城良廣参考人 今おっしゃるとおりで、私どももですね、**首里城**の管理に当たっては、27年間ずっと続けて管理をしてきておりますけれども、その再建後、非常にきらびやかな建物ができましたけれども、この中に沖縄の魂、あるいは歴史、文化を象徴するような形をつくってあげるために、私どもの財団は皆さんに**首里城**基金をつくっていただきまして、それを運用しながら美術工芸品を収集し、そして修理、複製をして正殿の中に展示をして皆さんに見せるという、まさにこれまでの建物の中に心を入れてきたということで、非常に我々としても、この27年間これを歴史の重みのある**首里城**に仕立ててきたということは、これまでの維持管理をしてきた私どもの一つの自負でもございました。そういう意味で、今回の焼失は非常に建物そのものが焼失したということはもちろん非常に残念でありますけれども、それにあわせて、

私どもがこれまで集めて収集して、修復し展示をしてきた文化財についても幾つか焼けたってということに対しては、非常に心を痛めているところでございまして、再建にあわせて、それも早目に修復し展示できるようにしたいというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 国から管理委託されてから県に移管するまで27年間、この間無事故でっていうんか、言われてる感じで大事になっていう管理してきたと思いますが、移管するときに当たってね、このような災いが起こって大変ショック大きいと思いますが、そういった思いで管理してきたことについては敬意を表したいと思います。こういった状況の中でそういう火災が起こったということに関してなんです、初期初動体制についてなんです、そういう気持ちで管理していたということはわかってるんですが、先ほど言ったように、10月31日の2時34分で警備員が正殿北側シャッターあけたら煙が充満をしていたという報告と、それから2時40分には監視員が正殿へ消火器で向かったが煙が激しくて消火できなかったということなんです、この初期初動体制については、ここはその対応でやむを得なかったということで捉えているか、十分だったのか。

○花城良廣参考人 私どもは基本的に県とのいわゆる基本協定書、さらにその中に規定されています防火計画等々を含めて十分議論をした上で、この体制としてきたわけですけれども、先ほど委員もおっしゃいましたように27年間何もなかったわけですけれども、今回こういう火災が起こってしまったという非常に残念なことになりましたが、またそこに配置しております職員についても、しっかりと定められた中で活動をしてきたわけですけれども、そういう意味で今回の事故、火災を検証してですね、本当にこれが今までやってきたことが正しかったのかどうかと、より細かく検討してですね、今後の再建について私どものほうも協力をしてまいりたいというふうに思っております。

○崎山嗣幸委員 この初期初動体制でこういう事態をとらざるを得なかったということなんです、情報によると正殿内は巡回しないで、外から目視を一奉神門からモニターで警備カメラで監視していたということなんです、これは警備員とか監視員が正殿内を巡回しなかったという主な理由って何ですかね。

○花城良廣参考人 これはですね、イベントのその日ですけれども、閉館後、私どもの警備員がちゃんと正殿の中をしっかりと巡視をして、そして北側のシャッターをきちんと閉めて、それで南側のほうはイベント会社がイベントの準備をしていますので、物の出し入れが若干あったというようなことですので、そのままあけてあったわけです。一旦、警備はみんな済んでいます。その上で、作業が終わった時点で、そのままシャッターをですね、もちろんうちの職員もシャッターがあいている状況のところは知っておりますので、担当職員はその監視をするということと、さらには奉神門のほうにもモニターでちゃんとそのゲートのほうは写ってますので、そこを見て監視をするということで対応したということ聞いております。その後、シャッターを閉めるときにはそのまま作業が終わったので、そのまま警備員が来てシャッターを閉めた。そして警備員はその周辺を少しチェックをして、イベントの皆さんが出たかどうかというような確認をしたということです。

○崎山嗣幸委員 この警備員と監視員については、訓練とかですね、あるいは任期というかね、1年単位でやめる方々なのか、恒常的にやっているのか。それから、文化財の認識っていうのか、教育とか、そういうことは体制的になされてるかどうか。

○花城良廣参考人 監視員等含めてですね、私どもは防火訓練をしておりますので、そのときには同時に一緒に出てきてやるということと、それからそれぞれの防火に対する講習会等々については、財団が実施する講習会にも出ていただくと。さらにはですね、それぞれの会社においてもそういう訓練、あるいは教育をしているということでございますので、その機会は多いかというふうに思います。

○崎山嗣幸委員 身分は、1年単位とか何年かっていうのは。

○花城良廣参考人 私どもの条件は、しっかりと契約期間中はその資格要件をちゃんと満たすということになっておりますので、ある会社のほうとの契約の中に同じ人がいる場合と、あるいは途中でやめた場合においてもちゃんと資格要件を満たす方の配置をしておりますので、運用面では問題ないかなというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 国、県からの支援というのか、受けられておりますかね、財団は。出資金とかはありますか。出資金は国と県からは幾らなのか。

○花城良廣参考人 財団の場合は私どもの前身であります財団法人海洋博覧会記念公園管理財団というのが設立されたときにですね、これは1951年に公益法人がスタートしたんですけど、そのときに県から、これは1年か2年またぐんですけども、県から3億5000万円、そして国から3億5000万円の基本財産を積み上げてスタートした財団であります。もちろん当時は国営公園の管理運営をする団体として、基本的にはそういう事業を展開するという公益法人として設立したもので、現在はですね、また平成4年に**首里城**がオープンするに当たって、これも順次ですけれども、さらに2億5000万円ずつ、県も国も出資をしていただいて、県が6億、国が6億という基本財産になってそれだけ出資、支援を、あるいは補助金としていただいているものであります。

○崎山嗣幸委員 直近の19年度の入館料とか売店料収入とか、あるいは皆さん方の収益とか、国の使用料とかについてお聞かせ願えますか。19年の直近の、入館料の総額、あるいは収益額含めて、国への使用料等含めて、これをお聞かせ願えますか。

○花城良廣参考人 これについては、基本的に私どもが貸借対照表の範囲内で情報を公開しておりますので、この内容については控えさせていただきたいと思います。

○崎山嗣幸委員 今回は控えさせてくれということで。聞かれるときに多分に、県が31年の事業計画を出しているのが15億余りで入館料あって、収益1億ということで、国に2億余りという支払いが事業計画出されておりますが、これが途中で頓挫しているわけですよ。この計画についてはこれからどうなされるおつもりですか。収入が入らなくなるわけだから。

○花城良廣参考人 **首里城**に関しては、当初各入館料は179万人の入館を想定をしております、収入あるいは入場料、売店収入合わせてですね、先ほど申されました15から16億円くらいのことを考えておりました。財団としてはその中から収益を3000万、4000万の収益が上がるだろうということを想定をしておりましたけれども、今回の火災によってまさしく収入をいただくという場所がなくなったわけですから、10月までの収支と、それから未開園になって入館料がいただけないという期間を合わせて、期末にはですね、約3億5000万程度の赤字になるという見込みをしております。この対応に

つきましてはですね、もちろん県と国有財産使用料の免税がどこまでできるのかということとあわせて、私どもとしてはこれだけの収益を上げる収入を得るための施設がなくなったわけですので、それに対して保険等々、それをどこまで充てられるかというようなことで、できるだけそういう努力を、自分たちでできるだけ努力をして対応してまいりたいというふうに思っております。

○崎山嗣幸委員 国から県への所有権の移転についてなんですが、部長にお伺いしますが、これの課題と問題点については部長お答えできますか。何が問題点なのか、所有権移転について。国から県に。

○上原国定土木建築部長 所有権移転については本会議でも答弁してましますけれども、一日も早い復旧復興のためにですね、国営公園でもありますし、国と県の役割分担をしながら、一日も早い復旧復興に向けて取り組んでいきたいというのが県の今のスタンスでございます。課題があるのではないかというお話ですけれども、国営公園の所有権を県が取得するという事例は今までにございません。それをやるに当たってですね、やはり所有権を取得することができるのかどうか、まずその検討することさえも今後の課題かなというふうに考えています。当然ながら国有地でありますし、財産も国有財産ですので、それをどういうふうに取り得していくのかというのは相当ハードルの高い課題かなというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 県が国から管理移管を求めたときにですね—そのときに管理だけ求めているんだけど、そのときに県はね台風被害とか経年劣化で大規模改修に備えて所有権移転は費用負担が大きくなるからということで、主に費用負担があるからということで、県は国に所有権を求めなかったということの経緯をこの間聞いているんですが、それが主な理由だったんですか。それとも今言っている国有財産の件も含めてですか、原因は。

○上原国定土木建築部長 大規模修繕が発生したときの対応も課題だということで、管理だけの移管を求めた経緯は確かにございます。あのときやはり所有権の移転も求めるべきだという議論もございまして、その中で国有財産を移転するためには、それは当然取得するための費用がかかるという話がございましたので、これを県が負担して取得するメリットがあるのかというこ

とで、議論もございましたが、それ相当の費用がかかりますので、これは難しいというふうな判断をしております。

○崎山嗣幸委員 県民は、**首里城**は県民主体で再建してくれという声が強いですよね。今試算として、前回73億、正殿含めてつくられたということの、財源確保についての見通しが立てば県が再建するということの決意は、私は持ったほうが県民の願いに応えるなと思うんですが、それ最後にお答えください。

○上原国定土木建築部長 73億、焼失した部分ですね、当初の整備費用は。それが今回再建するに当たって、現在の価格でいえばもっと一相当かかるだろうというふうに言われております。それを県民が準備できたらやるかと言われましてもですね、それ相当の時間がかかるだろうというふうに考えますので、一日も早い復旧・復興を目指すに当たっては、やはり国と県の役割分担をした上で、国の力を最大限支援いただきながらですね、早めたほうがいいのではないかとというのが県の今の考え方なのかなと思います。

○崎山嗣幸委員 終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 本日はありがとうございます。よろしくお願いします。

先ほどから出ていますとおりですね、こういった火災というのは初期消火、初動が重要であるだろうということで、土木建築部あるいは本日財団のほうから出された消防計画、あるいは当日のですね、初動について少し、若干疑問をただしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

まず当日の警備体制、先ほど理事長のほうから計画に基づいて7名の配置があったということであるんですが、それは間違いはないですか。

○花城良廣参考人 7名です。

○具志堅透委員 その中においてですね、当日のその初期消火—正殿で火災が発生したわけですが、それに当たったのは3名という認識でいいですか。

○花城良廣参考人 奉神門にいた3名が初動をしております、外側のほうの防災センターのほうにいた皆さんは情報収集と、それからちゃんと消防署

がそこへ来ますのでそういう対応、それからさらにはゲートまでの案内というような連動をとってやっているということでございます。

○具志堅透委員 次に時間軸で少し確認をさせてください。まず機械警備警報というのがございますね。それがその設備が起動したのが1時43分、これは自動で起動するっていう形になるんですか。それとも警備の方がスイッチを入れて起動させるっていうことになるんでしょうか。

○花城良廣参考人 奉神門のセンターで、人がスイッチをオンにするということになります。

○具志堅透委員 オンを押して、そして2時34分にその機械警備、警報が発報をいたします。それでですね、35分に警備員がその場所を確認して、シャッターをあけたときに煙が充満していたということで、その後2時40分に非常ベル、いわゆる火災報知器が発報するわけですね。そこに6分間のちょっとタイムロスがあって、なぜそのときに火災報知器が、煙感知器も設備があるのにもかかわらずですね、発報しなかったのかというのが非常に疑問なんです。その辺のところどう捉えていますか。

○花城良廣参考人 これはですね、人感センサーは基本的にいわゆる恒温の一恒温というのは温度を保ついわゆる動物とか人間もちろんそうなんです。そういう動きがあったときに感知をする、基本的には侵入者をチェックするためのものなんです。それが発報したということで、警備員は人が、侵入者があったんだろうということで、懐中電灯を当然持ちながら、正殿のほうに行きながら明かりを照らし、周辺を照らしながら行くわけです。それでシャッターをあけて、中を見たらそれは侵入者ではなくて、煙が蔓延していたということで、それに一応行く前に懐中電灯などで周辺を調べていますので、こういった時間が要したんだろうというふうに思っております。

○具志堅透委員 非常ベル、報知器がセットされてますね。先ほどの説明では熱感知器、そして煙感知器があると。熱感知器が1階に2個、12個ですか、設置されてるんですが、煙感知器は2階からしか設置されていないんですね。それは煙は上に行くからという理屈なのかわからないですが、それが原因だったのかなとも今、きょうの説明を聞いて思っているんですが、まずはやっぱりその機械警備、警報というのがあって、それは非常に優秀だから鳴りましたよっていう部分で、そのタイムロスをどう説明するのかというこ

となんです。十分な設備がされてたのか、火災報知器という部分ではですね。そこをちょっと。

○花城良廣参考人 先ほどの話の少し繰り返しになりますけれども、人感センサーは、実は人物の侵入のチェックが基本的にはそれが目的ですけれども、煙がただ、煙が出ているときには感知をしません、煙の中に熱を持ってそれが動くような状況だったら、それは人間の体と同じような状況で熱を感じて感知をします。人感センサーが鳴ったのは、実は行って初めて煙が出ていてわかったという、これであったんだろうというようなことになっていますけど、本来は煙探知機とか、熱探知機が感知をしてあるということで、多分、感知器は熱感知もちゃんと2階にあったんですけれども、その感知をするまでの時間がまずあったんだろうというふうに思います。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志堅委員から火災報知器がきちんと作動していたのか、煙感知器が1階になかったからおくれたのか、その点が疑問である旨の補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 今の火災報知器のおくれっていうのを説明願えませんか。どう捉えてるか。

○花城良廣参考人 これについても我々今後はさらにですね、これはハードもソフトの面についても今回の対応を検討してですね、さらに県あるいは国のほうにもいろんな検討した結果の資料をいろいろ出すべき検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○具志堅透委員 次に進みます。消防訓練が行われたということですが、日時と内容について聞かせてください。

○花城良廣参考人 消防訓練は年に1回やることになっているんですけれども、去年は12月に実施してるんですね。ことしも同じく12月に実施をする予定でございました。総合訓練を実施するに当たりましてですね、私ども那覇消防署のほうへまず届け出をして、那覇消防署の立ち会いのもと実施するわけですけども、そのときにやることは、まず発見と、いわゆる火元の発見を

する、それを通報をする、そして初期消火を—これはそれぞれ担当を分けてやるようにはなっておりますけれども、それから避難誘導—これは人命救助を優先をするということで人命救助などですね、これを含めて細かく行動マニュアルみたいないわゆる火災総合訓練実施計画書を策定して、その上で実施をしております。終わった後にですね、また消防署のほうから評価をいただき、いろんなコメントをいただいて、それをまた次の訓練に生かしていくし、日々のこういった対応に反映していくということで実施しているものでございます。

○具志堅透委員 あわせて消防設備等の点検もありますか。あるんでしたらまた同じようにお願いします。

○花城良廣参考人 消防設備等の点検については年に2回実施することになっております。これについても4月、5月そして10月に点検をします。そのほか消防機器等がちゃんと作動するかどうかというようなことにつきましては、総合点検ということで、年に1回実施することになっています。

○具志堅透委員 その消防訓練—通常の訓練はですね、自衛消防計画に基づいてやるんですが、そこは消防署立ち会うんですが、その消防設備点検にも消防署は立ち会うことになってるんですか。

○花城良廣参考人 消防署は設備点検には立ち会っておりません。

○具志堅透委員 それでその初期消火の中でですね、ドレンチャーですか、シャワー、水の。その起動、そして放水銃の使用について、何分後のどういう形で初期の中で、警備員あるいは監視員等々が行ったか含めて説明願えますか。

○花城良廣参考人 放水銃及びドレンチャーについてはですね、それは設備機器の総合点検として1年に1回放水をします。そのときに放水の水圧とか、それから放水の量などもそのときにチェックをしてちゃんと動いているかどうかというチェックをします。さらにそれは起動のチェックだけでなく、そのついでに機器の点検も実施をするという形になっております。

○具志堅透委員 それは消火ホースも一緒ですか。消火栓のホースも。

○花城良廣参考人 消火栓は総合点検の一つとしては、防火訓練などのときにも実際に出したりいたしますので……。

○具志堅透委員 その点検のときにですね、例えば水が何分何十分出るのか、あるいはその放水銃がどのくらいの容量で、1時間使えるのか、消火できるまで可能なのかということも点検してますか。

○花城良廣参考人 いわゆる水量の水圧とかですね、そこから水量を計算するとか、そういった形になっているかと思えます。

○具志堅透委員 今回そのドレンチャーが10分、15分弱でとまったとか、あるいは放水銃があけるのが大変でとか、あるいは途中でとまったんだとかっていうことがあります。それは何が原因だったんですか。

○花城良廣参考人 これについてはですね、私どものほうも今いろんなことで検討しておりますが、水量の問題とかありますけれども、これについては今消防のほうもですね、いろんな形で事情聴取をしている状況で、私どものほうも資料を取り寄せながらやってる状況でございますので、これについてはですね、今後我々のほうも細かく調査をしてみたいというふうに思っております。それがどういう原因だったのかということ、私どものほうでは今後調査をしていこうというようなことでございますけれども、一応点検の段階では、機器の段階においては、今のところ異常は認められていないという報告を受けております。

○具志堅透委員 水量ということで考えますとですね、一定量があったと、時間が来れば水がなくなると、タンクがあってですね、それをどう補充する体制になってたのか。点検、あるいは訓練のときに。そこはどうですか。

○花城良廣参考人 それも含めて今後調査をしたいと、今タンクのところにも近づける状況ではございませんので。

○具志堅透委員 そこが大きな疑問でですね、せっかく設備がある、銃を放水する、あるいはドレーンがある。その水が5分10分15分でとまったということであれば、十分な初期消火ができてないんですね。それが水の水量のなさであったのであれば、なぜそこに補充しなかったか、そこは那覇市消防署だって理解をしておくべきなんです。皆さんが設備点検をする、あるいは消防訓練をするときにそこまでの補充をどうするかっていう部分まで、エントレスで水があるんであれば別に考える必要はないんですが、そこまでの訓練あるいは設備点検をやったかというところが、まだ回答が得られていない。

非常に疑問。時間になりましたので終わります。きょうはありがとうございます。終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まずですね、監視員、警備員が3名ということなんですけど、これどちらの会社なんですか。

○花城良廣参考人 会社名についてはですね、今こういう調査等々がまだ進んでいる段階ですので、ちょっと発表するのは控えさせていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員からセコムという会社名は出せるのになぜ警備会社名は出せないのか、県民やマスコミへの情報提供のあり方はどうなのかとの確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

花城良廣参考人。

○花城良廣参考人 まだ消防の原因調査が始まっているところでございますので、もしその会社の名前を出すということに対して、むしろその会社に対するいろんな誹謗中傷とかですね、そういうことが出てくると、ちょっとそこは控えさせていただきたいと。

○赤嶺昇委員 じゃあ何でセコムという会社が出るんですか。セコムにも行くでしょう。セコムという会社名を出せるのに、警備の会社名は出せないという理由を明確にしてもらいたい。これ皆さんも受けてると思いますよ、美ら島財団でさえも。でもそういうことを隠す意味があるかって、別にそこを責めるって意味じゃなくても、やっぱり明確にしていくっていうことは県民が知る権利だと思いますよ。部長も、県もそうですよ。他人事じゃないよ。

○上原国定土木建築部長 やはり警備会社も民間企業でございますので、その警備会社のほうから公表を控えてほしいという要望がございますので。

○赤嶺昇委員 セコムも民間企業ですよ。この違いは何かって聞いているわけ。警備会社民間企業だから、誹謗中傷、セコムは受けないのかって聞いているわ

け。そのラインを明確にしてもらわないと調査できないよ。この会社を責めるって意味じゃなくて。雇用形態も知りたいんですよ。

○花城良廣参考人 先ほどの業者名の今のところ公表できないというのは、このところはまだ原因究明がはっきりしていないということと、さらにその上でですね、関係会社の担当の職員もいろんな形で事情聴取をこれまでたくさんされておる状況でありまして、まだそれが解除になっているかどうかわかりませんが、これは消防署のほうでいろいろと、あるいは警察のほうもあるだろうというふうに思っておりますけれども、ただセコムに対してはですね、これ機械がセコムなんですね。したがってそのこの部分については、何ら今のところないというふうに聞いておりますので、機械そのものがセコムなので、そこを名前を入れさせていただいておるということでございます。まさに運営の部分じゃなくて機械の部分であるということで御理解いただければと思います。

○赤嶺昇委員 機械だったら公表していい。でも一番の問題はですよ、この3人の当日いた方が、初めに発見して、そこからいわゆる6分かかって、そこからさらに消防が来るのに14分かかってるんですよ。まさにそこがポイントじゃないですか。いかがですか。

○花城良廣参考人 センサーが鳴ってからの時間帯ですけれども、実は私どものほうのセンサーが鳴った時点で、警備員は不審者が入ったということで、先ほどもお話をしましたけれども、そのあたりで時間がかかったのはですね、これまず最初は正殿の周辺、正面を含めて、ライトを当てながら周辺をチェックをしていくということと、それからシャッターをあけて中に入って確認をするというような流れの、一連のことをやっているわけですね。そういった活動をしながら中に入るの、時間を要したというふうに理解をしているわけですから。

○赤嶺昇委員 最初センサーが鳴って、あと2人がですね、仮眠ですよ。普通最低でも2人くらい、不審者であっても1人で行くんですか。私の感覚でいうとですね、入ってきたら最低1人残して2人で行きませんか。いかがですか。私はむしろ警備会社とやりたいんですよ、このやりとりを。

○花城良廣参考人 2人はですね、仮眠しておりました、それを確認をしてそれで急いで帰ってきて、通報と同時に仮眠している職員も起こして火事だということで、そのような体制になっていたというふうに。

○赤嶺昇委員 それではですね、その警備員3名ですね、いわゆるこれ正社員ですか、アルバイトですか。

○花城良廣参考人 今おっしゃるのは、私どもの職員ではございませんが、発注している業者でございますので、そこのほうでは雇用をしているということは聞いております。

○赤嶺昇委員 正社員かアルバイトか。これは職員との聞き取りで僕は聞いてるんだよ、県の担当者。そこ大事でしょう。それまで言えないっていったらいよいよだよ。

○花城良廣参考人 私どものですね、この会社からその担当する職員の履歴書とか経験年数とかですね、そういう要件に満たしているかどうかという形で調査をとります。その人がそこの会社の中においては雇用の条件がどういうふうな形になっているかは、私どものほうでは詳細には持っておりません。

○赤嶺昇委員 時給制って聞いたんですけど、これは最低賃金って本会議場で答えてるんですよ。部長いかがですか。

○上原国定土木建築部長 警備のほうは採用当時は最低賃金であったというふうに聞いております。

○赤嶺昇委員 何で県はわかるのに、美ら島財団さんはわからないんですか。

○花城良廣参考人 最低賃金ということ、私どもは発注を行うときにやっぱりそこでどれだけの賃金でやるかというようなことで、労務単価なんかもいろいろと活用させてやるわけですけども、先ほどの私どもの平成27年から31年、いわゆる発注するときに、26年の労務単価を使うんですけども、そのときはですね、確かに最低賃金という夜勤の部分でありましたけれども、今回30年から34年度の私どもの今回の管理の中においてはですね、それをきちっと労務単価によってやろうというようなことで、今はきちっと労務単価の中でさせていただいているということでもあります。

○赤嶺昇委員 労務単価はわかるけど、正社員かアルバイトかわからないというのは、私はですね、皆さんは専門家って言うてるんですよ。この方々専門家なんですか。

○花城良廣参考人 この方々は専門家っていうか、いわゆる先ほど申しましたように、履歴書、その要件というのは資格を持っているか、ちゃんと持っているかどうかというそういうことをチェックをした上で、こういう労務単価を決めて発注をしているということです。

○赤嶺昇委員 どのような資格を有してるんですか。

○花城良廣参考人 宿直職員の配置条件ということで、監視員の場合だと、勤務年数が3年以上、それから電気工事士、さらには消防設備士の乙の4種、そういう資格を有していることということで条件を付してるところでございます。

○赤嶺昇委員 いずれにしてもこの警備会社であったり、募集をかけたときのハローワークでの採用条件、その会社から採用するときの条件等をですね、今後しっかり出してもらいたいということはお願いしときたい。これ委員長でお願いします。それから、マスコミのさまざまな報道を見るとですね、どうも県、美ら島財団さんが、余りマスコミ等に対する対応がなかなかとれてないというふうに私は聞いているので、そのあたりはどうですか。

○花城良廣参考人 財団としてですね、マスコミの皆さんには、一部これまで記者会見の中で誤解の返答をして大変御迷惑をおかけしたというところもございまして、これについてはおわびを申し上げますけれども、基本的なこととして私どもは知り得たことはできるだけ丁寧に皆さんにお伝えしていきたいということで、特に文化財においてはですね、これは私ども財団の管理下にあるわけですがけれども、これは全て県民のものであり、ましてや国民のものであり、さらには世界遺産ということのものであれば、全世界の皆さんの文化遺産だというふうにも考えておりますので、その扱いについては、しっかりと丁寧にそれぞれ皆さんにお伝えしていくということで、その余りにもそれを急いで皆さんにお伝えするという部分については、まだしっかりと数字が出ていないのにその時点でやると翌日数字が変わったりですね、いろんな調査をしながらやっているものですから、若干そういう意味でのお叱りも受けているわけですがけれども、スタンスとしてはしっかりと丁寧に伝

えしていくということを今後とも変わらないでやっていきたいというふうに思っております。

○赤嶺昇委員 県も美ら島財団さんも自分たちが報告したいときにマスコミを使うのではなくて、マスコミ等からも、全部出せないものもあるっていうのは理解しますよ。しかし取材等をお願いされた場合にはできるだけですね、それは多くの県民、国民、いろんな方々が見てますので、そこは真摯に対応してもらいたいなということを要望しておきたいなと思っております。

先ほどの質疑の中で、最初の煙を探知する機械が2階にあったということだったんですが、これはそうなんですか。2階にあったんですか。

○花城良廣参考人 煙探知機は2階。

○赤嶺昇委員 そうするとそれがもし2階じゃなくて1階にあったらもっと早かったということで理解していいんですか。

○花城良廣参考人 その状況はなぜその2階に煙探知機、1階になかったかというのは、私どもよくわかりませんが、設置者がそういうふうな、我々が管理する段階ではそういう状況で設置されていたわけですが、ただし、1階のほうには熱感知器、いわゆる熱感知器はついているんですけど、これが火災警報として鳴ったのか、あるいは煙探知機が先だったのか、そこはまだ調査は進んでおりません。

○赤嶺昇委員 私は、皆さんがつくったわけじゃないので、そういうふうに煙探知機もなぜ1階になかったのかということも含めてですね、やはりこれだけの焼失、もしかしたら想定してなかったのかもしれないですけど、やっぱりここにくると、そういう課題は課題としてですね、明確に出していくということは大事だと思いますけどいかがですか。

○花城良廣参考人 今回の火災を受けてですね、今委員もおっしゃったいろんな課題があると思いますので、これは単なるハードだけでなく、ソフト部分、運営、体制の部分も含めてですね、さらに検証しながらまた次の再建に応用できればというふうに思っております。

○赤嶺昇委員 あと部長に聞きたいんですけども、先ほど再建に向けてはですね、県の所有にするんじゃないかと、やっぱりいろいろとハードルが高いと。国の予算もしっかりと頼っていくということを、これやっていかないと厳しいだろうということの認識を聞きました。国に予算、知事もすぐに政府

にお願いしてきている状況で見るとですね、国主導で動いてるんですよ。それが、今後、国が予算出して動いているのに、途中から県のものにしてくれというのは、僕は筋違いじゃないかなと私は思いますけど、部長はいかがですか。

○上原国定土木建築部長 これからです、しっかり国と協議しながら、国と県の役割分担、協力のあり方ですね、しっかり連携しながら再建に向けての計画を立てていくということであると思いますので、この辺しっかり対応したいと思います。

○赤嶺昇委員 だからこの間議員のアンケートもあったんですけど、いろんな意見があると思うんですよ。ですけど私は国に頼っていくということだったら、都合のいいときは国にお金を出してもらって、また都合のいいときは県にやっぱり所有権移管するというのはいかがなものかなと私は思ってるんですよ。沖縄県のものにするというんだったら、まず自分たちの気合いを出してですね、自分たちでやろうということをして先に思って、足りない分を国に求めるんだったらいいんですけど。そこはですね、最後にもう一回、国と県で、国が主体的にやるということだったら、今までどおりになるということじゃないですか、部長いかがですか。

○上原国定土木建築部長 これは**首里城**公園の、今現在のですね、形態で整理をした、これまでの経緯ですね。国営公園がまずあると、その周りに県営公園があると。国と県の役割のもとでこの**首里城**公園というのが整備をされてきております。今回は火災があったのは国営公園の部分だということで、国営公園としてしっかり国として対応するというコメントもいただいておりますので、そこに県としてですね、協力できることをしっかり協力していくというスタンスでございます。

○赤嶺昇委員 以上です。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から財団及び執行部に対して、財団から警備会社に示した警備員の資格要件がわかる資料、警備会社が警備員を募集した際の募集要項及び消防活動報告書の3件の写しの提出について要望がされた。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 お疲れさまです。

首里城は過去に今回も含めて5回かな、焼失したという報道は耳にするし、聞くんですが、さりとしていつなんだというのが、戦争のときだけなんですよ、表に出ているのは。その以前のことは誰も知らない。しかしその都度今みたいな原因究明をやっていたと思うんで、まずその過去の焼失したときの概要とかそういったものの把握していますか。全く誰もわからんでしょう、いつどいう形で焼失したか。

○上原国定土木建築部長 5回焼失してるというお話ですけども、今回ですね、前回の再建に当たって、1712年に再建された**首里城**正殿等が1925年に国宝に指定されているということがございまして、それを復元するというところで取り組んだのが前回の復元でございまして、今回も昨日ですね、関係閣僚会議の中で確認されておりますけれども、そのときの復元を原則とするということでございます。それ以前にも確かに焼失した歴史があるというお話ですが、今回の復元はそれだということでございます。

○糸洲朝則委員 僕は復元の話はまた先にこれから聞くんで、そうではなくて、せめていついつ焼失したんだというその記録は残ってないの。

○上江洲安亨補助者 過去4度の火災についてですが、1453年は志魯・布里の乱という戦争で焼けたことになってます。あと1660年と1709年に焼失してるんですが、これは失火としか記録がないので、原因はよくわかっておりません。1945年は御存じのとおり沖縄戦による戦災ということになっています。

○糸洲朝則委員 いわゆるその都度原因究明と再建に向けての議論を今みたいにやっていたと思われるんですよね。だからこれは財団あたりで専門職をつけて、歴史をもう一回掘り起こすということも必要かなと。いわゆるそれぐらいやって初めて原因究明、また再発防止策というのが立てられるのかなということで、あえてそういうことを聞かせていただきました。

それで、これもう再建に向けてのことなんですけど、1つは火災保険。これについて、ただ70億円の保険で二千幾らかのもんだという程度のものしか聞

いてませんので、その火災保険についてちょっと詳しく説明をいただけませんか。

○花城良廣参考人 火災保険につきましてはですね、私ども財団全体のほうで掛けているのが、毎年約2900万円の火災保険料を払っております、この保険価格というか330億に対してやってるわけです。その内訳の部分については、**首里城**とか私どもが管理してる美ら海水族館とか、あるいは財団独自の事務所とかですね、それをみんな含めてやっているわけですがけれども、その先ほどの70億という話はですね、そのうちの一つの建物が焼けた場合には、上限額が70億というものが設定されておりますので、その範囲内で払うということになっております。

○糸洲朝則委員 ということは今回の火災も上限70億という理解でよろしいですか。

○花城良廣参考人 上限額は70億。

○糸洲朝則委員 この火災保険を掛ける期間があるでしょう、何年と。

○花城良廣参考人 前から追加で掛けていくわけですが、今回9月にスタートしておりますので、それから5年間という形になっております。

○糸洲朝則委員 5年更新で。

○花城良廣参考人 これは5年の保険ですね、さらにそのときに次のまたものはどうするかというのは、またいろいろと検討してつなげていくという形です。

○糸洲朝則委員 これも多分に原因究明とかそういったことと伴って、現金の額も決まってくると思いますから、それはこの程度にしておきます。先ほど過去に焼失した歴史の話をいたしました。これは、年代を見てもやはり忘れたころにみんな火災が起きてるんですよ。したがって、よもや皆さん**首里城**が火災に遭うっていうことはゆめゆめ思ってなかったし、みんなそう思っていたと思うんです。だからさっきの消防訓練の話を聞いていても、随分形式的にやっていたんじゃないかなという思いすらしますが、いかがですか、そこら辺の消防訓練というか。

○花城良廣参考人 これまでですね、消防署の立ち会いのもとでいろんな指導も受けながら、毎回やるたびにいろんな指摘を受けながらですね、改善を

してきたわけですがけれども、今回こういった体制の中で、結果として消火、あるいは延焼をとめることができなかったということに対しては非常に反省すべきものがたくさんございますけれども、今後は、そういったことを含めて管理体制がこれでよかったかどうか、いわゆる第三者委員会等も県のほうもその設置で検討するというのを聞いておりますので、私どももですね、そこに協力をしながら、できるだけ再発防止に努めていきたいというふうに思っております。また財団としてもですね、さまざまな分野からいろんな意見を聞いて、しっかりとこの対応がよかったかということについても検証してまいりたいというふうに思っております。

○糸洲朝則委員 その消防訓練のとき、消防署はどういう役割ですか。

○花城良廣参考人 消防訓練をするときにはですね、私どもは消防訓練計画書を出しますけれども、その上でチェックをしていただいて、当日来てもらって、これがしっかりと計画どおりにできているのかどうかと。あるいはその部分でいろんな行動をする中で、一人一人チェックをしていただいて、アドバイスをいただくということで、それをさらに今度は次の消防計画に生かしていくという形になっています。

○糸洲朝則委員 消防車は出動しますか、その訓練のとき。

○花城良廣参考人 消防車の出動というか、消防車は出動して来ないと思いますけれども……。消防署員が来るというようなことで、そのもとでやっています。

○糸洲朝則委員 甘過ぎますよ。僕が火災現場に行って、最初に気づいたのは、消防車が入らん仕組みになってるんですよ、**首里城**そのものが。一旦消防訓練のときは消防車がどういうふうな消火の訓練をしたのかというのが、すぐ僕は疑問に思ったんです。そこら辺どんなですか。

○花城良廣参考人 確かに委員がおっしゃるように、消防車が中まで入れる状況にはなっていませんけれども、消防隊がですね、消防署みずからやってくる訓練もあるんですね。これは私どもの職員の対応は、職員の消防訓練ではなくて、消防署みずから訓練で、近々では去年の12月22日にはですね、那覇市消防士が車両4台、当然中にまで入りませんが、外側に待機をして、さらに41名の皆さんが入ってきて消火栓を使ったり、そういった訓練はやっております。ごめんなさい、29年の12月22日に実施をしておりま

す。訓練のときには私どもの職員もそこに対応するという事になっております。

○糸洲朝則委員 これから再建していく中でも、こちら辺は大いに議論されることだと思いますが、僕はあれだけは悔やんで、悔やまれたんです。もしあのとき消防車に出動させていろいろ試しておけば、これは入らないから、例えば外からはしご車でやろうとか、あるいは中に入れるような小型のものを開発しようとかそういったものが浮かんできても不思議でないと思うんです。だから皆さんの訓練が形式的じゃなかったかと、もう一回、例えば消防訓練の計画書も後で出していただければと思いますが、いかがですか。

○花城良廣参考人 今後ともですね、この機会に私どもは総合的に見直しをしたいというふうに思っておりますので、改めるべきものはですね、きちっと改めて次に活用していきたいというふうに思います。

○糸洲朝則委員 時間も無いので、第三者委員会の設置は私のほうから提案をさせていただきました。ぜひこれ必要ですから、県と財団、国、そういった関係者の皆さんは外してもらって、本当の第三者でね、専門的な原因究明と防火、防災という観点からの第三者委員会を立ち上げていただきたいということを申し上げて終わりますが、それに対する考えがありましたら御答弁をお願いします。

○花城良廣参考人 実際に私どもはこれまで管理運営をしてきている財団でございますので、そういった得られた情報はですね、あるいは検証して出てきた結果についてはですね、県の第三者委員会についても協力をしてまいりたいというふうに思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 お願いします。

世界遺産のフランスのノートルダム寺院で火災が起きましたよね。世界遺産なので、**首里城**も世界遺産ということで、フランスの火災の後、財団として**首里城**を管理する上で、防火体制についてどのようなお話し合いをしてきたんですか。

○花城良廣参考人 私どももですね、非常に先ほど申しましたけれども、27年に及び首里城の管理をしてきたということと、美術工芸品もそれぞれ収集をしてきているわけですので、そういう意味でこの建物、我々は訓練として、昼の防火訓練ではまず人命を優先とした訓練をしっかりとやってきたし、さらに消火器具の使い方についてもそれぞれみんな勉強してきたというような中において、こういったことが起こってしまったということについてはですね、我々みずからも反省をし、特に夜間の警備について本当にこの対応はこれでよかったのかどうかという部分も検証しながらですね、いろんなさまざまな状況—例えば状況と申し上げますと、密閉の中で火元が確認できない場合はどうするのかとか、そういういろいろな条件を付してですね、それに合った対応をどうしていくかというような話を、その時点から職員の意見を聞きながらですね、それをまとめていって、それがしっかりと今後の管理運営に生かせるかどうかと、あるいは生かせるものは生かしていきたいというふうな考えているところでございます。

○上原正次委員 今理事長からお話ありました、26年間何もなかったということで、やはりここの部分で認識がちょっと甘かったのではないかと私は思っているんですけど。訓練に関してですね、昼間やっているというお話がありました。夜間訓練は想定しないということでこれまで。確認はしますが、26年間で夜間訓練は一度も行っていないんですか。

○花城良廣参考人 実は夜間訓練ということについては、お客さんがいないときに訓練するというので、昼から夜にわたって訓練を一閉館後にやるというようなことはあるんですけども、そういった今回のような非常に真夜中で、密閉空間であり、いろんな状況の中を想定した訓練というのは今までちょっとやってこなかったかなということで、これも反省に当たるのかなというふうに思っております。

○上原正次委員 一般的に火災っていうのは夜間に起こるのが確率的に多いと思うんですね。私の認識としては、夜間にやはり火災があるという認識があるんですけど、財団のほうは夜間訓練をしてないということで、想定もしてなかったという新聞記事等もありました。今回ですね、消防計画の変更届が31年3月25日に出されていますけど、これどういった経緯で、その部

分で、夜間の訓練のことも載ってはいるんですけど、3月に変更届を出した理由について、なぜまた夜間訓練をといる。

○花城良廣参考人 変更届を出したのが、31年3月25日時点のですね、中身の話ですけれども、これ夜間における自衛消防計画というのがあってですね、これは夜間に発生したときにはそういう体制でやるよということの記述でありまして、そこに書いてあることは、これは昼やるものとちょっと違うんですけども、実は下の表の部分で、その夜の体制、要するに人数が3名になっているわけですけれども、この3名の中でどういったことをやるかということで、ここで1から3に書いてあるとおりなんです。その一つが、まず直ちに消防機関に通報して消火、いわゆる初期消火に当たるということと、それからもしそこに人がいるのであれば誘導して避難させるということと、2番目に書いてあるのは、いわゆる関係機関、あるいは関係者に連絡をすると、できるだけ速やかにやるという担当もいると。もう一つは、消防車が来ますので、ちゃんと火元がどこなのか、それはちゃんと調査をしますね、ちゃんときちっと的確に消防車に情報を与えるという役目があるわけですので、そういった作業をその3名でやるということに今なっているわけなんです。

○上原正次委員 火災の場合は、結果的に消防に通報して、結果的にぼやであれば一番いいことなんですよね。初期消火に当たって、消火器を持って警備員の方が行ったって言ってます。普通に考えて煙が出ている状況だったら、まず最初にこれにもあるように、消防に通報するのがまず先で、それが結果的にぼやであれば今回のようなことは、恐らく火元を確定して、状況的にこんなに大火になることはなかったと思うんですよね。それでまた聞きますけど、今回、第4放水銃が機能しなかったってありますけど、その理由について。

○花城良廣参考人 これはですね、私どもは先ほどの消防計画にもあるように、まずは初期消火、もちろん消防署に連絡をすると同時に今度は初期消火に当たるわけですけども、この初期消火そのものはですね、消火器を持って消火に当たるわけですので、これをいわゆる私どもの警備員は、できるだけ早目に初期消火をしようということで、それと同時に今度は消防車も来ますので、消防車の誘導に当たるということで、基本的には放水銃を使うに至ら

なかったんですけども、ただ消火器を持って一生懸命やった職員はですね、御庭のいわゆる正殿から向かって北側の北殿との間のほうで一生懸命頑張っていて、そこの部分で今の放水銃の4があるところはわかってますので、そのあたりが非常に熱がその周辺が熱が強くて対応できなかった、熱が非常に強くて近寄れなかったという話をしております。放水銃のナンバー2ですね、ごめんなさい。

○上原正次委員 放水銃の4に関しては、使用されていないんですよ。手動で上げる放水銃なのかと思うんですけども、これを上げるための専用の器具はあると思うんですけど、この器具が見つからなくて使えなかったのか。その放水銃を上げるとき、例えば設置場所、こういった器具がちよっとわからないんですけど、これの保管場所があると思うんですけど、それに関しては。

○花城良廣参考人 専用器具はですね、監視員が詰める奉神門というのがあるんですけども、そこのほうのいわゆるモニター、いろんなメーターを見るところですけども、そこのほうで工具にストックされていて、そのときにこっちから持ち出してふたをあけるといって、そういった運用になっておりました。監視員はですね、そのときにいわゆる消火をすることが、消火器を持って消火をすることが先だということをやっていたんですけども、消防が来たのでですね、消防のいわゆる誘導に回って、先に消防車を入れたということで、そこをあけるに至らなかったということです。

○上原正次委員 消防と連携しているって聞いてますけど、設置場所は消防は確認してないんですか。

○花城良廣参考人 それはわかりません。そこに入ってきた消防隊が確認とれたかどうかは……。

○上原正次委員 4基、個別に器具は置かれているのか、これ何個ありますか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人から、器具を用いてあけるのは4番の放水銃のみで、残りの放水銃は手動でボタンを押すと取っ手が飛び出してくるのでそれで使えるようになるとの説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

上原正次委員。

○上原正次委員 放水銃4番目は、この器具が見つからなかったから使用できなかったということでしょうか。

○花城良廣参考人 警備員はですね、器具のあるところは知っていますので、初動として消火器を持って消火をするということで消火器だけ持っていつているわけですね。消火器を持って周辺を見ながら行ったんですけども、そのときに消防車が来たと。消防車を先に先導するというのを、先にしたもんですから、消火銃をあけるといところまでいかなかったと。器具は奉神門にあるということは知っていたと思います。

○上原正次委員 器具はあるけど使えなかったという部分が—消防との連携とかそれは消防訓練やっているって言いながら、それが置かれている保管場所が消防と連携がとれていたならば、しっかり使えたっていう状況であるんですよ。その辺含めて、今後防火体制を本当にしっかりやっていただきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 お疲れさんでございます。忙しいところありがとうございます。

基本的なことだけ伺います。初動体制がね、返す返すもちょっとこの6分間で何かできなかったかなという思いも残念であります。基本的に現場は広いわけでありまして、センターというか奉神門っていうんですか、そことの連絡網というのはしっかりとれていることが大事なんだけれども、トランシーバー等の装着、それがあればもっとうまくいかなかったのかと思って、その辺も教えてください。

○花城良廣参考人 人感センサーが鳴って、これが火災であるということが当初からわかればですね、それなりの対応ができたと思うんですけども、今回に関しては、人感センサーっていういわゆる侵入者があったという、先ほど1人で大丈夫だったかというお話もありましたけれど、こういうところは反省しなきゃいけないんですが、その侵入者があったことに対して、建物の周りを探索しながらさらには最終的には北側のゲートをあけてですね、中に入って実は煙が少しあったんだけど、中に入って階段上がって左まで入っていったんですね。そういう多分火元がどこだったんだろうかというようなことの探索も含めて、そういう行動の後に奉神門に戻ったということですので、ここでちょっと時間がかかってしまったということで、我々もですね、最初から煙であればもうちょっと通報を早くして、初期消火に当たれたんじゃないかなということは理解はしております。

○座喜味一幸委員 それはそれでいいんだけども、携帯でもできるし、トランシーバー等の装着というのが必需品であったと思うんですよ。その辺を聞いてるんですが。

○花城良廣参考人 今後こういったことも含めてですね、ソフト、ハードの面から検証し、提案をしていきたいというふうに思っています。

○座喜味一幸委員 トランシーバーの装着はしてなかったということでもいいですか。

○花城良廣参考人 トランシーバーは持っていたということなんですが、トランシーバーは奉神門に待機している皆さんとのやりとりですので、このときには残りの2人は仮眠の状態でおりましたので、それで急いで奉神門に戻ってそして起こしたということです。

○座喜味一幸委員 仮眠であったにしても、そういう緊急時のときは何らかの形でね、連携がとれるような形ができていなかったということはこれは改善の余地があって、大きな原因の一つになるんかなと私は思っております。

もう一点伺います。大変慌てて消火器をとりに戻っております。2本も使い切って、一生懸命焦りながら頑張ったと思うんですが、その正殿内に、消火栓、消火ホース等はなかったのか、その辺はいかがでしょう。

○花城良廣参考人 消火設備、いわゆる消火栓等々の位置ですけども、消火器はですね、正殿のほうにこれは、内部に設置されているわけですけど

も、正殿のほうに12本ございます。全体では二階御殿とか、施設をあれすると55本あるわけですけども、それから屋内消火栓ですよ、同時に消火器も他に屋内のほうに消火栓もありまして、正殿には6カ所設備がありました。そのいずれもですね、内部にある消火器、消火栓はいずれも煙が充満をしていて使えなかったということであります。

○座喜味一幸委員 多分連絡しながら、大変なことになったという連絡をしながら、本人は一生懸命慌てて消火器2本持ってやったと思うんです。1つは連携がとれてればそんな問題なかったんでしょう。もう一つは日ごろからどこに消火栓があって、消火器が置いてあるかということを知っておれば、そんなに問題なかったと思うこと。もう一点は消防のときに、消火栓等のそばには必ず緊急用の押しボタンがあって、火災警報のランプがあったと思うんですが、それに関してはどうですか。

○花城良廣参考人 午前中も申し上げましたけれども、中にはですね、熱感知器それから煙感知器がありますので、それが、奉神門のほうに行きますと、そこに盤があって、そこに人感センサーが鳴るものと火災が鳴るものが出てくるんですが、そのときに戻ってきて警備員が行って戻ってきたときにその火災警報が鳴ったと、これは火災警報ですので明らかにどこかで火災が発生しているということを感じたと。それはちゃんときちっと鳴ったようです。

○座喜味一幸委員 火災警報の警報が入る前に現場において火事だと判断して、要するに火事だというような緊急のブザーを押せなかったという話なんです。

○花城良廣参考人 これはですね、実は火事が入ってきて、その一部が実はセコムの、一緒に人感センサーと一緒に鳴って、セコム社のほうに行くようになってるんですね。だからその職員が感知しなくてもきちっと確認をするとセコム会社に行って、今度はセコム会社から今そういうものが鳴ってるけど何だというすぐ折り返しますから、これは今火事だということをそこに伝えると自動的にセコム会社から消防署のほうへ連絡が行くと、そのころこっちの警備員はそのまま消火栓を持って消火に専念するというので、やってるときに消防車が入ってくると。

○座喜味一幸委員 煙感知器が起動する前に、自動でそれはやるんだけど、現場を確認したものが現場から緊急警報を押すための警報のボタンが

あったはずなんです。これが消防法でいう多分ルールだと思うんですが、それはあったのか、そういうものをなぜ使えなかったのかという話なんです。

○花城良廣参考人 今おっしゃる消火栓の近くにボタンがあったようでございますけれども、非常に煙が強くてですね、そこまでたどり着けなかったということを聞いております。

○座喜味一幸委員 この辺が非常にね、初動の問題としてクローズアップされるかなと、1つは思っておりますんでね。

もう一点は、貯水槽があったと聞いておりますが貯水槽の位置と容量について教えてください。

○花城良廣参考人 貯水槽は二階御殿、皆さんのお手元に地図がありますでしょうか、私どもから提出させていただいた地図の後ろのゲートの二階御殿というところがございますね、その周辺にあります。今ですね、正確なことについては国に確認中ですが、私どもの消防計画の中で提出しているものでは、消火用水槽においては120トン、それから防火水槽においては62トンと記載をしております。

○座喜味一幸委員 防火水槽62トンと、消火水槽120トン。これは全負荷をかけて火災のときに何分稼働いたしますか。まず消火水槽の120トン、全負荷をかけたときにドレンチャー、消防銃、消火栓等含めて何分かかるんですか。容量的に何分があったんですかということです。

○古堅孝補助者 全負荷かけたときに何分もつかというのは、私どものほうで把握しておりませんので、確認したいと思っております。

○座喜味一幸委員 訓練のときもそうだし、その辺の計算をして。現場に行ってみたらですね、ドレンチャーが数分で切れたというような説明を受けたんですよ。そうするとトータルとしての容量そのものが絶対量不足していたんじゃないかなというような疑義を持ったんです。それはちょっと、わからんじゃいかんじゃないの。

○古堅孝補助者 今回の火災の場合は広範囲で起こっております。放水銃とか消火栓、相当な数を一遍に使っているんで、これがどれだけの負荷があつて、何分もつかというのはちょっと我々想定してなかったんで、現在数値として持ち合わせておりません。

○座喜味一幸委員 放水銃は1基で五、六キロ圧力をかけたら500リッターくらい飛ぶ能力があったと、俺写真で見てるわけ。そうするとトータルで見たときに、ドレンチャーから放水銃からみんなトータルすると容量がもつのかという、また訓練のときに何を優先してどの設備を使うかということが日ごろからシミュレーションされていないで、今容量がわかりませんというような話なんかは、全然、日ごろの消火訓練の中にそういうシビアな検討がされていないということなんですよ。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人から、参考までに90トンの容量で15分程度もつのではないかと言われているため、それなりの能力を有していたとは思いますが、まだ設置者に十分確認がとれていないとの説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 僕は正殿内の消火訓練、防火訓練において、警備員、巡視員がこの消火をしようとしたときに、そこには世界遺産もあれば所蔵品もある。むやみやたらに消火栓を持って行って自分で勝手に水をかけるわけにはいかなかった。そのルール引きと、訓練がされていたかどうかというのがあって、多分警備員もその辺がわからなくて、危ないと思って消火器2本で一生懸命やったのかもしれない。それについてどうですか。

○花城良廣参考人 これまでの主な消防訓練というのは、お客さんを優先として安全を守るための消防訓練をまず実施しているわけですが、それに伴って実際に訓練に当たる職員は、どこに消火栓があり、そしてどこでお客さんをどう誘導していくかということをもみんな熟知しておりますので、その体制がとれたはずなんだけれども、夜間という中でしかも限られた体制の中でやってきて、精いっぱいやってきたんだろうと思いますけれども、その点についても、本当に対応がこれでよかったかどうかということをも今後検証しながら改善を図っていきたいというふうに思っています。

○座喜味一幸委員 この辺がね、少し僕は問題だったのかなという思いもします。

ちょっと話が飛びますが、保険の上限が決められておりますが、これはどこでどういう協議を持って決められたことなのか教えてください。

○福地敬補助者 保険について御説明いたします。

午前中にも申し上げましたけれども、火災保険につきましてはことし9月に契約変更いたしまして、5年間の契約を行っております。その際に、保険会社11社からの見積もりをとって業者を選定しております。金額等については、ことしの2月から県の指定管理として施設を管理運用しているんですけども、それ以前から同額の上限額を設定して火災保険をやってきた経緯があるんですね。2月以降も継続してその70億円を限度として契約をして、続けているという状況でございます。

○座喜味一幸委員 最後になりますけれども、県が国から管理を受けて9カ月でありますね。その辺での国がやっていたことと、県がやっていたこと、管理を引き継いでから、何か課題はなかったのか、いかがでしょうか。

○花城良廣参考人 ことしの2月1日から私どもが指定管理として選定をしていただいた上で、私どもが今まで管理をしてきたわけですけども、今回の県管理に伴っては、私どももできるだけ県民の立場になった管理運営をしたいということがあって、いろいろとこれまでやってこなかったいろんな施策をですね、県と相談をしながら運営をしていこうということで、その一つには70歳以上の割引等、これまでできなかったこともあるし、そういったことの施策をどんどん提案していこうということで、これまで我々の管理としてはこれまでやってきたことを踏襲する形で、さらにいい方法で管理ができるという非常に期待をしていたところであります。既にそういった形で少しずつ動く、あるいは動いていたところであります。

○座喜味一幸委員 ありがとうございました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 お疲れさまです。

原因についてですけど、これまで、まだ今究明中だとは思いますが、11月6日ですか、那覇消防局のほうから電気系統が濃厚だとか、配電盤の件

とかがちょっとこの辺が報道に出てはおりますけれども、今の現状としてはどのような状況なのかお聞かせください。

○花城良廣参考人 まだどういふ調査が行われているか我々も情報の中身はわかりませんが、まだ調査中だということをお聞かしておりますので、まだ原因究明に向けて作業が進められているものと思っています。

○山内末子委員 今原因については、那覇消防局と県警とで一緒にやっているかと思えますけど、県警の方がいらっしゃると思いますので、もしよければ今のできる範囲でですね、どのような体制で方向性を持って今臨んでいるかということについて伺えればと思います。大丈夫でしょうか、よろしくお願ひします。

○沖山秀彰刑事第一課長 県警といたしましては、今、関係者、要するに**首里城**関係者からの事情聴取、**首里城**内外の防犯カメラの解析などを実施しております。また那覇消防局とも連携しながら現場における火災の実況見分を実施して、現場から採取した資料、それについては精査しながら鑑定に出すなど所要の捜査を行っているところであります。また出火元の確認や火災の原因の究明に向け、鋭意捜査を推進しているところでありますが、現時点までは出火元の特定、火災の原因については判明に至っておりません。引き続き鋭意各調査しっかりと行ってまいります。

以上です。

○山内末子委員 あれだけの火災ですので、その究明するのにもやっぱり時間がかかるっていうのは理解もできますけど、やっぱり究明ができないとね、やはりその後のこれからの防火体制であったり、いろんな設計やシステムについてもいろんなものがないかなというふうに思っていますので、その辺は県警それから消防局一緒になってぜひ頑張っていたいただきたいと思います。こういったことについてはやっぱり財団、沖縄県は中途報告っていうんですかね、今どういふ状況だっていうことを細かいことはいいと思えますけど、皆さん気にして、県民はやっぱりその辺気にしておりますので、まだ財団のほうからもどういふ状況だということは原因について、一度もたしか話されてないのかなというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○花城良廣参考人 財団としてもですね、先ほどもお話をしましたけれども、そういった情報については、丁寧にお伝えしていこうというスタンスでやっ

てはきているんですが、原因究明における消防、警察との捜査にかかわるものについてはなかなか言及できない部分がございますけれども、特に私どもの関係する文化財についてはですね、できるだけ事細かく皆さんに情報を提供するというので、これまでもそのような形で対応してきたというふうに思っています。先般は実際には県立博物館・美術館にある一避難させています文化財を、被害の状況を皆さんにお伝えをしたばかりですので、今後においてもですね、まだ現場のほうに残されたものがある、まだ現場の検証が進んでいる中で、私たちが中に入れられない状況になっていますので、今後これを調査をすることによってだんだん明らかになってくると思いますので、これは逐次また皆さんにですね、お知らせをできる機会が持てればというふうに思っております。

○山内末子委員 続きまして初期対応についてですけど、先ほど来ありました人感センサーがあるんですけど、煙センサーとか、火災報知器、これが1階にあればどうだったかってことを考えると、人は持つだけしか持って行けないけど、火事になれば全て持って行かれるっていうその基本的なことを考えると、やっぱりその火事への体制、それがちょっと弱いんじゃないのかと。そういうことを考えれば、少しそういう意味での人への対応ではなくって、火事への対応っていうことを考えたときに、ここは少し違うんじゃないかなとも思っていますけど、その辺どうでしょうか。

○花城良廣参考人 私どもの財団ではですね、火災訓練の設定は事務所でやる場合、あるいはそういったオフィスでやる場合にはですね、それぞれの担当を決めて重要書類とか、その持ち出し班とか、職員の誘導とかそういうことを常にやっていて、何が大事なのかっていうことを常に意識をしながら消防訓練をやるわけですけども、**首里城**においてはこれはたくさんのお客さんが来てるわけですので、その中でしかも建物中の空間の中で、もし発生したらという想定の中でかかわっている職員が、近くにいる職員の役割分担をしっかりとですね、それで初動で動ける形にしっかりとできてると思っているんですけども、今回の夜間についてはですね、先ほど来それを想定とした訓練がなかなか十分じゃなかったというようなこともあるだろうと思いますので、今後は、そういうことも含めた訓練体制とか、あるいは場合

によってはその体制についてもですね、そこは検証しながら見直すところはちゃんときちっと見直していくという体制でやっていきたいと思っております。

○山内末子委員 通報への6分間、そして消防が来てからの14分というのは、例えば大きなお寺の同じような世界遺産を持っているところに聞くと、煙が出たら直接消防に通報が行くというようなそういうシステムを持っているところもあるんですよ。そういうことについてはこれまで検討したことはなかったんでしょうか。

○花城良廣参考人 これまで**首里城**が再建されて、そういった中にそういった装備設備がしっかりとセットされているわけですので、そういうところを含めて十分な検討がされたんだろうと思うんですけども、今回それが十分機能したかどうかというようなことについてもやっぱり検証されるべきだと思いますし、その上で再建に向けて今後新しい**首里城**ができたときにはどういったそういう消火設備がですね、しっかり提案できるのかというようなことに対しても、我々も情報提供していきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 もう一点、議会の中の一般質問とかで出てきましたけど、自衛隊への要請ということを言われてます。その自衛隊が本当にヘリのほうで、出動したときに延焼を防げたか、あるいはそうじゃなかったというようなことがあったんですけど、その辺については財団としてはどう受けとめてますでしょうか。

○花城良廣参考人 これはまさに我々は初期消火を精いっぱいやると、場合によってはお客さんがおればお客さんを誘導していくというようなことをやりますけれども、もちろん早く駆けつけていただけたところは消防でございますので、我々としては消防が入ってきた時点で我々の自衛消防団は後に引くわけですので、その後の対応についてはですね、それは火の状況とかそういうのは消防のほう把握しておりますので、そういう機関などで判断されるべきものじゃないのかなというふうに思います。

○山内末子委員 財団で今**首里城**にかかわっている、雇用している皆さんは何名になりますか。

○花城良廣参考人 **首里城**で今雇用している職員が147名で、今回有料区域といっています正殿を含む地区で雇用していたのが77名です。

○山内末子委員 その77名、今もう昨日からね、一部は開放されてますけど、やっぱりこれまでとは違う状況になると思います。この辺の皆さんの雇用について今後の働き方についてはどのようにお考えでしょうか。

○花城良廣参考人 基本的には継続雇用をしていきたいというふうに思います。ただこれまでやってきた業務の形態は変わりますけれども、例えばこれまで手薄だった便宜施設であるショップとかですね、お土産店とか、それから先ほど来の警備をやってきた皆さんの部分についても、今回新たに開園区域が広がったことによって安全確保するため

に、そういう警備も必要になってきたということも含めて、そういうところでもうちょっと増員をしてですね、そこを確保するとか、そういうことを今やっているところで、できるだけ現況の職員を継続雇用していくということにしております。

○山内末子委員 これまでの**首里城**基金ということで大分ありますけど、またこの火災を機に基金が積み重なると思うんですけど、その辺の使途、用途についてはこれまで同様な形で文化財の保護ですとかそういうことにつなげるのか、あるいは復興、再建に向けて沖縄県とか国とか一緒になった形での使途の使い方について、どのように考えているのかお聞かせください。

○花城良廣参考人 今回の火災でたくさん皆さんから**首里城**基金へということで寄附をいただいております、非常に感謝を申し上げたいというふうに思います。皆さんにはホームページを通じて**首里城**基金の内容についてお伝えをしております。これについては、紛失をした内外の琉球国に関する美術工芸品の収集、そしてそれを修復、復元、そして**首里城**に展示をするということの趣旨がしっかりと記載されておりますので、皆さんはこれをもって寄附をしていただいているんだろうと思います。その上で私どもは、今後皆さんからいただいた寄附金はこれらの一例例えば今回正殿等々の中で展示されていきました文化財も焼失をしているわけですので、それを復元して新しい正殿ができたときにはそこにまた展示をするということと、それからさらにまだまだ収集しなきゃならないもの、それ以前に今回焼けたもので一部被害を受けたものなどの修復についてもですね、かなり時間と費用がかかると予想されております。既に今どういった形で修復の方針を決めていくかということですが、一部に対しては例えばちょっとした美術工芸品に和紙がくっついてはいますが、一般の人が見ればすぐとればいいんじゃないかと思うんですが、実はこれとるのもですね、数カ月かかると。さらにはそれを修復していくには数年かかるということですので、そういうことを考えればこれからもかなり資金が必要になってくるんだろうと思いますので、そういうところに活用させていただければというふうに思います。

○山内末子委員 頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 お疲れさま。よろしくお願いします。

大変な火災を目の当たりにしてですね、直面して1カ月たちます。その後のマスコミの対応、警察対応、県との連絡調整ということで1カ月がたちますが、1カ月たって火災に対する思いと、この1カ月の期間のお話をいただければなと思うんですが。

○花城良廣参考人 焼失したことに対する思いはですね、もう報道でも報じられているように、また皆さんがその都度おっしゃっているように非常に心の痛いことでございま

して、その時点で私どもの財団としてもそれだけの体制をしっかりとしてきたにもかかわらず、こういう状況を招いてしまったということに対しては、非常に皆さんにおわび申し上げたいというふうな気持ちでいっぱいでございます。火災後につきましてもですね、まず私どもは、これまで収集した非常に貴重な、ましては県指定の、中には国指定に準ずるような文化財もたくさんあったわけですので、それが残っていてほしいという気持ちでいっぱいです。これは火災後3日後に少し温度が下がったところに我々職員で出かけて、その中でまず第一に救出しようということで救出をして、きょう申し上げたような数でありますけれども、少なくとも300、400点近い美術工芸品が焼失したということでございますので、非常に残念に思っています。今後はですね、やはり私どもとしてはいかにそれを一今避難をしていますけれども、この行く場所に対して、いわゆる保存をしてくれる場所をどうするのかというようなこととか、あるいは修理を、修復をするための方針をどういうふうに立てていくのかということで、今課題がいっぱいございまして、それについてもここ1カ月間で、いろんな先生方の意見を聞きながら一步一步進めるような形ができてきたかなというふうに思っております。これから、前回も申し上げましたけれど第三者委員会を立ち上げてましてですね、今後の保存、修理、修復はどういうふうにしていくかということも検討するということでスタートしたばかりでございます。それから管理運営についてもですね、できれば観光の産業には、最小限の影響にとどめたいということで、今、国、県とも協議をしながら、できるだけ開園エリアをふやしていくということで、段階的には来ています。きのうから少しエリアを広げることによって、修学旅行生が歓会門から入ってですね、非常に今一前までは歓会門閉じられていましたから、そこで戻っていかれる状況を見ると非常に心苦しくてですね、せっかくここまで来ているのにというのがいっぱいありまして、きのうからあけたことによって、少しずつ観光客が戻ってきていただけるだろうと。それと同時に、かつては正殿があったときにはいろんなイベントを開催しておりましたので、そういうイベントもですね、それでなくなるのじゃなくて、むしろもうちょっとイベントを積極的にやっっていこうじゃないかと。例えば**首里城**祭とか、そういうものに対しても、正殿は焼失したんですけどまだほかの施設は残っていますので、そういうことは続けて、観光客をできるだけもとに戻したいというふうに意気込んで今、県と国と一緒に頑張ってるところでございます。

○照屋大河委員 1カ月間、県内、県民あるいは本土から、世界から**首里城**の復活に対して、復興についてたくさんの募金が集まっている様子に接していると思います。先ほど27年間の**首里城**のかかわりですね、その無念さとか残念さとかいう発言がありましたが、今後の復興再建に向けてもですね、27年間かかわってきた皆さんのその力は必要になってくると思いますので、ぜひ原因究明に対する協力とですね、次に向けた議論に対する協力をお願いしたいなというふうに思います。

伺いますが、火災が起こる前の直近の防火訓練というのは、昨年12月ということでよろしいんですね。

○花城良廣参考人 12月でよろしいです。

○照屋大河委員 この際に、放水銃ですか、実際に水を使用したということは確認できますか。

○花城良廣参考人 そのときはですね、12月のときには放水銃、皆さんの資料の手元の2番目の下側ですね、その場所と、消火栓も使いながら訓練をしているところです。

○照屋大河委員 実際に水を使ったと。先ほどは消火設備の点検については、その防災訓練のほかに年に2回くらいやられているということですが、この火災前の直近の消火設備の点検というのはいつだったのでしょうか。

○花城良廣参考人 年に2回ですけれども、直近で5月に消火器設備の点検を行っております。

○照屋大河委員 その際に、ふぐあいや異常があったということでの事実はないということでしょうか。

○花城良廣参考人 いずれもですね、異常が認められなかったという報告を受けています。

○照屋大河委員 原因が電気系統ではないかというふうに報道されたり、言われたりしていますが、例えば電気機器、電気計器というんですかね、機器等の定期点検というのはあったのでしょうか。

○花城良廣参考人 消火設備の点検のほかにですね、電気事業法に基づく電気設備の法定点検が義務づけられていますので、直近ではですね、10月の15日と18日、そのときに分電盤の点検もしております、異常はなかったということで報告を受けております。

○照屋大河委員 大規模な延焼につながった点についてですね、その消火設備の不足、足りなかったんじゃないかという指摘もありますが、その点についてはどのように考えていますか。

○花城良廣参考人 この件についてもですね、私どもがいわゆるハード、ソフトも含めて、本当にこの数でよかったのかどうか、あるいは置く一設置場所もそれでよかったのかどうかも含めてですね、やっぱり検証していく必要があると思いますので、それを今後の再建に活かしていきたいと、またそれにあわせてマニュアルは見直すところはちゃんと見直していきたいというふうに思っています。

○照屋大河委員 放水銃ですが、この資料では4基になっていますが、以前5基あって、黄金御殿の復元の工事の完了に伴って、その際は国が管理していたのかな、その際に1

基を減らしたというふうな報道がありますが、これについてはいかがですか。事実ですか。

○花城良廣参考人 これについては5基ございましたけれども、平成4年当時は先ほどお話がございました正殿の正面の2基、そして北側、東側、南側にそれぞれ各1基、それで合計5基設置をしておりました。それで平成23年から25年にかけてですね、正殿の南のほう、そばに南殿が中に入ったんですが、そのほうに黄金御殿の復元をしたんですね。そのところに1基があったわけですので、その復元に伴って1基を撤去をしたということですが、それにかわってですね、その場所に消火栓を1基つけたということですので、今後はこれが十分機能したかどうかという部分についても現場検証の結果を踏まえてですね、検討していきたいというふうに思っております。

○照屋大河委員 先ほどの感知器というんですか、1階にはなくて、1階にあったらもう少し早く対応できたんじゃないかということで、私たちとしては管理をしてるんだということがありました。先ほどから言う、今申し上げたその消火設備とか、防災設備、探知機とか感知器とかっていうそれを設置するというのは、美ら島財団は指定管理として管理をされているわけですが、この正殿なり**首里城**にですね、この設備は置かなければいけない、設置をする義務があるというの、国とか県とかになるわけですか、皆さんになるわけですか。権限、これ設置をすることを決める権限というのどちらにあるんですか。

○花城良廣参考人 私どもが管理するに当たっては、まさにそこにどこにどういうものが設置されているという、それをもってしっかりと運用してくださいねということで、私たちは契約を受ける。すなわちその設備機器等については、設置するほうがやっぱりやるものだというふうに理解をしております。

○照屋大河委員 今回の件を受けてですね、先ほど、今どこに保存しようかという話もありました。文化財を、見せて、広げていく、あるいは守っていくということもありますよね、一つね、文化財については。その難しさがあると思うんですね。ぜひ価値をですね、文化財としての価値を大切にしながら、守っていく、見せていくということも含めて、ぜひこれからまた御努力をお願いしたいなと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 どうも御苦労さまです。

いろいろ各委員から指摘された事項とかですね、そういうところが足りなかったんじゃないかということを受けてですね、含めてぜひ検証していただきたいと。この検証の中にもですね、その施設内の、施設全体のことが糸洲委員から話がありましたように、消防が入れない、そういうの含めて、ぜひ検証して、そういう検証した結果を今後復元、

再建は国がやるか、協力して県と一緒にやるというそういうことをぜひですね、再建をする場合には、ぜひ提言なりをしていただきたいということで、きょうの皆さんから指摘された事項をよく検証して、一日も早く原因究明をして再建に努力していただきたいということをお願いしたいんですが、どうぞ。

○花城良廣参考人 私ども先ほど27年間の管理をしてきた中に、その経験をしっかりと生かしながら、今回の経験もさらに財団自身だけで判断を今後するのでなく、第三者委員会あるいは第三者の意見、あるいは有識者の皆さんの意見を聞きながらですね、これまでの私ども財団の管理運営がそれでよかったのかどうかも含めて、あるいは消防、防火体制、あるいは文化財の保全、あるいは収集、保全、活用についても意見をいただきながら、新しい正殿にしっかりと魂を入れていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、**首里城**の火災に対する土木建築部長及び花城良廣参考人への質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

花城良廣参考人、大変ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部及び参考人退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、12月16日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

土木環境委員会記録

令和2年 第1回 定例会 第2号

開会の日時

年月日	令和2年3月4日	水曜日
開会	午前 10時 0分	
散会	午後 0時 15分	

場所

第3委員会室

議題

- 1 乙第26号議案 沖縄県首里城復興基金条例
 - 2 乙第27号議案 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例
 - 3 乙第34号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 4 乙第39号議案 指定管理者の指定について
 - 5 乙第40号議案 指定管理者の指定について
-

出席委員

委員長	長	新照	垣屋	清大	涼河	君君
副委員長	長	照座	波堅	大	一透	君君
委員	員	具志	味山	一嗣	幸幸	君君
委員	員	座喜	原嶺	正	次昇	君君
委員	員	崎上	城洲	武朝	光則	君君
委員	員	赤玉	内	末	子	君君
委員	員	系山				さん

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	上原	国定	君
港湾課長	桃原	一郎	君
都市公園課長	玉城		謙君
下水道課長	渡真利	昌弘	君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第26号議案、乙第27号議案、乙第34号議案、乙第39号議案及び乙第40号議案の5件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案5件については、先日開催された本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず、初めに、乙第26号議案沖縄県首里城復興基金条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、サイドブックに掲載されております資料1 議案説明資料土木環境委員会により、御説明いたします。

それでは、通知しました資料1 議案説明資料土木環境委員会をタップし、資料を御覧ください。画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを表示してください。

乙第26号議案沖縄県**首里城**復興基金条例について御説明いたします。

令和元年10月31日に国営沖縄記念公園**首里城**地区内にある正殿、その他これに関連する施設が滅失した**首里城**火災からの復興を目的として、沖縄県**首里城**復興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○玉城謙都市公園課長 資料2の1で御説明いたします。通知をタップして、1ページを御覧ください。

2の制定経緯及び必要性について説明いたします。

国営沖縄記念公園**首里城**地区及び県営公園**首里城**公園において、令和元年10月31日に発生した**首里城**火災により、正殿を含む建物及び建物内に展示された文化財等が滅失しました。**首里城**火災の直後から、県に対し、県内外の多くの方々から御見舞いの言葉が寄せられるとともに、令和2年2月25日時点で約12億円の復興支援のための寄附があります。また、市町村及びマスコミも含めた寄附金の総額については、現在把握している情報として、約30億円となっております。これを踏まえ、**首里城**の早期復興を図るため、寄附金を一元化しその受け皿となる沖縄県**首里城**復興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があります。

次に、2ページの条例案について説明いたします。

第1条は、令和元年10月31日に国営沖縄記念公園**首里城**地区内にある正殿、その他これに関連する施設が滅失した**首里城**火災からの復興を目的とする費用の財源に充てるため、沖縄県**首里城**復興基金を設置することを定めております。第2条は基金の積立てについて、第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について定めております。第6条は基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができることを定めております。第7条は規則への委任について定めております。附則第1項では、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上が、条例案でございます。

次に、4ページを御覧ください。

2の基金の概要について説明いたします。県に寄せられた寄附金及び議員報酬減額相当額を原資として、基金に積み立てます。想定する使途は、城郭内の正殿をはじめとし

た施設等の復元に要する費用となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 大変多くの人々からのありがたい志を頂いての基金であります。使い方に関しては、丁寧な使い方が大変重要じゃないかと思っております。そこでもう少し原点に戻って振り返ってみますと、この土木委員会でも**首里城**の管理移管の際にいろんな指摘があったと思っております。1つは、**首里城**の管理移管において、収支を含めた沖縄県としての持ち出しの話。それから、売上げ等の扱い、国に返すべき使用料の問題等々が指摘をされました。これが1点。もう一点は、財産の管理ということにおいて、短期間において、このような大規模な施設管理を受けるわけだけでも、この財産の掌握、それから国と県、あるいは美ら島財団との責任の分界等の話が議論になったと思っております。そこにおいて、その収支の報告等々、まだ報告できないというようなこと等があって、本当に大丈夫なのかというようなことが指摘をされたと思っておりますし、大丈夫なのかというような確認を部長にもしたと思っております。そういうことがあって、今回の基金ということになるんだけれども、それらの総点検というか、含めて、この問題というのはまだ残っていると思うんだけれども、その辺の整理がされているのか。その辺からお聞かせください。

○玉城謙都市公園課長 去年の2月1日より、国のほうから管理許可を受けまして、**首里城**地区については、指定管理者美ら島財団さんのほうに管理を任せておりまして、その後毎月の月報等、あとはそういった工程会議等を含めまして、あるいは半期ごとのモニタリングということで、収支状況を含めて報告を受けておりまして、それまでは順調にきておりました。ただ、10月31日の火災後ですね、入園者が入場できないという

ことで、そこで入場料による収入の減が生じております。これについては、国のほうと協議をいたしまして、入場ができないということがありまして、現在、当面の間は減額を国のほうと協議いたしまして、減額している状況にあります。最終的には3月末には今年度の収支が財団のほうから上がってくる予定であります。それを受けまして、トータルどういう状況にあるのかというのは今後、3月以降に状況は分かると思います。

○座喜味一幸委員 ちょっと期待したよりうわべの話だな。一步進んで、基金でできるべく事業の内容、国でやるべき内容、この基金でやれる範囲と分界点というの、国は何をやって、この基金で沖縄県は何をやろうとしているのかというようなことが明確になっているのか、今後それに関してはどういう考えでやっていくのかというのは大変重要なことだと思っておりますが、その辺について国との協議も含めてちょっと教えてください。

○玉城謙都市公園課長 これまで**首里城**の城郭内については、国営公園として整備がなされてきていることから、城郭内にある正殿等は一義的には国のほうが復元を行うものと考えておりますが、現在、県としては、寄附された多くの県民等の思いを踏まえると、寄附金を城郭内の施設等の復元に充当する必要があると考えています。そのため、現在城郭内の施設等の復元に係る役割分担について、国と協議を今行っているところであります。

○座喜味一幸委員 私は、正殿は国でやる。その他の附帯施設といったら失礼かな、そういうことに関して、この基金対象事業としてやっていくというように理解しているんですけども、それは合ってますか。

○玉城謙都市公園課長 正殿等ということで、正殿を含めまして、今現在、国のほうと協議を行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 要するに、この正殿を含む、その**首里城**の国がやった財産になっているはずなんだけれども、その国の財産の復旧・復興というものが、この基金でやれるのかという少し課題が残ると思うんです。その辺を基金はつくるけれども、これから協議という話はちょっとないんじゃないのか。もう少しその辺は明確にしておかないといけないんじゃないのかと思うんですが、どうですか。財産の扱いになりますね。

○玉城謙都市公園課長 これについても仮の話ではありますが、県のほうで財産を持つというまた議論が出てくる場合には、そういう管理を含めた協議を今後やっていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 これ大変重要な問題でありますからね。国にあった財産が今回焼却した部分がある。それを含めて少し城郭を全体として広げて、基金として、観光を含めたいろんなものに利活用するために、この基金を使っていく。この国がやった財産と県がこれからやろうとしているものに対する所有権等の区分というのが明確になされていないと、これは地方自治法上というか、金の使い方が明確にならない。正殿は国がやるけれども、その他は県でやって、単純に言うと県がやった部分については、県の財産になりますよというようなことになるのか。それは大変難しい話であるので、その辺の整理をしておかないと、今後も多くの人たちの温かい思いというものが増えていく可能性がある。それを活用して造っていく上で、その財産の区分等が明確に示せない状況で、この基金というものを使っていったら、これ行政としてちょっと少し問題があるなど。この基金をつくる以上は、その辺については国と明確な仕分けをして、整理をして基金を造成して、これ活用はこうしますと明確なものがないと、ちょっと今後まずいなというような思いがあって。その方針を明確にできないで、基金造成を急ごうというのは、ちょっと勇み足ではないのかという思いをしているんです。

○玉城謙都市公園課長 現在、うちのほうで寄附金については、**首里城**火災により滅失した正殿や北殿等の城郭内の施設の復元に充当することを想定しておりまして、その中で、例えば正殿であれば瓦関係とか、あとは、そういった龍柱とか、国が全体をやる中で、県ができる部分もあるのではないかと議論もありまして、ただそれをやる際には、議員おっしゃるように、所有権とかそういうものも今後協議していきながら、お互いに役割分担を整理しながらやっていこうということで。ただ、今現在は集まっている基金を早め一元化をしてですね、関係市町村を含めた周辺にある基金を一元化して、まず受皿をつくりたいということでもあります。

○座喜味一幸委員 いろんなマスコミさんもやっているし、いろんな基金の寄附とかがあつてね、受皿がばらばらで困ったなとは思っていたんで、これは一元化するというのは急がんといかん話かなと思っておりますが、美ら島財団も集めていますよね。そういう、じゃあ基金の中には、この美ら島財団が集めている寄附金というものはどうしていくのか。美ら島財団が集めた寄附金は何にどうしようとしているのか。これも全部県で一元化するのか。その辺はどうなりますか。

○玉城謙都市公園課長 美ら島財団さんが現在集めております基金というのは、この美ら島財団が以前から基金というのはありまして、これは収蔵物、こういうものの復元、あるいは調査ということで従来から集めている基金であります。今回、火災による寄附金というのは区分しておりまして、**首里城**の復興に充てる基金と、あと財団さんが収蔵

物の修復あるいは調査関係とかですね、そこに充てている費用と寄附金は区分されております。

○座喜味一幸委員 少しその辺が、ちょっと整理をしておかんといかん問題があるんじゃないかと思うのは、例えば美ら島財団が今回の火災でもって責任がどこまであるのかというのが見えない。それからもう一点、細かい話になるんだけど、収蔵品を国指定相当の収蔵品とかも美ら島財団で買ったもの等があるというふうに理解をしているんだけど、そういう多分基金では県も収蔵品等も集めるみたいなことが多分書いてあると思うんだけど、そういうものが美ら島財団が基金等で買ったような財産というものの取扱い、我々沖縄県が今基金等で充実してやろうとしているような財産の取扱い、そういうもの等に対する仕分けというものが見えない部分がある。それに関しては、どうするんですか、どうなりますか。

○玉城謙都市公園課長 先ほどもお話ししましたが、今回の基金の使い道というんですかね、それについては滅失した正殿や北殿等の復元に充当するというを考えておまして、美ら島財団が所有している収蔵物等がありますけれども、これをこの基金で今のところ想定はしておりません。

○座喜味一幸委員 美ら島財団が収集した、そういう収蔵品等に対する財産というのは、美ら島財団の所有となるんでしょうか。それは総じて考えれば、非常に共有な財産なんだけれども、そういう仕分け等の問題も出てくるのではないか。いつまでも美ら島財団の在り方そのものも非常に難しいと思うんだけど、こういう重要な文化財等々に関して、美ら島財団が収集して所有するということが自體がいいのか、これ今後の財産の区分を含めて、今回この際だからこの辺は整理しておかんといかんと思っているんですが。

○玉城謙都市公園課長 確かにおっしゃるように、財団さんのほうで収蔵物を大分持っておりますので、この辺はまた今後の検討事項かなと思っています。

○座喜味一幸委員 一応終わりますけど。この辺の課題を含めて、美ら島財団、あるいは県、あるいは国、それで明確な仕分けというものをしていかなければ、この基金の使い方というものに問題が残ると思っていますから、その辺はしっかりしてもらおうということと、もう一つはこの美ら島財団、県、国、これが丁寧な協議をしながら、今のよう整理をしていかなければならないと思うんですが、これは今後、どういう組織—具体的な組織間での協議をして、いつ頃をめどにして、この整理をしようとしているのか。その辺の話を聞かせてください。

○玉城謙都市公園課長 今この**首里城**の建物関係については、国の技術検討委員会の中で、そういう施設の整備の在り方—防火体制を含めた検討と、あと県と国のほうでは連絡調整会議ということで、今後の在り方、先ほどの役割分担をどうするかとかですね、そういったものを議論しております、財団さんのほうでも収蔵物関係のこういった有識者会議で、今後の在り方をどうするかとか、そういうのはいろいろ議論しておりますので、今後も各機関と連携しながらやっていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 この辺の整理ができないと大変誤解も招く。要するに、この焼け落ちる**首里城**の姿を見て、みんな心を痛めて、これは復元しなければならない、自分たちで協力できるものは何か、という思いを持って皆さん方は寄附しているわけですから、今回募金した人は、単純に言うとあの**首里城**を私たちの募金でもって復元してくれるもんだというイメージを持っていると思うんですよ。それに関しては、実は国ではこうします、沖縄県ではこうします、美ら島財団ではこの部分をやります、皆さんよろしくというようなメッセージを送らないと、大変これは迷惑なんです。いやいや、そんなもんだったら使いたくないというような話になるのかもしれないんですよ。その辺を、皆さん方の気持ちというものをしっかりと頂いて、皆さん方の寸志というものはこういう形で使わせていただきますという明確なメッセージを送って、了解、理解をいただいく上でもこの辺の整理は速やかに、かつ分かりやすい発信をしておかないと、非常に寄附した人たちに対して迷惑になるんじゃないかと思うので、その辺は我々県として、しっかりとやっていかなければいけないと思っております。部長その辺はよろしく願いしたいんですが、答弁を。

○上原国定土木建築部長 寄附された方々の思いをしっかりと受け止めて、県としては、寄附を基金として集約しまして、城郭内の施設等の復元に充てたいというふうな思い、考えであります。それを今後国としっかり協議しながら役割分担をしていきたいと思っております。早急にというお話もございましたけれども、結構時間がかかるのかなと。トータルとしてどのぐらいの予算が必要になるかということもまだ明らかになっておりませんし、その中で県が基金を活用しながらどういう役割が果たせるかという。寄附された方々はやはり正殿をはじめ焼け落ちた部分に自分の基金が当然使われるものという理解をしていると思いますので、正殿は国、それ以外は県という簡単な仕分けではなくて、正殿の中でも県がやれることを考えていきたいと思っておりますし、正殿以外でまたどこまでできるかしっかり協議していきたいと思っております、今回基金で受皿として集約しますけれども、当然これは処分する、使う場合には、一般会計の中に計上しなければならないということでございますので、そのときにはまた当然役割分担の方針が決まったときには、当然議員方にも御説明いたしますし、その予算として使うときには当然議会の承認をいただいた上で活用する、使用するということになりますので、基金

をつくったからあとは県が勝手に使えるということではなくて、しっかり議会でも審査していただいた上で活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この寄附の一元化は、私は速やかにやったほうがいいということに関しては賛成であります。今言われていることもそうなのですが、昨日の補正のときも議論もあったんですが、基金をつくって一元化するということであります。今回14億の基金を積んで、それから県民の浄財で14億、県議で276万、それから市町村が30億でしたね、あって、それから仮に言われている保険から70億とかっていうときに相対的に100億余り以上の力は県民の力で作り上げることができるのではないかと。いうことを私は昨日聞いたんですが、そういった意味では基金の目標額が分からないと。いろんな思いがあって、県民の力で、県民が所有権を取ってやったほうがいいんじゃないかと思って寄附する人もいます。いろんな思いがあると思いますが、そこが資金計画がまだ不明確の中において、今走っているわけですから、そういったこと含めて、基金の目標額も天井がないと、幾らでも取るという意味では、一体この**首里城**の復元にはどれぐらいかかるかについては分からないわけですよ。そういった意味で、従前、正殿30億かけて、それから全体73億かかって、当時のことと今は何倍かかかると言われているんだけど、これの目安が見えないとですね、県民の意思というか、内外の意思が、ただ基金はつくったんだけど、幾らでもみんな思いが高まっていくときにですね、私が言うように、何だこれ、財政的には県民の力でできたんじゃないかと。あとは、皆さんが気にしているいろんな修繕とか管理維持費とか含めて懸念されるんじゃないかということがあったんですが、この辺のことについては、昨日の補正からも議論があったので、やっぱり基金についての受皿、一元化はいいんだけど、幾らでもこれはどうぞという感じに広めていくという立場になるんですか、これは。

○玉城謙都市公園課長 今、昨日もお話がありましたが、前回のこの**首里城**の建設に要した事業費というのが、トータルで約73億円。あの当時からすると、国の技術検討委員会の中で、復元に向けた技術的な検討をする中で、復旧・復興にかかる全体の費用がまだ今出ていない状況がありまして、現在目標額というのは設定してありませんが、前回の73億からすると今回は防火体制等含めて考えた場合、あるいは人件費等を考えた場合には大分膨れるんじゃないかというのはありますが、具体的にどの程度かというのが今まだ出ていなくてですね、それについては、そういった額も含めて決まり次第、国とも協議しながら寄附金をどういう具合に充てていくかというのも、また検討する事項

になると思います。

○崎山嗣幸委員 全体の費用というのは、いつ頃にめどがつくんですか。

○玉城謙都市公園課長 今、作業工程ということで、国のほうは3月末、年度末には、全体工程表は出したいとは言っているんですけど、ただ具体的な全体の事業費というのは、まだ早期には出ないと思っております。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、全体の構造—県議も276万集まっていますよね。結局どれぐらいかかるか分からない状態を我々は一応は議会で決めてやっているし、県民もどれぐらいか分からないが浄財しているわけですよね、気持ちを含めてね。だから普通は幾らぐらいかかって、県民の浄財からやって、それと公費で幾ら出して計画をつくるんだけど、これは幾らでも基金を積み上げるために内外に呼びかけていくという、何か程度というか、要するにみんな自主的な思いでやっているんだけど、基金をつくったからにはやっぱり呼びかけていくわけですよね、もっと基金を寄附を下さいということで。それともしないのか、受動的に取っていくということなのか。この辺の構えはどうなんですか。

○玉城謙都市公園課長 県に現在、うちの情報の中で持っている基金というか寄附金は約30億でありまして、先ほどの全体で73億が前回の費用で、正殿だけでも前回は33億円かかっております。今後、この役割分担の中で、そういう額が県でどのぐらい対応できるのか、役割分担の中でですね。費用がどれぐらいによっては目標額をまたさらに上げるという話もあるかもしれないんですけど、まだお互いの協議も調っていない状況の中で、現在、このトータルの額も先ほど申しました73億というのは、大分膨れるのではないかなというのもありまして、現段階で額が幾らでというのはちょっと。

○崎山嗣幸委員 どっちにしても前につくった正殿が30億かかった。今回浄財30億分できてると。そしてまた、いろんな保険とかいろんなものを含めたら、はるかに150億ぐらいは来ると予測されるんだけど、そうなったとするときの、我々ができたんじゃないかという県民の思いが来るときにですよ、所有権移転の問題も絡んでくると思いますが、あとは維持管理費は国がお願いすれば、県民の財産となって、県民の力となっていけるのではないのかと。従前は、県民がつくった**首里城**というか、含めてまた議論が起こってくると思うんですが、そこら辺を含めてしっかりと早めにどれぐらいかかるか含めて明示させるほうが私はいいと思いますが、そうではないと、思いが高まってくると私は思うんですが、そういった資金計画の面の中においては、さらにもっと資金は、基金は高まってはいくと思うんですが、どっちにしても、基金はどれぐらい積み

上げていくのかについての目標は持ってはないんですか。それとも定めなくていくということですか、目標額。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から、保険については所有者に対して保険金が入るので70億の保険金を活用する権限は県にはない旨補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

玉城謙都市公園課長。

○玉城謙都市公園課長 先ほども申しましたが、現段階で役割分担、県はどのぐらい、どの施設等まだこの辺は決めていないものですから、正殿等については、やっぱり一義的には国の施設で、国のほうで今どのぐらいの額が出てくるのか。本来は国のほうでやるのですが、やっぱり寄附金というのは県民の思いもありますので、県民の思いの中で、やっぱりできる内容というんですか、その辺をうちとしては対応していきたいと。

○崎山嗣幸委員 今部長の話でも、基金を積み上げて、それから県が予算を組んで、それからいろんな浄財をしても県が独自に**首里城**を復元することは不可能だということの判断の意味で、保険はそういうふうに使えないよという意味なんですか。その辺を再度部長のほうから。要するに県が財政的につukれないよと、独自に復元費用をつukれないという意味なのかどうか、そこは教えてください。

○上原国定土木建築部長 課長が言っているように、これから協議して役割分担を決めていきますので、はっきり申し上げられないですけど、私は議会の議場で幾らぐらいかかるかとのお話を質問されたときに、今まで73億かかっている2倍以上はかかると考えられますという答弁をしております。課長は慎重に一切お金の話はしませんけれども、相当膨れ上がった額になるだろうなというふうに考えていまして、今基金が30億積み上がっていますけれども、これはやはり城郭内の一部の施設にしかやっぱり充当できないだろうというふうに考えていまして、一日も早くやっぱり復元するほうが、県の観光にとってもいいことだと思いますので、国の力をしっかりと活用しながら、一義的には国営公園だということで国に事業としてやっていただくと。その中で寄附金を活用しながら県の役割をしっかりと果たしていくということで考えていまして、所有権の議論をしながら、県が所有しながら整備するということは、まず今の段階では考えられないのではないかとということでございます。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても財源的には県が所有権移転を求めて、それから財源で復元するというについては財源的にはとても厳しいと。浄財がいくら高まったとしても、県が財源つくって、県が造ることについてはやっぱり厳しいということの理解でよろしいですか。

○上原国定土木建築部長 確かに事業費、金額的な部分でいっても難しいと思いますし、やはり国営公園ですので、一義的には国が整備するというスタンスを国は持っておりますので、そこに県が所有権の議論を協議として持っていったにしてもですね、それがすんなり受け入れられるものではやはりないだろうというのがありますので、この辺は今一日も早く復元のためにはそのほうがいいのではないかなということでございます。

○崎山嗣幸委員 従前から、所有権の問題はずっと議論があって、財源的な問題なのか、国営公園の問題なのかと随分議論あったんで、今部長の話では、財源的にも県が独自に資金調達できることは不可能だということで、今国に求めていくという姿勢だということが方針だということですよ。そういうことで受け止めていきますが、この基金については、今部長がおっしゃるように、正殿、北殿中心にするということの基金に充てていくということですが、この用途についても、これから基金をつくって、そういった規則みたいなものをこれからつくっていくんですか。それともどの範囲で使い道についての決め方をどこで検討するんですか。

○玉城謙都市公園課長 今後、先ほどの国との役割分担、協議の中で定めていきますが、規則等までは今考えておりません。

○崎山嗣幸委員 それと、今入場料が入らないですよ。それで指定管理している財団のほうは収入が入らない状況だと思いますが、財団だから持ちこたえていると思いますが、そうじゃないところの場合について収入が入らないと運営が困難になりますよね。そういった国に軽減を求めているということであるんだけど、指定管理の収入が入らない状態の運営は、県と指定管理者の関係の中で収支の関係は、何か問題は起こっていますか。

○玉城謙都市公園課長 今現在は、10月31日から入園できないということで、入場料が入ってこないということで、国のほうと先ほどお話ししました国有財産使用料は当面の間は減額してもらっていると。ただ、それだけでも厳しい中で、今財団さんのほうでは現段階は保険関係がありまして、保険のほうで、営業保険ですかね、そういった保険等がありまして、これに対応をする予定なんですけど、4月以降一次年度以降の計画の

中でも赤字が想定されるというのと、あと5月以降に一部開園ということで作業を進めておりました、一部開園するということになりますと、新たな料金の設定をしまして、一部開園をしてくと新たに国有財産使用料がまた発生してくるというのもありまして、この辺の対応というのを今、国のほうとも協議しながら、なるべく県のほうから持ち出しがないような形で現在、協議を進めているところでございます。

○崎山嗣幸委員 収入が入らないのと指定管理者の運用の問題と、それからいろんな火災の責任とか原因とかも含めて、因果関係も起こってきますか、これは。

○玉城謙都市公園課長 うちのほうから、例えば不可抗力ということであれば、こういった県からの手当ても出ますけど、仮にこれが不可抗力ではないとした場合には、この責任によってはうちからは出せない場合もあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 みんなほとんど関連する議論になるんですが、**首里城**が焼失をして、敏感に反応して集まったのが今のこの基金をつくろうとする予算からの寄附なんです。その面では、この**首里城**を何とか復元してほしいという思いが詰まった寄附を、基金をつかって、それをもって**首里城**を復元していくということの一つの筋なんです。ただ懸念されるのは、今の議論されているように、**首里城**の所有権なんです。僕は復元された時点でも、国は復元して、沖縄県民に提供するというか、あげるものだと期待もし、そう思って、市議会時代に、これは早めに県民にきちんと返還すべきだみたいなことも取り上げたこともありましたけど、みんな**首里城**は沖縄の魂であるし、沖縄のものなんだというこの思いからいくと、まさにある面でこの基金を活用した県民の復元だと思うんです。それは全く論を待たないから、せっかくこれだけの思いが詰まって復元したのに、所有権が国だという、ここが納得いかないと思うんです。そこをどう整理するかが、やはりこの**首里城**復元がスムーズにいくか、いかないか。それで伺いたいのは、いろいろ琉球処分とかいろいろ歴史的なものがあるんですが、あれ国营公園なんですね。海洋博記念公園とこの**首里城**が一括して国营公園、いわゆる国の財産になっているんです。国の財産になったいきさつというものについて、まずきちんと整理すべきだと思いますが、できますか、今そこら辺の説明。

○玉城謙都市公園課長 今、現在ここにそういった資料までは整理しておりません。

○糸洲朝則委員 ぜひ、県民につぶさに説明しないと。だって国营公園で、国の財産の

中に**首里城**だけを県民で復元しても、やっぱり土地そのものは国ですよと、建物だけが県民のものでよでは、ちょっとじっくりこないじゃない。そこら辺を整理するためにもやはり県はそこをきちんと国の財産になったいきさつ、そこら辺をきちんと説明してもらわんと。先日論壇で一こう書いているんです。18世紀初期に建設された**首里城**の元の所有者は旧首里市であったと。1903年に明治政府から移譲。そこまでこの人は書いてあるんです。その後戦争で焼けまして、それを国はやっぱり戦争を起こした責任から復元したというのが焼失するまでのいきさつだと思うんですよね。しかし、国は、首里市のものだったのが、どこで国に変わったのかという、そこら辺がよく分からないんです。その辺どういう手続をやって国のものになったと。しからばこれをもう一回原点に戻って、県とか那覇市とかに移管していくことが可能なのかもどうかも含めて、ここら辺をきちんと整理しないとせっかくこれだけのみんなの思いが詰まった寄附金を有効に活かしていくということにはつながらない。誰でも基金をつくる条例の制定は全く反対する余地なし、これやるべきだと思いますが、そのためには今私が申し上げているようなことをきちんと整理をしていただきたいと思います。これだけ約束してくれれば、質疑終わります。

○上原国定土木建築部長 今回、**首里城**の火災を受けて、この**首里城**の正殿をはじめ非常に沖縄県民の心のよりどころだと、本当に文化的にも非常に重要な位置を占めていたんだなと改めて感じたところございます。国営公園ではありましたけれども、その中身は県民のものだなと、県民の財産だなというのは非常に感じております。そういったことから県民から寄附金が一気に集まるような状態。日本全国から集まっていますので、テレビを見て、状況を見た国民からも県民に対する励ましの気持ちがあって、こういう半年弱で30億というお金になっているんだろうなというふうに思います。糸洲委員がおっしゃるように、過去から沖縄の財産だったものが、琉球処分があり、戦争がありこういう状態になっている。当時の沖縄開発庁長官の植木長官の発想等があって、国営公園としての整備で復元が実現しておりますので、そういった経緯を含めて、どういったことで今これまできたのかということをしっかり整理した上で、今後それをどう位置づけて復興に結びつけていくのかですね、この辺はやっぱり我々がやらなければならない重要な仕事じゃないかなというふうに思っておりますので、簡単にはできないとは思いますが、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○糸洲朝則委員 そのとおりなんですね。今植木長官のお話が出たように、実は、この復元に至るまではいろんな紆余曲折があって、そういったのも分かっていますよ。したがって、この論壇に書いているウエハラさんも、この際だから、本物のウチナーンチュの沖縄の**首里城**にしようじゃないかという思いだと思っと思いますね。だから、それがもし可能であればの話だけど、そこら辺の歴史をひもといていくということも、沖縄のアイデ

ンティティというものがきちんと確立されることになるんじゃないかと思います。それができるのは、土建部のみならず教育委員会の文化財課とか、いろんな携わってきた人たちの記憶にもよるところが大きいと思いますので、ぜひそこら辺はきちんと整理をして、県民にこのとおりですと言えるようなものにしていただきたい。ある面でいいチャンスだと思いますから、よろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 今の話、ごもっともだなというふうな思いで伺ってはおりますが、昨年の焼失以降、所有権移転が物議を醸して、知事が本会議の中で国とその話をする思いはないということで打ち消しました。そういったもののことが、今のその議論にもいつているのかなと。これまでの議論も聞きながら、県民の思いというのは、やはりその浄財に表れているような思いであるだろうと。やはりその**首里城**というのは、県民の心の中に強く刻まれたやはり県民の財産だという思い。しかしながら現実問題として、今国は国でしっかりと復元・復興・復旧していくということで動き出している。県は県で基本的な復興に対する考え方で、どうもちよっとばらばら感が見えたりするんですね。そこを一元化をして先ほどから役割分担の話も出てるんですが、国は国で**首里城**の復元委員会、高良倉吉先生が委員長になってスタートしている。先ほど出ている技術検討委員会というのが一緒なのかどうなのか、それもちよっと説明してほしいんですが、そこに県の考え方をどう入れていくのか。その委員会の中で、どう県は加わってやっていくのかというのは、先ほど時間がかかるというような話だったんだけど、ここは時間をかけちゃいけないというか、県も県の思い、県民の思いを入れるためには、積極的に国の検討委員会の中に入って行って発言をし、思いを入れるべきじゃないかなと思うんですが、その辺のところの整理はどうなっていますか。

○玉城謙都市公園課長 先ほどの国の技術検討委員会の中には、委員ではないんですが、協力委員として県のほうからも文化関係、あるいは公園関係ということで参加をしております。あと、それ以外に、先ほどお話ししました連絡調整会議、実務的な内容についてうちの公園課と総合事務局のほうで調整をしております。

○具志堅透委員 その高良先生が委員長となってやっている検討委員会、せんだって木材の使用だとか、かなり進んで、踏み込んで議論してきているような感じがしてですね、そことの兼ね合いはどうなりますか。

○玉城謙都市公園課長 今、国のほうの—高良先生のほうでの技術検討委員会というの

は、建物関係をどういう具合に復元していくかという内容だと理解しております。あとこれにかかる経費等ですね。これとは別に、県と国のほうでどういう具合に役割分担しながら、県はどの分野をやっていくかというのは先ほどの連絡調整会議等々で今、調整しているところです。

○具志堅透委員 どちらにしても、県の方針を出さない限り、この復元・復興・復旧に関しては、国が主としてやっていくということになるんですか。その辺のところはつきりさせないと、先ほどのような議論が出てくるんですね。県民が今回30億で、もう少し積み上げればできるんじゃないのとかね。国は国で責任持ってやると言っている。そこ、先ほどの糸洲委員との議論は別ですよ、別の話としてやっていく。そこを整理しない限り—しないと今のような誤解が生じてくる。例えば、その基金も今後も県民に積極的に働きかけて、もっと募金してくれみたいな浄財を募るのかという部分もある。要するに国が一義的にそういった技術検討委員会を立ち上げてしっかりやっていくという中で、県が県の思いをどう入れていくかというのが僕は重要だと思っているんです、現実的に。その辺はどう部長は考えていますか。ここの方針を示さない限り、いろんな誤解が生じてきますよ。まだ県議会でこういう議論が起こっている、国は国でやる、県は県で独自でやりなさいという議論が起こってくる。こんな段階じゃないんじゃないの。

○上原国定土木建築部長 この技術検討委員会の協力委員として私も委員として入っています。高良委員長のもとで一応やっております。その部会がありまして、瓦、木材、あと防災、そういった部会があって、それにも一県議会中だったりするものですから、代理で職員が出たりしていますけれども。しっかり平成4年に復元したレベルでですね、新しい知見がある分にはその知見も加えた上で復元すると。今回またさらに重要なのは、防災・防火の面をしっかりと検討した上でやるという、この大枠はもうほぼ固まってきていますので、この辺について、県の考えというのをこれにさらに加えるというのは、なかなかないのかなというふうに考えていますので、こういった建築の在り方ですね、そういったものについては、大筋決まってきているだろうと思います。今後工程ですとか、あとどれぐらいの金額がかかるかということが、今後詰められていくものだと思いますけれども、そういうのが明らかになった時点で、やはり我々としては、それと並行してもちろん協議しますけれども、県としての役割はどこで果たすかということをしっかり協議していきたいと思っていますので、この大枠、**首里城**の城郭内の復元の在り方というのは方向性、国が一元的にやっていくという方向性は決まっていると思いますので、その中に県の役割をどう組み入れていくかというのが、今後我々の考えなのかなと思っていますので、しっかり協議しながらやれば県民の思いというのはしっかり届けられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○具志堅透委員 どうも国との一体の中で、**首里城**を今回復元・復興していくんだというところが見えにくいです。国がやると言っているから我々は自分たちの思いをどう入れていくかというふうな感じで今聞こえて、そう答えているし。県も一体となって、国と当初からやっていくという感が見えない、感じられない。今のお話聞いていてもですよ。その辺のところはどこに何があるのかなと。

○上原国定土木建築部長 協力委員として、我々も参加していますし、私だけではなくて文化観光スポーツ部長も教育長も入っています。しっかりですね、国と連携しながら進めていると。また事務レベルでは、連絡調整会議をやりながらしっかり連携を密にやっておりますので、しっかり連携は取れているものだというふうに考えております。

○具志堅透委員 わかりました。しっかりですね、県も国に任せきりという—その表現もよくないかもしれませんが、そうじゃないと思っていますので、しっかりと一体となって復旧・復元・復興していくんだという、そこには県民の思いというのも加えていくんだということで頑張っていたきたいなと思います。

それからすみません、一般質問で時間がなくて再質問できなかったのですが、その検証のための第三者委員会をつくるということではあるんですが、それがいつ頃であるのかというところを聞かせてもらえますか。

○玉城謙都市公園課長 今、那覇市消防局のほうで、予定では今週ですかね、来週そこらあたりでそういう発表があることを聞いておりますので、その発表が出次第、今準備はしております、そういった状況が出来上がってくると立ち上げていくということで今準備はしております。

○具志堅透委員 なぜそれを言うかということ、先ほども出ていますとおり、これ復元するときにスプリンクラーの問題が取り沙汰されているんだけど、そういった防火施設整備等々に対してもですね、どうもクエスチョンがあるんですね。そこをしっかりと検証して、防水ますの大きさだとか規模だとか場所だとか、そういったことも含めてしっかり検討すること。この検証することが必要だと思いますので、それはしっかりやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 1点だけですね。寄附金30億という話でしたけど、地元那覇市の寄

附金もその中に入っているということでいいですね。那覇市と一今回条例案出ていますけど、これ地元那覇市の意見とかそういった話とかは、那覇市とはどのような協議をしているのか、それやっていないのか。これ県が今条例制定しつつ那覇市に提示するような形になるのか、その点だけ確認していいですか。

○玉城謙都市公園課長 那覇市のほうとは、2月6日に那覇市長と知事が面談しまして、寄附金の使途については正殿をはじめとする城郭内の施設の復元に向けて、今後国と協議を行っていくということを双方で確認しております。那覇市からは**首里城**復元に係る県の役割が示された後に復興基金に入れたいということで、今、那覇市とはそういう事前の打ち合わせはしております。

○上原正次委員 これは那覇市の場合も議会を通すということになりますか。

○玉城謙都市公園課長 今聞いている話では、那覇市のほうも補正予算、要は今年度というよりは、次年度に向けての補正予算ということで今立ち上げていると思いますので、当然議会のほうに上がっていると思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座波一委員。

○座波一委員 この基金条例は賛同できるものではありませんけど。例えば、県外からも寄附金は来ているわけですね。あるいはその窓口として、沖縄県にではなくて国の文化庁あたりに来ている可能性もありますね。そういう寄附金というのはどういう扱いになっていて、その沖縄県の基金との関係はどうなっているんですか。全て沖縄県に来ているものじゃないと思います。海外も含めて。

○玉城謙都市公園課長 今聞いている情報では、寄附金として、各方面で集めていると一集めているというんですかね、寄附されているという情報を聞いておまして、それをうちのほうで今回は原資で約14億余りの**首里城**復興基金というのを立ち上げておいて、その後に各方面にそういった情報提供をしながらですね、理解を求めて一元化していきたいということを考えております。

○座波一委員 後で一元化を図るという意味で、国あるいはその他の機関に集まったものを沖縄県のほうでまとめていくという考え方でいいんですね。

○玉城謙都市公園課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 先ほど、那覇市のものが県の基金に入るという中において、那覇市は、那覇市団体としての寄附じゃなくて、個人の寄附が集まったのが那覇市の寄附金なんですよね。そういうことですよ。

○玉城謙都市公園課長 いろんな各方面の方が那覇市のほうに寄附金として寄附されているということで、現在、那覇市のほうで取りまとめておりまして、それについても県の基金条例が出来上がって、それで相互確認した上で県のほうに一元化するという流れであります。

○座波一委員 那覇市が持ってきたから那覇市長と知事が合意して、これを城郭内に使うからいいんだと。これは筋としては合っていますけれども、これは那覇市長が判断するものでもないし、寄附金者の目的に沿って使ってくださいというのが筋ですよ。那覇市がというものじゃないですよ。先ほど聞いていて違和感があったものですから、そこはひとつ押さえていてください。

もう一つですよ、先ほどの議論から、この復興における役割分担がまだ決まっていないうちで、あるいは概要が見えない中での所有権議論というのは、私は個人的には、やっぱり順番が間違えていると思っています。もちろん沖縄県にあるわけだから、沖縄県の象徴でありますから、最終的には沖縄県の所有であってほしいのは当然ですが、過去にも4度の復興があって、再生があって、これを支援したのは本土側なんです。沖縄県単独で造ってはないんですよ。だから先ほど、なぜ国のものになったかというのは、そのとき造ったときに国の所有としてなったというのが歴史的な経緯からいって理解できると思うんですけど。だから、それ国がお金をつくって焼失した今の首里城もその経緯で国の所有となったと思いますが、だからそこはそこで、実際歴史的にこういったものを尊重して、今回これはあくまでも原因は県側の管理の問題で焼失したということが現実にありますから、それを踏まえて議論して、国が金を出して造るといふうに今なっていくわけですので、順番の中で、先ほど役割分担に応じて所有権を議論していくというような言葉が出たりするものですよ。ある意味では所有権議論が足かせになる可能性だってあるわけですよ、国側にとっては。国側のコメントにそういったのがありましたよね、過去に、何か見ていたら。そういうふうなものがあったんで、順番を踏まえて所有権の議論というのは考えていけないんじゃないかなと思うんですけど。確かにそれは、所有権は大切なことではありますけど、物事の順番としては、所有権議論というのはまだ早いんじゃないかなと思いますが、部長どうですかね。そういう問題じゃないですか。

○玉城謙都市公園課長 先ほども申し上げましたが、施設の復元に係る役割分担、それ

の協議が確定していない現段階で所有権から先にとというのは、まだ決定はしておりません。

○座波一委員 この辺は考え方がいろいろあると思いますよ、確かに。であれば、県知事が先に議論が必要であると言ったわけだから、これ押し通せばよかったわけであって、なぜ急に引っ込めたのかということのもこれも疑問ですよ。疑問といえば疑問なんです。堂々と今から議論、所有権を主張したいんだったらどんどん議論したらいいんですよ。果たしてそれができますかということです。そうすると国との協力関係がうまくいかなくなっていくという要素もあるから、今一旦抑えているだけの話であって、ただやるべきことをやっていくということだけを確認して、県民の意向を踏まえて、これだけの浄財が集まったから、逆にこれをどのように**首里城**正殿に生かせるんですかという相談をやるべきなんです。国と。正殿に反映してもらいたいと県民の意向があるという、これをどのように約束してくれますかというのが、県民にとって分かりやすい議論じゃないかなと思うんですが。

○玉城謙都市公園課長 県としては、寄附された県民の思いに応えること及び一日も早い**首里城**の復興を果たすことをやっぱり最優先に取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員 最後に、我々も議員としての減給という形での一般財源に入れた寄附になろうかと思えます。知事は、公職選挙法関係で今まずいというふうに判断してやっていないということですけど、理屈から考えれば、減給して一般会計に寄附して、あるいは一般会計に入れる形でやるんだったら可能じゃないですかね、どうですか。同じ手法でも。立場は一緒ですよ。

○玉城謙都市公園課長 手続に関する事でうちのほうではちょっと掌握できない。

○座波一委員 これは単純な疑問ですから、率先して知事がやってですね、それに職員の皆さんもまた続いていくかもしれませんし。なぜ我々議会が率先してやっているのかなという疑問があるもんですから。やることには異論はないですけどね。県も含めて一緒にやるというのが見えてこないのが何か不思議なんです。どうでしょうかね、部長。

○玉城謙都市公園課長 この場でちょっとお答えするのが厳しいものがあります。

○座波一委員 後で聞いておいてくださいね。お願いします。
以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

**土木環境委員会記録**

**令和2年 第1回 定例会 第5号**

**開会の日時**

年月日 令和2年3月18日 水曜日  
開会 午後 1時 32分  
散会 午後 3時 45分

---

**場所**  
第3委員会室

---

**議題**

- 1 乙第23号議案 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
  - 2 乙第24号議案 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
  - 3 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
  - 4 乙第36号議案 訴えの提起について
  - 5 乙第38号議案 地位確認請求事件の和解について
  - 6 請願平成31年第1号、請願令和元年第2号、陳情平成28年第76号、同第106号、陳情平成29年第21号、同第38号、同第46号の4、同第61号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第132号、同第145号、同第151号、陳情平成30年第21号の2、同第23号、同第25号、同第30号、同第31号、同第44号の4、同第65号、同第99号、同第100号、同第102号の4、同第112号、陳情平成31年第11号、同第29号、同第30号、同第40号、同第42号、同第48号、同第49号の4、同第50号、同第69号、同第76号、同第79号、同第86号、同第88号の4、同第98号、同第103号、同第107号、同第111号、同第115号、同第116号、同第127号、陳情第4号、第8号、第9号及び第20号
- 

**出席委員**

|      |     |     |    |     |     |
|------|-----|-----|----|-----|-----|
| 委員長  | 新照座 | 垣屋波 | 清大 | 涼河一 | 君君君 |
| 副委員長 | 志喜  | 堅味  | 一  | 透幸  | 君君君 |
| 委員   | 座喜  | 山原  | 嗣正 | 幸次  | 君君君 |
| 委員   | 座喜  | 城洲  | 武朝 | 光則  | 君君君 |
| 委員   | 上玉  | 内   | 末  | 子   | さん  |
| 委員   | 山   |     |    |     |     |

---

欠席委員  
赤 嶺 昇 君

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室秘書課主幹 知 念 武 紀 君  
環境部自然保護課班長 比 嘉 学 君  
商工労働部中小企業支援課長 友 利 公 子 さん  
土木建築部長 上 原 国 定 君  
道路街路課長 島 袋 善 明 君  
道路管理課長 島 袋 一 英 君  
河川課長 外 間 修 君  
海岸防災課長 新 垣 義 秀 君  
港湾課長 桃 原 一 郎 君  
都市計画・モノレール課長 謝 花 勉 君  
都市計画・モノレール課都市モノレール室長 仲 嶺 智 君  
都市公園課長 玉 城 謙 君  
住宅課長 與那嶺 善 一 君

(冒頭質疑は省略)

続きまして、画面をスクロールして、77ページを表示してください。

陳情第8号、首里振興会理事長玉那覇美佐子外4人からの**首里城**の早期再建及び地域復興の推進を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、**首里城**火災に関する警察や消防の調査結果等を踏まえ、**首里城**火災の再発防止策を検討する必要があると認識しております。そのため、法律、都市防災、建築防火、文化財、公園計画の専門家で構成する**首里城**火災に係る再発防止検討委員会を設置し、様々な角度から**首里城**火災の再発防止策を検討する予定であります。

続きまして、画面をスクロールして、79ページを表示してください。

陳情第9号、南城市議会議長からの中城湾港佐敷地区沿岸部の住環境悪化への対応を求める陳情について御説明いたします。

記の1、普通河川の護岸排水路はけ口等については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、市町村が主体となって取り組む必要があります。県としては、南城市と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていきたくて考えております。

画面をスクロールして、80ページを表示してください。

記の2、4及び5、干潟環境整備及び築島の保全と活用並びに湾岸道路整備については、港湾計画に位置づける必要があるため、現在、県で取組を行っている中城湾港の港湾計画改訂において、検討したいと考えております。

記の3、新開地区の一般公共海岸区域においては、中城湾港港湾計画の改訂後、老朽化対策事業による護岸の整備を行っていきたくて考えております。

続きまして、画面をスクロールして、81ページを表示してください。

陳情第20号、**首里城**再建支援プロジェクト県民絆の会代表入嵩西一歩からの**首里城**



再建のための台湾産ヒノキ材の輸出許可を求める陳情について御説明いたします。

記の1及び2、**首里城**正殿の復元に使用される木材については、国の**首里城**復元に向けた技術検討委員会において、前回の復元時にヒノキ科の無垢材を使用していたことや樹種の特性等を踏まえて、ヒノキ科の無垢材の中から選定することとしております。なお、使用する具体的な樹種については、調達可能性等を考慮し、国産ヒノキを中心にしつつ、カナダヒノキや台湾ヒノキを使用することも含めて、引き続き市場調査を行っていくこととしております。

土木建築部の所管に係る請願、陳情案件につきまして、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

次に、陳情第8号の記の2について、商工労働部中小企業支援課長の説明を求めます。  
友利公子中小企業支援課長。

○友利公子中小企業支援課長 商工労働部所管の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

商工労働部関係は、新規陳情が1件となっております。本件新規陳情について、陳情の趣旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

ただいま通知いたしました、77ページを御覧ください。

陳情第8号、**首里城**の早期再建及び地域復興の推進を求める陳情のうち、記の2、処理方針です。

県では、**首里城**火災の影響を受けている周辺事業者等への支援として、沖縄県融資制度の中小企業セーフティーネット資金の融資対象を拡充して、今回の火災を知事認定災害とし、金利の低減、保証料の免除を図ったところであります。また、**首里城**火災の影響を受ける事業者等の経営支援を目的として、那覇商工会議所内に巡回相談にも対応する特別相談窓口を設置しているほか、その他県内の各中小企業支援機関においても、売上げの回復や販路開拓等に関する助言指導、事業計画策定支援など、個々の事業者に対する各種相談に対応しております。

県としましては、引き続き、商工会議所等の関係機関と連携し、地域の事業者の経営状況を把握しながら、県融資制度による金融支援をはじめ、地域の中小企業・小規模事業者等に対する総合的な支援に取り組んでまいります。

以上で、商工労働部所管の処理方針についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 中小企業支援課長の説明は終わりました。

次に、陳情第8号の記の3について、知事公室秘書課**首里城**復興戦力チーム主幹の説

明を求めます。

知念武紀秘書課主幹。

○知念武紀秘書課主幹 土木建築部と共管となっております、陳情第8号につきまして、処理概要を御説明いたします。

記の3について、中城御殿、円覚寺の復元等については県営区域にあり、県の事業として取り組んでいるところです。一方、御茶屋御殿の復元等については、国、県、那覇市でワーキンググループを開催しており、整備主体も含めた検討を行っている状況です。現在、県においては、**首里城**復興に向け、焼失した建造物の復元はもとより、**首里城**に象徴される沖縄の歴史、文化の再認識、伝統技術の活用及び継承などを内容とする**首里城**復興基本方針の策定に向け取り組んでいるところです。

次年度は、基本方針を実現するための具体的施策や工程などを盛り込んだ基本計画を策定することとしており、那覇市とも連携の上、幅広い観点から**首里城**周辺地域の段階的整備についても検討していきたいと考えております。

以上で、知事公室所管の処理概要についての御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 秘書課主幹の説明は終わりました。

次に、陳情第9号の記の2について、環境部自然保護課班長の説明を求めます。

比嘉学自然保護課班長。

○比嘉学自然保護課班長 土木建築部との共管となっております、陳情第9号につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の79ページを御覧ください。

記の2のうち、環境学習・観察の場として活用することに係る部分につきまして、佐敷地区のトカゲハゼ生息地については、県の自然環境保全に関する指針において評価ランクⅡと評価されている重要な区域であると認識しております。当該区域を保全しつつ、環境の学習・観察の場として活用することについては、地元の意見を踏まえながら、今後、どのような取組ができるか検討してまいります。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 自然保護課班長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 79ページ、新規第9号ですね。中城湾佐敷地区沿岸部の問題です。陳情にあるとおりこの地域は長年、排水口、はけ口の閉管があり、非常に生活環境あるいは自然環境ですね、悪くしている状況が続いております。これまでも南城市あるいはその他関係のほうから、改善の要請も来たわけなんですけど、これまで改善の要請が来たとして、何を問題点として要請されていたかということのをちょっと整理してみたいと思いますが、お願いします。何回かあったかと思うんですね。佐敷湾岸地区における排水の問題で、何が問題点として上がっていると認識していますか。

○外間修河川課長 南城市と一緒に現場を見てきておりまして、情報としては、地域の土砂等が海水の流れ等によって河口部にある程度堆積しまして、河口のほうは排水しにくくなっているということで伺っています。

○座波一委員 その対応策として県が示した方針というか、県の対応はどのようにしてきましたか。

○外間修河川課長 これまで沖縄県全域についても、河口閉塞の問題等ありまして、これについては、河川管理の責務として、河川の流水の正常な機能が維持されるよう管理すること、あと閉塞、埋塞防止についての整備については、主に市町村が取り組んでいくということで、これまで説明してきておりまして、事業のメニューとしては、国土交通省、あと農林水産省等のメニューの情報共有をしているところであります。

○座波一委員 結果として、全く今何も進んでいない状況が続いているわけですね。また背景には、中城湾の港湾計画の変更も影響しているという懸念があるわけですね。というのは港湾マリンタウンプロジェクト計画において、この佐敷地区は変更というか、当時の市長が埋立てをしないという方針が示されたがために、変更のテーブルにのっているわけですがけれども。そういう中で住民が期待していたのは、その計画とともにこの地域が整備されると思っていたのが、要するに老朽化の護岸も含めて排水口の問題も全て解決するのではないかという期待が、この計画の変更とともにもう置き去りにされるんじゃないかという心配があるわけですね。そういうふうな状況の中で、港湾課としてはどう考えていますか。

○桃原一郎港湾課長 佐敷東地区の件ですけど、旧佐敷町の都市機能用地の確保を目的として平成2年に港湾計画に位置づけられました。しかしながら、その後の市町村合併等社会的状況の変化から、南城市の埋立面積が大幅に縮小し、海岸沿いに一部埋立てを行い、道路整備するという事で今回の見直しの要望が出てございます。その中で要請もあって、我々も去る3月に南城市と意見交換をしてございます。南城市からは、委員のおっしゃるとおり、やはり計画に位置づけられていたんだが、今回取消し、抹消の変更計画をするという中で、現場だけ置き去りにされるということで、とても危機感を感じていると南城市の部長さんのお話がありました。我々としましては、この港湾計画の改定の中で、各市町村と意見交換をしております。今回も南城市さんには、このようなお話を港湾計画の改定に当たってスタートしたところ、やはりこの排水路の整備と、海岸・護岸の整備、あと築島を活用した環境学習の場、環境の保全というのを県のほうに求めていますので、我々としてはこの港湾計画の意見交換等の場を設けて、その中で、要はその意見を吸収して、我々のほうで計画に位置づけられるものは計画に位置づけていくということを考えております。南城市とは意見交換を重ねているところでございます。

○座波一委員 ということは、埋立てというか、当初の頃の地区計画の埋立てが変更されても、そういう築島の部分の埋立てとか、あるいはその他の案についての対応は、これから可能だというふうに考えていいんですか。

○桃原一郎港湾課長 これにつきましては、湾岸道路を今希望されていますので、沖側に若干の埋立てを伴って沖合に寄せたような形での配置になります。こういったように埋立てとか、構造物の整備が必要になるのであれば、港湾計画の中で位置づけて、あと築島のところも現在登記されている土地もありますので、そこも活用したいということであれば、その港湾計画の中で位置づけるという、環境についてもですね、学習の場と、ちょっと今この辺、どういったことになるかまだこれから調整なんですけど、そういった位置づけを、意見交換して位置づけをできるのであれば、協力してこの港湾計画の中に位置づけていきたいと考えています。

○座波一委員 地元南城市の方針も、今課長が答弁したような変更を希望していると思うんですね。築島を活用した湾岸線を整備してほしいということで道路も含めてですね。ですから、その状況で進めていくのは非常にいい方向性と思っています。今現状が、まさにこの地域はトカゲハゼがいるということ、あるいはハマジンチョウですか、沖縄県でこっちにしかない植物もいたりですね。非常に貴重な自然保護が必要とされる地域なのです。ですから、今横断的なこの部署との、例えば環境部との調整も行いながら、今の状況では、トカゲハゼもハマジンチョウも、逆に言うと壊滅的になっていきそうな心

配があるんですね。どんどんどんどん環境が悪くなってきている。水のはけ具合も非常に悪くてですね、沖合に砂州が堆積しているものですから、非常に環境が悪くなっているということで、そういう意味では導流堤の設置とかの希望があるんですよ。いずれにしましても、この環境をよくするための土木、あるいは環境改善土木っていうんですかね。そういったものも含めて、そしてその後に自然保護地域に指定するなら指定するというようなですね、横断的なそういう取組ができないものかどうかというのが、地元希望なんですよ。両方守れ一要するに守るだけはいけない、衛生環境あるいは自然環境をちゃんと整えてから守るべきであるというのが大体の筋なんですけど、そういうふうな考え方はどうでしょうか。

○桃原一郎港湾課長 今委員おっしゃるように、トカゲハゼですね、貴重種としてのレッドデータブックにも位置づけられているとおり、沖縄が北限となっているような生物でございます。平成22年度までは、佐敷東地区に約1000個体程度いるのが分かっておりました。ただ直近の調査によると、おおむね200から500個体が確認されているということでやはり減少傾向にあると。それはちょっと原因を今調査しているところでございますが、おおむねやはり築島が陸側に寄ってきているということもあるのと、あとやはり彼らが泥のほうに生息しているものですから、この泥が築島からのこの影響でなくなったりして、トカゲハゼがやっぱり減少してるんじゃないかというのがございます。我々地域からの要望も考えまして、環境部と一緒にあって、こういった開発もそうですけど保全も一緒に進めていくということを考えているところでございます。

○座波一委員 今の築島が移動してるっていうのは違います。砂州が移動してる、そういうことですね。だから、砂州を何とか抑えるためにも導流堤が必要じゃないかという提案があるんですよ。そこはどうなんですかね。

○桃原一郎港湾課長 砂州とか人工物ではなくて、以前馬天港の整備のために米軍がですね、土砂を置いていたのが流れてきたという経緯は分かりますけど。人的な物ではなくてやっぱり自然的な物で移動してきている自然現象ということで我々は捉えておまして、何分にも港湾管理者という立場では、この港湾法に基づくこのような移動を止める方法というのはちょっと今のところないんです。やはりでも、しかしこの砂州がやっぱり悪さしていると思われまますので、この辺は十分にですね、ちょっと事業の方法とかも入れて、現状の潮流シミュレーションなり何なりで把握しながら、事業もどういったものがあるか、事業主体というのを入れて検討をしていかないと、今すぐお答えというのが難しいところでございます。

○座波一委員 港湾管理者のみの限界というのは分かりますので、例えば護岸管理者と

かですね、あるいは環境保全の部署との横断的な考え方も含めて、今回これはぜひもう一歩踏み出たですね、取り組まなければいけない問題だと思います。そこら辺、部長どう考えていますか。

○桃原一郎港湾課長 今回、陳情も環境部と共管で上げていますとおり、土建部と環境部は連携して、環境保全に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○座波一委員 以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 新規の8号について、まず1点目の都市公園化に関する件で、**首里城**火災に係る再発防止検討委員会を設置しとありますが、これ実際、検討委員会はもうスタートしているんですか。

○玉城謙都市公園課長 よろしくお願ひします。

**首里城**火災に係る再発防止検討委員会は、今日ですね、有識者等で5名ほどの委員を選定いたしまして、要は今日が第1回目ということで、委員会の開始、スタートということになります。今日の夕方に予定しております。

○糸洲朝則委員 タイミングいいな。ありがとうございます。専門家だから防災とかいろんなそれぞれの専門家がありますので、具体的に5名の皆さん方の説明をお願いいたします。

○玉城謙都市公園課長 まず法的な整理と、事実認定、要因の整理・分析ということで弁護士を2名、都市防災、文化財含めて防火対策、消防、避難計画、文化財の防火ということで、都市防災の有識者が1人、建築基準法、建築防火計画、文化財防火ということでの有識者が1名、あと公園利用の利便性、安全性管理運営ということで、公園計画の有識者が1人ということで、計5名で構成しております。

○糸洲朝則委員 この陳情の要請は事故調査委員会を設置してということですが、皆さんのこの陳情処理概要は、今申し上げている**首里城**火災に係る再発防止検討委員会というふうに、少しすれ違いなのかなって感じもするけど。事故調査については、消防も終わっている、県警も終わっているということで、これについてはもう報道にもあるように、原因を特定できないということになってはいますが、もうこれで幕引きというこ

とですかね。

○玉城謙都市公園課長 先ほどお話がありましたけど、警察及び消防において長期間にわたる現地調査等を実施し、さらに科学捜査研究所や消防研究センター等における科学的な鑑定もした結果、出火原因の特定には至らなかったとのことでもあります。県としては出火原因のさらなる調査を行うというのは困難じゃないかなと考えております。ただ、火災の早期発見、初期消火などの防火対策及び管理体制については、**首里城**火災に係る再発防止検討委員会において、しっかり検証・検討を行い、管理体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○糸洲朝則委員 今の課長の答弁のくだりのここが一番大事でね。過去にも5回焼失しているんだから、その都度多分検証して、火災にならないような対策を講じてきたと思うんです。しかし今回もこういった火災を起こして焼失してしまったという経緯を踏まえますと、ここら辺でね、焼失しないような、防災だったり防火だったり、そこら辺をきちんとやっていくっていうのが、せめてもの県民への皆さん方の責任の一端を示すことになろうかなと思います。したがって、これはこの専門委員の5名の方がおられますが、これと皆さんとの関わり、例えば皆さんのほうで事務局を預かると思うんですが、どういう形で推進していきますか。委員会というのか、検討委員会の進め方。

○玉城謙都市公園課長 第三者委員会の事務局ですが、県の**首里城**火災対策本部設置要綱に基づく全庁で組織している**首里城**復旧ワーキンググループというところで事務局を担っていただくということでもあります。

○糸洲朝則委員 もう一つはですね、復元・復興っていうものはこれは時間がかかると見ないといけないんです。したがって、その間ずっと関わっていかれると思うんですが、時間がかかる場合に、人事の異動とかそういったもの等もあるわけで、その場合きちんと業務の引継ぎをやっていくということが大事だと思うんですね。だから事務局の役割というのは大変重要だと思いますので、ここら辺へのきちんとした配置を、また引継ぎをやっていける—これはどこで、これもやっぱりこの事務局が担うんでしょうか。

○玉城謙都市公園課長 このワーキンググループは全庁で組織しておりまして、当然各部署、所管においてしっかり引継ぎはやっていただけたらと思っております。

○糸洲朝則委員 ですから、今は熱もあって多分いろんな議論も出てくるんでしょうが、これが長引くと、中だるみが出てきたり、いろいろ懸念されるのがあるんですよ。そういうことがないように取り組んでいただきたいと思います。

2番目のこの中小企業支援課の方にお伺いしますが、融資制度の中小企業セーフティーネット資金の融資対象を拡充して、そして金利の低減、保証料の免除を図ったところでありましてありますが、今**首里城**周辺のそういう商売というか企業の皆さんっていうのは一番今苦しい時期にあると思うんですよ。したがって、今皆さんがいうこのセーフティーネットの拡充をしたその利用、例えば相談がどれくらい来てるのか、実際もう融資をしているとか、その現状教えていただけますか。

○友利公子中小企業支援課長 お答えします。

この**首里城**周辺の事業者からの電話の相談なんですけれども、3月12日現在で、当該のほうに直接相談があったのは7件となっております。また、実際に融資の申込みを信用保証協会に対して行っているのが3件との報告が保証協会から上がってきております。最近では、電話相談等もちょっと途絶えている状況がありまして、恐らくコロナウイルスの新型肺炎と同じような業者というんですか、**首里城**周辺の業者の中でも同じような状況になっていて、コロナのほうに相談をされている方もいるかもしれません。3月12日現在、7件と言ってますけれども、大分その期間は空いているので、今現在はそういう状況です。

○糸洲朝則委員 7件、ちょっと少ないな、申し込み3件、もっとありそうなのかなと思って聞いてますけれど。したがって、多分ね、今までそういった融資制度を使っていないから認識がそうないかもしれないんです。そこら辺を皆さんのほうからしっかり啓蒙していくというのが必要かと思いますが、いかがですか。

○友利公子中小企業支援課長 那覇商工会議所さんのほうが随分動いていただきまして、11月にもアンケートを実施しておりますし、先ほども申しましたけれども特別相談窓口ということで設けておりますので、県というよりは那覇商工会議所さんのほうに相談をされている方もいらっしゃるのではないかと思います。那覇商工会議所では、会員・非会員を問わず、相談は無料で受け付けておりますし、その電話連絡等で巡回相談にも応じるということで、その辺りは、県の融資制度についても商工会議所のほうできちんと情報の提供はしていただけているものと思っております。

○糸洲朝則委員 先ほどコロナの話も出しましたが、これは**首里城**火災、今回のコロナウイルス感染とこれは連動してくるんですよ。**首里城**のほとんどもう観光、あるいはまたそこに伴う皆さん経営なんですからね。それ今日の補正の説明でもこれはコロナに緊急な補正になるわけですが、これはね、案外分けてできないと思う。**首里城**火災もコロナも連動しているから、そういう弾力的な運用というものをやっていただけますか。



○友利公子中小企業支援課長 このセーフティーネット資金ですけれども、知事認定災害ということで今やっていますが、**首里城**火災、あと豚熱もありました。それから今回のコロナ、それから夏の頃ですと台風が警報区域に入った地域ということで限定になりますけれども、そのようにしながら、それぞれ災害で認定をしておりますので、それぞれで融資が受けられるというふうに関今仕組みを変えようということで今検討をしているところです。

○糸洲朝則委員 大事なことですからよろしくお願いします。今持ちこたえて、そして観光が復活してきたとき、きちんと今の商店街とか、周辺地域の皆さんがやっていけるようにね。そのためにも今が大事だと思いますから、どうぞよく状況把握しながら、連携を取ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それと**首里城**復活復興戦略チームの中城御殿、円覚寺、これは県営区域にあると。したがって、県の事業として取り組むところだと。具体的にどういった取組をしておられますか、円覚寺と中城御殿の。

○玉城謙都市公園課長 中城御殿については都市公園課のほうで、公園事業ということで以前から取り組んでおりまして、現在基本計画、予備設計までは終わっておりまして、ただ御殿に係る環境、文化財調査ですね、そのほうが予定では今年度でほぼ現地は終わるだろうと。あと次年度あるいは令和3年あたりまでに報告書を取りまとめて、それから実際にこの事業の主体ですね—これ復元の施設もあるものですから、文化財課とのそういった協議というんですか、今からその事業主体をちょっと検討していくということになります。あと円覚寺については、教育庁のほうで以前から調査と復元整備ということで作業を進めている状況であります。

○糸洲朝則委員 事業主体がどこなんだというのが決まらないと進まない。今のお話だと都市公園課になるんですか、中城御殿は。

○玉城謙都市公園課長 基本的には都市公園課のほうで所管はするんですが、ただ、事業の内容で文化財として復元整備ができるのであれば補助率等の関係もありまして、その辺はちょっと文化財課とまたいろいろ連携しながらですね、どちらのほうが有利なのかどうか検討していく必要があるんじゃないかなと思っております。

○糸洲朝則委員 都市公園整備だったら、国でいえば—でもこれは県の事業か、やっぱり都市公園課、文化財でいくと、やっぱり教育委員会との関わりとなりますか。

○玉城謙都市公園課長 教育庁のほうの事業になります。

○糸洲朝則委員 分かりました。それと御茶屋御殿、これ私何回も取り上げてきているんですが、これが国、県、那覇市でワーキング、そのとおりなんですよ。やっているんだけれどなかなか前に進まない。進まないというのはどこに原因があると考えますか。

○玉城謙都市公園課長 御茶屋御殿については、以前から市、県、あと国のほうで整備をどうするかということで、いろいろワーキングで議論しているんですが、一番ネックになっているのが、この御茶屋御殿を復元するための文化財の指定を受ける必要があるんですが、その指定を受ける際に、現状、上物というんですか、建物が建っているということで、その移転とその補償をどういう具合にクリアするかというのがちょっと一番のネックであります。

○糸洲朝則委員 文化財指定、これ那覇市のほうでまだやってないですか。

○玉城謙都市公園課長 那覇市あるいは県のほうの文化財関係のほうで一部は調査しているんですが、それだけではちょっと指定までは至っていない状況がありまして、それを指定するためにはどうしても上物にある建物関係の移動というんですか、移転をしていただかないと調査ができないという課題があります。

○糸洲朝則委員 僕も何度も現場にも行っていますけれど、御茶屋御殿の遺構というか基礎というか、それは残ってますよね、1つはね。たしかそこに車庫みたいなものがあつたはず。もう一つは石垣。これも木が生えてかなり崩れかけてきているけど、これも今の技術で何かきちんと測量できるということで那覇市が手がけたような気もするんですよ。今言われている上物というのは教会のことなのか、幼稚園のことなのか、そこら辺ちょっとよく分かりませんが。

○玉城謙都市公園課長 教会含めて、これは御茶屋御殿のこの敷地内に一帯は空いている空間の石積み等の調査は終わっているんですが、建物の影響のある周辺等については、まだ調査ができていない状況であります。その調査ができないものですから指定ができていないと。

○糸洲朝則委員 今お話を伺っていると、結局御茶屋御殿そのものの遺構よりも教会の方が相当面積が広いからね。ということは御茶屋御殿の建物というよりも、多分向こうはもう庭園があつたと思うんですよ。それを復元、そこまで含めて復元したいと。できれば一番理想なんです。ただそうなると、今言われるようにいついつまでも、教会を移転させるだけでも大変な労力と費用がかかるとお思いますのでそう簡単にはいかな

あとという思いで、例えばその御茶屋御殿そのものをまず復元してとか、そういう工夫はできるんですか。

○玉城謙都市公園課長 こういった点についても、今後また国と市のほうも含めまして、そういった切り分け等もできるかどうか、ちょっと今この場で申し上げられないんですけど、そういったのも連携しながら、検討の項目ではやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

○糸洲朝則委員 それと首里杜構想。あれ一通り、ぱらぱらと読ませてもらいましたけど、**首里城**を中心にした立派な構想なんですけど、あれでももう一回精査して、**首里城**全体含めて復元していこうという、当然周辺、まさしく首里杜のここら辺の検討というのは考えられませんか。変更云々と言うんじゃないで、むしろ原点に立ち返ってね。あれできてからかなり時間がかかっておりますので、いま一度首里杜構想を再現するぐらいの気持ちでやるのが、むしろ**首里城**の復興あるいは復元、今のこの周辺整備にもっと積極的に取り組めるきっかけにならんかなあとという思いをしていますが、いかがですか。

○知念武紀秘書課主幹 今、**首里城**復興戦略チームのほうで**首里城**復興基本方針をつくっています。その方針の中で、周辺整備等も議論しておりまして、委員のほうからはその首里杜構想をベースにとっていますので、それができているところ、できていないところを見直して、新たな周辺整備の計画とするように今取り組んでいるところでございます。

○糸洲朝則委員 これぜひお願いしたいと思うんです。僕もこれだけの構想ができたというのはすごいことだなあと。先人たちのね、取組を大変すばらしいと思っております。したがって、やっぱりあれをベースにしてというのを新しい指針の中でも取り上げていったほうが、むしろ作業もスムーズにいくかなという思いをしておりますので、そこら辺の決意をいま一度聞いて終わります。

○知念武紀秘書課主幹 県のほうとしましても、昨年末に出しました**首里城**復興の基本的な考え方の中で、**首里城**を中心に琉球文化を体現できる場として、周辺地域の段階的な整備を検討し、風格ある歴史的環境を創出するというふうにうたっておりますので、今後の基本方針、基本計画等について議論していきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 頑張ってください。終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原正次委員。

○上原正次委員 新規の陳情 20 号ですね、台湾ヒノキについてなんですけれど。部長、議会でも台湾のほうに早めに行くと質問したんですけど、今の現状では新型コロナウイルスの影響で、台湾も入国を規制するという新聞報道等がありまして。今、台湾ヒノキについてなんですけれど、処理概要を見てもみますと、台湾ヒノキとカナダ産のヒノキがあって、国の復元に向けた技術検討委員会とありますけれど、これは国営なので、国の検討委員会になっていますけれど、県はどのような関わりをしていますか。

○玉城謙都市公園課長 県は協力員ということで、県のほうから土木建築部と文化観光部とあと教育庁ですか、そういった県のほうからも協力員として参加しております。

○上原正次委員 原因究明とか台湾に行って、台湾ヒノキを前回**首里城**に使ったということで、今回火災で焼失してしまったんですけど、まずはお礼を言うべきと、やはりこうやって焼失させてしまったっていうことは、早めに言って対応してほしいって議会で取り上げたんですけど、本会議の質問で。12月か1月だったと思うんですけど、国会議員の議員連盟が台湾のほうに行って、台湾産ヒノキをぜひ**首里城**にもう一度使わせてほしいという、何か新聞記事を見た、国会議員連盟での記事がちょっと載ってまして、今現在、台湾は台湾ヒノキに関してはちょっと厳しい状況にあるのかなと思っているんですけど、この処理概要では、国産ヒノキを中心にしてとあるんですけど、市場調査を行っていくとあるんですけど、台湾ヒノキというのはカナダ産と台湾ヒノキは実際、市場に出ているんですか。その部分はどうか。

○玉城謙都市公園課長 台湾の原産ヒノキについては、現在、台湾の国のほうで規制がかかっておりまして、伐採ができないような状況であります。

○上原正次委員 伐採ができなくなった状況というのはいつからかちょっと分からないんですけども、今台湾、国内でもこのヒノキは以前から、伐採しておいた木はもうそういった調査はどうなんですか。台湾には台湾産のヒノキを伐採した木は現在あるんですか。

○玉城謙都市公園課長 今、国の技術検討委員会のほうでは、要は一番入手できる国産ヒノキを中心ということで考えておりまして、あとカナダのヒノキとかですね、あと台湾ヒノキも使用を含めて市場調査を今から行うべきだというような技術検討委員会の委員の報告が出ております。調査するというところで。

○上原正次委員 県内の学校、前回関わった木工の職員の方が九州でちょっと調査をして、木材加工したという経緯がありましたよね。これ、県として、独自には国の検討委員会ではあるんですけど、県が独自にそういった木材の確保に向けてというのは、なかなかそういった取組はやっぱり厳しい、どうなんですか。

○玉城謙都市公園課長 これは県がというよりはこの技術検討委員会の中に、林野庁と一緒にこの委員会に入っております、そちらのほうで全般的なそういった情報を入力しやすいのもありまして、そこのほうで調査をやっていただいている状況であります。

○上原正次委員 ありがとうございます。

~~~~~  
土木環境委員会記録

令和元年 第5回 定例会閉会中 第3号

開会の日時

年月日 令和元年11月5日 火曜日
開会 午後 2時 3分
散会 午後 7時 16分

場所

第3委員会室

議題

- 1 都市計画事業について（**首里城**の火災について）
 - 2 視察調査日程について
-

出席委員

委員	委員長	新照座	垣屋波	清大	涼河一	君君君
副委員	長	照座	屋波	大	透	君君君
委員	員	座	堅	一	幸	君君君
委員	員	具	味	嗣	幸	君君君
委員	員	座	山	正	次	君君君
委員	員	崎	原	武	昇	君君君
委員	員	上	嶺	朝	光	君君君
委員	員	赤	城	末	則	君君君
委員	員	玉	洲	末	子	さん
委員	員	糸	内			
委員	員	山				

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長 上原国定君

土木建築部参事 宜 保 勝 君
都市公園課長 玉 城 謙 君
知事公室防災危機管理課長 石 川 欣 吾 君
教育庁文化財課班長 徳 里 政 哉 君
教育庁文化財課班長 仲 座 久 宜 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項都市計画事業についてに係る**首里城**の火災について及び視察調査日程についてを議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めております。

まず初めに、**首里城**の火災についての審査を行います。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 皆さん、こんにちは。

本日はよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

本日はサイドブックに掲載されております資料、**首里城**の火災に係る状況報告により御説明いたします。

まず初めに、10月31日午前2時40分ごろ、**首里城**正殿等におきまして火災が発生しました。現在、警察や消防による火災の検証作業を行っており、早期の原因究明に取り組んでいるところでございます。本火災により近隣住民及び沖縄県民、関係各所に多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。県民はもとより、多くの観光客にも親しまれてきた**首里城**の正殿等が、今回、火災により全焼したのを目の当たりにし、県民を初め、本当に多くの皆様が大変なショックを受けていることと思います。私自身、10月31日12時20分に、知事とともに現場を確認いたしました。言葉に言いあらわすことのできない喪失感に包まれ、本当に胸が痛む思いでいっぱいでございます。11月1日には知事が菅官房長官を初め、関係大臣に**首里城**の早期再建の支援を求めたところであり、今後国内外の関係機関、また、県民や県外の皆様、海外の皆様の御協力も得ながら全庁を挙げて一刻も早い、**首里城**の復元に向けて全力を尽くしてまいります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○玉城謙都市公園課長 よろしく申し上げます。

首里城の火災に係る状況報告についての配付資料があると思いますので、それに基づいて説明いたします。その中で1点だけですね、ちょっと訂正のほう申し上げます。状況報告の⑦のほうですが、括弧のほうで正殿内及び城郭内という表現しておりますが、

これは城郭内ということで訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では説明いたします。まず1番、火災の発生状況の①10月30日20時40分に組踊上演300周年記念式典等各作業を御庭で開始しております。次に、⑥10月31日1時5分、指定管理者職員立ち会いのもと、イベント業者撤収及び退出を確認しております。次に⑦10月31日1時20分、城郭内の警備員が巡回を開始しております。次に、⑧同日1時43分、機械警備が起動しております。⑨2時34分、機械警備警報が発報しております。次に、⑩2時35分、警備員が正殿北側シャッターをあけて内部確認を行いました。その時点で煙が充満しており、消火器をとりに正殿から奉神門に移動しております。図についてはですね、平面図がついておりますので、位置図関係、正殿の向かい側のほうに奉神門というのがございますので、それで位置の確認をお願いいたします。⑪2時40分、非常ベル鳴動。警備会社より入電、警備員は火災発生と伝え消火器を持って消火に向かい、消火器を2本使用し初期消火を図るが消化できず。監視員も正殿へ消火器で初期消火に向いましたが、黒煙のため消火作業ができておりません。⑫同日2時41分、警備会社から消防へ通報。次に⑬同日2時50分、消防が到着しております。⑭3時37分、財団が対策本部を立ち上げております。同日13時30分に鎮火し、⑮11月1日10時以降、これはきょうも行われておりますが、警察、消防による合同検証、現場検証を行っております。

次に、**首里城**火災発生状況についてですが、添付図面をごらんください。人的被害の情報はありません。延焼範囲は、**首里城**正殿、北殿、南殿・番所、書院・鎖之間、黄金御殿、二階御殿、奥書院であります。延焼面積、消防の発表によると、4836平米。正殿、北殿、南殿等ですが、詳細についてはまだ確認できておりません。

次に3の当時の建設費用について説明します。①正殿約33億円。北殿、南殿・番所、奉神門21億。黄金御殿ほか19億。合計73億円。その他、城郭等の施設で187億、総計260億円でございます。

次に、4の県の対応状況について説明します。10月31日3時27分、緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け、現場へ急行し、現場状況の情報収集を行っております。同日8時30分、副知事を含む庁内緊急部局長会議を行っております。同日12時20分、玉城知事が出張を取りやめ、空港から**首里城**へ直行し現場を確認しております。④同日14時30分、**首里城**火災対策等本部を設置し、14時30分から本部会議を開催しております。⑤同日15時、玉城知事が記者会見を行っております。次に⑥同日15時45分、謝花副知事が現場視察を行っております。⑦同日16時、富川副知事が現場視察を行っております。次に、⑧11月1日玉城知事が官邸、内閣府、国土交通省等を訪問し、火災の状況報告及び意見交換を行っております。次に、⑨11月2日寄附金の受け入れ体制を整え、受け付けを開始しております。

最後に今後の方針ですが、現在、警察、消防による現場検証を行っているところであり、今後も関係機関と連携し、必要な対応を進め、早期の原因究明及び今回の火災の検

証作業に取り組んでまいります。また、政府や国内外の関係機関、また県民や県外の皆様、世界のウチナンチュを初めとする海外の皆様の御協力を得ながら、一刻も早い**首里城**の復元に向けて全力を尽くしてまいります。

以上で、説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、**首里城**の火災についての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないようにお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 大変残念な事故でありますけれども、私もですね、もちろんこの復興復旧に対しては、100%あるいはそれ以上の力を注ぐべきだと考えています。努力すべきだと思います。それに県民はきっと応えてくれるものだと思っております。そしてですね、さらにそれと同時に、この復旧復興と同時にですね、原因究明は徹底してやらなければいけない。この2つは一体化しているものと考えております。そうでなくては、支援してくれた者に対しては、大変失礼に値するのではないかと。今後の対応の問題も含めてですね、明確にして復興に向かってもらいたい。大事なのは、復旧に向かう県民の意識の共有だと思っておりますので、ぜひその努力をともにするためにもですね、こういう気持ちをとともにするためにも、復旧復興について、事実確認を解明して再発防止につなげたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

そしてですね、このスプリンクラーが、これは法的義務でないということであったものですから、それはつけてないということについては法的には問われておりませんけれども、この必要性はやっぱり感じているところだということで、国としてですね、そういうスプリンクラーの推奨はやっているはずなんです、そういった事実はなかったんですか、移管時に。国から県に移管するときにそういうような推奨はなかったですか。

○玉城謙都市公園課長 移管時には、こういったスプリンクラーの設置の推奨というのは特に議論にはなっておりませんでした。

○座波一委員 こういうスプリンクラーについては推奨はなかったと。そしてまた、その後の検討もなかったということなんです、実際ことしの9月にですね、国からは文書が出てはるはずなんです。それは確認できていますか。

○玉城謙都市公園課長 一応確認はしております。

○座波一委員 推奨の文書が来てるわけですので、それは検討しなかったんですか。確認したということでもありますけど。

○玉城謙都市公園課長 当該通知については土木建築部では把握しておりませんでした。また、県の教育庁に確認したところ、当該通知の対象は、国宝や重要文化財であり、**首里城**正殿等はその対象にはなっていないとのことでありました。

○座波一委員 確かに対象となるものは文化財、あるいは国宝、そういったものが対象であるから、この建物は対象にならないと、そういう意味での解釈だと思いますけども、しかしながら沖縄にとってのこの**首里城**というのは、国宝並みのシンボルだと思うんですよね。そういう管理を受ける段階において、そういうふうな議論になってなかったというのが非常に疑問なので、それを今聞いていますけど、そういうことはなかったんですか。

○玉城謙都市公園課長 はい。議論はしておりません。

○座波一委員 わかりました。それとですね、県が管理をするに当たり、国が運用してたときの運営基準と県の基準は変わらないということで、受けていると聞いております。それはそれで理解できますけれども、ただ、多少変わっていますよね。公園内における作業があったということは、これは明らかに変わってることなんですね。そこはつきりさせてください。

○玉城謙都市公園課長 今回の御庭で行われてる作業については、従前からやられてる内容と同じであります。

○座波一委員 いや、国の基準では、国が管理してる段階においては、それはできないと、やってはいけないということじゃないですか。

○玉城謙都市公園課長 そういう催事基準等についての範囲の中で、特にできないということではなく、以前から行われていた行事であります。

○座波一委員 しかしながら、時間制限もしっかりされてるわけですよ。夜に及んではいけないと。それはありますよね。

○玉城謙都市公園課長 国の基準のほうでも原則時間外はという表現がございますが、今回はどうしても閉館後の準備ということで、どうしても時間内に終わらないということで、事業の協議をいたしまして、今回作業を行ってる状況でございます。

○座波一委員 だからその部分が違うと言っているわけですよ、私は。その分は明らかにこれまでの運用方法とは、基準とは違ってきてるわけですよ。

○玉城謙都市公園課長 これは国が管理してる时候にも同じような原則以外というんですかね、時間外ということでそれは認めておりました。

○座波一委員 わかりました。国が管理してるころも、深夜に及ぶ作業がなされていたということですね。はい、わかりました。

○玉城謙都市公園課長 そのとおりです。

○座波一委員 そのときにですね、作業の問題ですが、これ電気を使っているんですかね。電気を使うような作業があったわけですかね。

○玉城謙都市公園課長 当日は音響関係、電気関係の作業が入っておりました。舞台のほうのですね。

○座波一委員 そういう場合に、電気の電源をどこからとるんですか。自前で発電をさせてるんですか。

○玉城謙都市公園課長 自前の発電機とですね、あと奉神門のほうから電源を引いております。

○座波一委員 きょうまでの報道でですね—どうしてこういう質問するかというと、分電盤あたりの可能性が高いという報道があるから、その質疑になってるわけですが、十分その作業で考えられることは、電気を使い、この電源の問題で、その原因に絡んでくるかなというこの予測がつくわけですけども。その問題はですね、どれだけの容量を電気を使ったのか、容量以上の電気を使った時間が長かったんじゃないかという、そういう推測すら当然素人ながらにも発想するんですけどもね。これはもうこれからの捜査の問題ではあるんですが、このように可能性から考えたらですね、これだけの電源を使って、それが原因として熱を持ちわずかながら発火に近づいた可能性だってあるん

じゃないかなというのが推測されてるんですね。だから、センサーが感知して発見するまでの時間がずれたというふうなことになるって、警備員が目視しても見えなかったと。火が見えなかったと。当然ですよ、分電盤は壁の向こうにしかありませんから、分電盤の配線はですね。だから、そういうことも十分考えられる。ですから、**首里城**内で作業をさせるということのですね、その管理方法というのはやっぱり問題だったんじゃないかなという気はしてるんですが、この作業を管理する部署は土木部じゃないと思いますが、どこですか。この作業を了解した、許可したというのは。

○玉城謙都市公園課長 指定管理者のほうで、一義的には管理含めて、確認も含めて行われています。

○座波一委員 先ほど申し上げたとおり、捜査を待つしかないんですが、そういう意味では電気系統からの可能性が高いというふうになっている関係上ですね、そこはしっかり**首里城**内での作業においての、電気の使い方の問題、これは大きなポイントになるだろうなと思っております。いわゆる過送電というこの現象ですね、これが起こったんじゃないかなと思っております。

あと、初動体制なんですが、先ほど説明ありました、確認した時点でですね、通報までおくれたということでありまして—おくれたというか6分か7分かな—それはそういう報告は受けてたんですか。

○玉城謙都市公園課長 先ほどの時系列でまとめた報告を受けております。

○座波一委員 あとですね、収蔵品の件ですが、実際まだ確認されていないんですかね。どれだけの何点が焼失してというのは、なかなか正確な数字が出てこないんですが。

○德里政哉文化財課班長 お答えいたします。

まず文化財に関しましては、収蔵品としまして県指定の文化財は3件ございます。この3件に関しては、全て収蔵庫に保管されておりまして、防火体制のある収蔵庫に保管されておりまして、焼失を免れたというふうに報告を受けております。それ以外のものに関しましては全て—今の3点も含めてですけれども、美ら島財団の所有物となっておりますので、こちらでも正確な数を把握しておりませんが、1500点余りというところは伺っております。

○座波一委員 だから、焼失したと思われるのはないんですか。

○德里政哉文化財課班長 そのあたりはこちらも直接の報告を受けておりませんので、

美ら島財団の報告を待つというふうな形になろうかと思います。

○座波一委員 これらの収蔵品は、美ら島財団のものであるというふうな答弁ですよね。そういうふうな意味からいうと、管理責任は美ら島財団にしかないということになりますか。

○德里政哉文化財課班長 お答えいたします。

所有者の責任において管理するという意味ではそのようになります。

○座波一委員 展示されてたということもありますよね、この正殿内で。これはもう以前から、国管理のころから正殿内で展示したものとかもずっと変わらない方法でやってたんですか。それとも変わったんですか。

○德里政哉文化財課班長 展示の手法等に関しましても、こちらで詳細な話は伺っておりませんので、ちょっとお答えは厳しいと思います。

○座波一委員 だから、この大事なこういった文化財を展示をする場として、あるいはその貴重な木造建築のものとして、いかにもこの火災に対するその考え方っていうのは、本当に日ごろから気をつけるべき事柄だったわけですが、そういうふうに展示品もこの建物とともに焼失してしまったということですね、この管理者として、これはもう美ら島財団にしかならないわけですかね。美ら島財団がこの収蔵品の管理者として展示してるからということでもいいんですね。

○德里政哉文化財課班長 保管、管理等に関しましては所有者の責任によってという形になりますので、そのような形になると思います。

○座波一委員 あと、これから見ると災害対策本部は31日14時30分設置であります。いささか遅いような感じもするんです。那覇市のほうがですね、いち早くその日の何時だったかな、事故のその日に2時間、3時間後に設置していますが、県の立ち上がりが非常に遅い感じがするんですが、それは答えられる範囲でどうですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 県の対策本部なんですけれども、災害対策本部というよりは**首里城**火災対策等本部となりまして、災害対策本部という形にはなっておりません。その中身としては、今回の**首里城**火災においては暴風とか竜巻、地震等の現象やその他異常な自然現象でないこと、それから国民の生命等に相当程度被害が出ていないということから、災害対策本部としてではなくて、災害にとらわれず復元も視野に入れたもの

として、県として全庁的に迅速かつ的確に今後の諸課題に対応するものとして立ち上がったという、そういうものでございます。

○座波一委員 それちょっとおかしいんじゃないですか。即刻復元の問題を協議するためのものではなくて、これ災害対策等本部を設置し、とあるわけですから、まだまだやらなければいけない当面の問題に対する問題だと思うんですよ。

○石川欣吾防災危機管理課長 ですのでそういったものも含めてですね、対応するという形でとっております。実際には対策本部という形ではないんですけども、そういう準ずるような形で情報共有ということで、朝の4時の段階でですね、情報収集体制を構築して対応しているところでございます。

○座波一委員 はい、わかりました。県知事が出張の際にはですね、不在のときの管理者というのを置くわけですが、それは副知事として、誰が担当という形になってましたか。

○石川欣吾防災危機管理課長 知事不在であれば、担当副知事は謝花副知事のところになるかと思います。4時に情報収集体制を構築しまして、那覇市消防本部、それから那覇市役所のほうですね、防災危機管理課との情報交換を通じて、5時までには三役に報告をいたしております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まずですね、皆さんの資料の中で、火災が発生してから10月31日3時37分に財団が対策本部を立ち上げているということなんですけれども、これ、こんな早くからどのような対策本部っていうのが立ち上がってるんですか。

○玉城謙都市公園課長 災害対策本部というのは指定管理者、財団の内部のほうで、**首里城**公園管理部の防災計画の中でのそういう組織であります。

○赤嶺昇委員 3時37分に組織を全部集めて、こんな対策本部っていうのは立てられるものなんです。燃えてるんですよ。燃え始めて間もない時間帯にですよ、はい集まって対策本部等ということで、私は理解できないんですよ。今燃えてるんですよ。大騒ぎのときにみんな集まって、はい、対策本部をっていうことを打てるもんなんです。具体的に説明してください。

○宜保勝土木建築部参事 財団のマニュアルに基づきまして立ち上げたということで、そこで会議が行われたという報告は受けておりませんので、立ち上げたという報告を受けております。

○赤嶺昇委員 だから私から見るとね、いかにもね、すぐ迅速に対策を打ったっていうふうに皆さん書いてるけど、マニュアルとか云々っていうけど、対策本部って僕らから見ると、よくね、集まってどう対応するかということで、この時間帯では物理的に厳しいだろうというのが私の考えにあります。だからそこは明確にね、皆さんこの時間にはもう既に対策本部を立ち上げたよって言うのはね、いかにも万全を期してるっていうふうに見えるけど、ここの中身をちゃんと明確にしたほうがいいと思うんですよ。マニュアル、本部っていうのは何なのということで、マニュアルという部分はね。そこはしっかりしてほしいということと、あと、先ほどから座波委員の質疑に対してですね、美ら島財団からの報告がまだとれてないということなんですけれども、これまで何度報告をもらってますか。今までに。

○宜保勝土木建築部参事 配付いたしました資料にですね、4ページに県の対応という項目がございますが、1番に10月31日3時27分、緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け現場に急行、と書いてありまして、これは私が現場に、この報告を受けまして1時間以内に現場に急行して情報収集を始めております。その後、財団からニュースリリースが一約20前後のニュースリリースが発表されております。

○赤嶺昇委員 私が聞いているのは、財団から県に、きょうまでですよ一事故を今、僕らはマスコミ、新聞等で見てるわけ、聞いてるんですね、どんどん—皆さんは何度説明を受けてきてるんですか。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど申しました、31日の3時27分に報告を受けまして現場に急行しまして、3日間私が常駐しまして、情報収集をし、県の担当課に情報を通達しております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から答弁内容についての確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
玉城謙都市公園課長。

○玉城謙都市公園課長 ニュースリリース等の発信と、またほかにですね、メール等での国、県、管理者のほうで、そういう場合の情報ということで、メール等でそういった逐次一数はちょっとまだ整理しておりませんが、その都度報告は受けております。

○赤嶺昇委員 こういう場合っていうのは、美ら島財団というのはちょっとファジーなんです。ニュースリリースとかかかぶせないでほしいんですけど。要するに、県にどのような報告でね、メールなのか電話なのか直接来るのか、こういったこともしっかりまとめてもらわないとまずいと思いますけどどうですか。体制が整ってないんじゃないのって思ってしまうわけさ。マニュアルではどうなってるんですか。こんな早く対策本部打った割には、県に対する説明とかそういった部分の状況がちゃんとできてないんじゃないの。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど申しましたニュースリリースに関しましては、これはですね、県と国と財団で、内容を精査した上で発信しております。それ以外にですね、それ以外に、お互いのメールで随時情報交換しておりますので、メールの数は数えられないぐらいやっておりますので、今、数は言えませんが、メールでのやりとりは相当数やっております。

○赤嶺昇委員 それではですね、ちょっと具体的に聞きますけれども、分電盤が回収されてますよね。分電盤は建物に何個ありますか。

○宜保勝土木建築部参事 配線図等は入手しておりますが、今、数については集計しておりませんが、配線図等は入手しております。

○赤嶺昇委員 答弁になってませんよ。

○宜保勝土木建築部参事 今手元に集計した資料がございませんので。

○赤嶺昇委員 あのね、新聞、要は分電盤じゃないかという話が出てるんですよ。それを皆さん、図面はあるけど、皆さん、国から移管を受けてるんですよ。指定管理は美ら島財団ですよ。皆さんね、指定を受けてきた割には分電盤の数も一今こんなして出てるんですよ、分電盤じゃないかと言われてて、分電盤の数がわからないって、通りますか。皆さん、チェックしてないの。一般的に分電盤1個しか持ってなかったんじゃないかと思ってる県民もいるけど、数もたくさんあるんだったら、じゃあどこなのかという究明も必要ですし、そこを分電盤の、今日まで数を把握してないっていうのは、対策に不備

がありませんか。だからこれは現場に行かないとわからない問題じゃないんですよ。国から移管を受けるんだったら、そこはね、皆さんもっと専門的にもっと把握しておかないと、分電盤回収されたという時点で何個あるか、どの分電盤かっていうのは把握するべきでしょう。この時点でわからないということになると、県が移管を受けてる部分のね、いわゆる覚悟というかですね、責任がやっぱり問われてくるわけですよ、要するに。そこは大きいよ。これは調べてくださいよね。

じゃあ次、それで防犯用とですね、通常照明用とか、分電盤いろいろあると思うんですけども、あと催事の電飾用の用途に分けて、さっき持ち込みなのかということもあったんですけども、この分電盤の系統もどうなってるかということも明確に示してもらいたい。今答弁できますか、これは。

○宜保勝土木建築部参事 ちょっと手元に詳細の資料がございません。図面は今手元にあるんですが、説明できる状態ではございませんので。

○赤嶺昇委員 あとですね、分電盤の交換、点検。分電盤は当初から設置されてね、これまで交換したことがあるのか、それから寿命。消防訓練がどのぐらいの頻度であったのか。それから防火設備の点検は、今まで一番直近にこれまで何回やってるのか、これ答え切れますか。

○玉城謙都市公園課長 消防訓練の実施状況についてですが、防火管理者の資格を有する者が消防計画を定め、那覇市消防局に届け出をしております。直近の消防訓練としては、平成30年12月18日那覇市消防署立ち会いのもと、発見、通報、初期消火、避難誘導等の火災総合訓練を実施したとの報告を受けております。あと、電気設備の点検状況について、電気事業法では、年1回の電気設備の点検実施が義務づけられており、直近では10月15日と18日に実施しております。異常は認められなかったとの報告を受けております。

○赤嶺昇委員 そうすると、直近で電気のチェックをしたということであればですね、チェックした側にはこの配線にほこり等がかぶってないということの確認も全部とれますか。

○玉城謙都市公園課長 特に異常があったという報告は受けておりません。

○赤嶺昇委員 さらに、ネズミ等小動物が、かじって火災になるということもあると思うんですけども、これまで**首里城**区域でですね、小動物の目撃等そういったものっていうのはありますか。

○玉城謙都市公園課長 2月から県のほうで管理を行った後に、そういう報告は受けておりません。

○赤嶺昇委員 いずれにしても分電盤についてはですね、回収されてるということなんですけれども、数も図面はあるけど把握してないってということじゃなくて、数えないとわからんじゃなくて、ちゃんとチェックしてもらってですね、明確にそれはやっぱりみんなを出してもらったほうがいいと。答えありますか。

○玉城謙都市公園課長 把握してる、してないということではなくて、手元のほうにこの総括表を、ちょっと確認しているところです。

○赤嶺昇委員 把握してる把握してないの問題じゃなくて、今何を確認してるの。把握してるんだったら言ったらいいじゃないですか。こんな言いわけをしないほうがいいと思うよ。把握してるんだったら今、答弁してもらいたいんですよ。

○玉城謙都市公園課長 課のほうにちょっと戻っておりますので。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員及び委員長から、事前に適切に把握した上で答弁に臨むよう指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 あと、知事がですね、早い対応で国のほうにも行っているということなんですけれども、何年までに再建するということを知事は言ってるんですか。

○玉城謙都市公園課長 2022年までに計画を策定するということで聞いております。

○赤嶺昇委員 計画を策定して復元、要するに再建するっていうのも全部出てるんですか。どういうことですか、計画ですか。

○上原国定土木建築部長 知事の発言は復帰50周年を迎える2020年に首里城の再建計画を策定したいという趣旨ですけども、いつまでということは今後検討されなければ

難しい話でありまして、国営公園でもありますし国のほうで大半の仕事がなされるだろうと思いますが、県としても連携してですね、それまでには再建計画を立てた上で、一緒になってそれを推進していきたいという思いが寄せられたものだというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 これは思いであって、県としての方針ではない。

○上原国定土木建築部長 具体的なですね、決まり事ではなくてね、方針であるのは方針だと思いますけれども、今後しっかり詳細をですね、国とも調整しながら詰めていく事項だと考えております。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの答弁の補足ですが、引き継いだ時点での数量として、分電盤に関しましては一回路の数によってあるんですが、34個でございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から執行部に対して、分電盤に関する資料を出してほしい旨の要望があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 それでは、事実関係少し皆さんから説明があったんですが、それに準じてですね、少し確認させてください。まず、当日の警備体制、何名で警備をしたのか伺いたいと思います。

○玉城謙都市公園課長 当日ですが、夜間の警備ということで警備員による定期的な巡回と防犯カメラによるモニター監視を行っています。人員は城郭内警備が2人とですね、あと、正殿、北殿、南殿等は機械警備を行って、あと中央監視室に1人配置しておりました。3名体制です。

○具志堅透委員 そこでですね、警備員の方々が、まずその火災を認識したっていうのかな、発見したっていうのかな、いつになるんですか。皆さんの説明の9番になるんですか。機械警備警報発報というのが、まず、その警備の方々が火災かなあということを認識したことになるんですか。

○玉城謙都市公園課長 ⑧の10月31日1時43分はこの機械警備起動ということで、2時34分機械警備のこの発報が、これは火災の警報ではなくて異常があるというような情報であります。

○具志堅透委員 34分には機械関係、機械設備関係に異常があるということの警報が発報したということですか。

○玉城謙都市公園課長 そういうことではなくて、例えば城に人が、不審者が歩いているとかですね、熱感知ということで異常があると。

○具志堅透委員 じゃあですね、何ていうの、消火警報がありますね。非常ベルが作動する、鳴ると。そこまでの間に、今、機械警備の発報になって、例えば不審者が入ったとか、そういった何ていうの、モニター、防犯カメラ等々が、今言うこの9番になるんですか。防犯カメラ。熱感知っていうのはどういうこと。これは消防設備ではないんですか、防火設備。

○宜保勝土木建築部参事 この9番の警備は、熱を感じるセンサーでございまして、これは火事に限らず、例えば人が通った場合とかその温度が変わりますので、その温度の変化を感知する機械警備でございまして。

○具志堅透委員 それを受けてですね、警備員は正殿北側のシャッターをあげ、そこで感知したわけですね。そこでその北側っていうのは、位置は特定できたわけですか。北側に行ってるわけですから。35分には。

○宜保勝土木建築部参事 このモニターではですね、場所までは特定できないシステムでございまして、それで通常ですね、シャッターから内部に出入りしているものですから、通常の出入り口としてこのシャッターをあげて中に入って、その時点で煙の充満を確認したということでございます。

○具志堅透委員 通常の確認等々を行う場合には北側のシャッターをあげていたということですか。

○宜保勝土木建築部参事 出入り口として通常使っているものですから、この確認のためにここをいつも使うかっていうと確認しないといけないんですが、出入り口は通常そこしか使っていないものから。

○具志堅透委員　そこで、35分に行って確認をし、それで煙が充満をし、消火器をとりに行ったと。それで2時40分に非常ベルが作動したと。そして41分に通報したということで間違いはないですか。

○宜保勝土木建築部参事　はい、そうです。

○具志堅透委員　ちょっとここです、その非常ベルが鳴るまでの間、6分、7分ぐらいのロスがあるんですね、6分ぐらいのロスが。そこは何が原因と考えられますか。行ったら煙が充満してた、しかし火災報知器は作動しなかった。どういうことになるの。

○宜保勝土木建築部参事　このセンサーのシステムが違うというふうには考えておりますが、詳細にその違いの要因についてはまだ報告を受けておりません。

○具志堅透委員　センサーの違いというのは何ですか。

○宜保勝土木建築部参事　機械警備は熱を感じるセンサーでございまして、非常ベルにつきましては煙または熱というふうに聞いております。

○具志堅透委員　これ、あれね、35分にね、警備員が北側の門をあけたときに煙が充満してたんですよ。それで作動しない、おかしいんじゃない。機械は熱に感知するから先に作動した。警報鳴らした。しかし煙が充満してるのに、非常ベルは煙、熱で感知するのに作動しなかったというのはどういうこと。ちょっと説明がわかりづらいんですが。

○宜保勝土木建築部参事　この時間差に関しては詳細な報告がまだ上がっておりませんので。

○具志堅透委員　じゃ、そこはちょっとおかしいなというふうな感じは持っていますか。例えばここで通常考えられるのは、火災報知機が正常に作動しなかったんじゃないかと。煙感知器があれば—新聞報道には煙感知器が入ってないという、設置されてないというふうに僕は見たけど、間違いはないの。皆さん、煙感知器あるの。それ言うんだらうと思って聞いてるんですよ。あったの、熱感知器、何か見た覚えがあるんだけど、新聞報道で。大丈夫。

○宜保勝土木建築部参事　確認いたします。

○具志堅透委員 皆さん、国から移譲を受けて管理をすることになった、それを指定管理をさせて。しかし今確認をすると、内容ではですね、設備点検、あるいは防火訓練等々やって報告を受けることになっているというふうにはなってるんだけど、今質疑しても、余り把握されてないっていうか、火災に対する認識が非常にちょっと希薄っていうか、弱かったのかなという感は否めません。

そこでですね、消火設備、防災設備についてちょっと確認したいんですが、**首里城**の敷地内にどういった消火、防災設備があるんでしょうか。わかりますか。

○玉城謙都市公園課長 防災設備機器の状況として消火器が55本、消火栓設備が21基、屋外消火栓設備が5基、放水銃設備が4基、ドレンチャーがヘッド74個、非常警報設備がスピーカー89個、あと排煙設備、不活性ガス消火設備が2基であります。

○具志堅透委員 今ある消火設備、防災設備に関しては、全て正常に作動するというところを確認されていますか。試運転とか、例えば放水銃ですか、そういったものの使用とか等々経験、訓練とかやっていますか。

○玉城謙都市公園課長 これは、総合訓練含めまして、法定点検等で訓練は実施しております。確認もしております。

○具志堅透委員 実際水を出してやってるんですか。

○玉城謙都市公園課長 はい。例えば法令点検で、年2回の点検が義務づけられており、令和元年5月に消火器、屋内屋外消火栓設備、放水銃設備、ドレンチャー設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備の点検を行ったという報告を受けております。これはそういう報告書の中では、そういった状況、写真等も含めまして受けております。

○具志堅透委員 水が出てる。

○玉城謙都市公園課長 はい。

○具志堅透委員 その中でですね、やはり我々素人でもちょっと疑問に思うのはスプリンクラーがやっぱり設置されてなかったということなんですね。これは必ずしも義務じゃなかったということであるんですが、先ほど座波委員からもあったんですが、国立の部分に関しては通知をして、スプリンクラー設置を義務づけた。しかし**首里城**に関しては、世界遺産はその範疇ではなかったというふうなことであるんですが、特にこの木造でね、燃えやすい桐油ですか、そういったものが塗られてるっていうような状況の中

で、スプリンクラーの設置というのは全く想定になかったということなんですか。
これはもう部長、これどうなんですか、現場での判断じゃなく。

○上原国定土木建築部長 県がですね、都市公園法第5条の規定によりまして、国の公園施設の管理許可を受けまして2月1日から管理を開始しております。また、指定管理者がですね、従前と同様の管理手法により管理を行っているところでございます。県としては正殿等の建物の防火、消防設備が—最低限かもしれませんが、消防法等の法令を満たしたものでありまして、防火、消防体制も従前と同様の体制、手法で行われているということで、国営のときからしっかりとられていた体制を引き継いで計画管理をするということで、防火、消防体制が十分であるというふうには認識していたところでございますが、今回延焼を食い止めることができなかったということからですね、今後消防、警察の検証結果を踏まえて、今後の整備に当たっては、そういった知見もしっかり活用しながらやっていくことになるんだろうというふうに考えております。

○具志堅透委員 2点。もう終わりますが、十分であると認識してたということが間違ってたということですね。それと、ある設備が本当に機能したのかな。夜中の、朝方のね、火災であったということ、十分な設備が本当に使えたか、人がいなきゃ使えない設備ですね、消火栓あれにしても全て。自動式のものもなかったのか疑問が残りますね。それとさっきのもとに戻りますが、34分から40分までの間の作動、煙感知器あるいは熱感知器、ここは十分な説明が必要ですね。きょうは時間がないんでそこで終わるんですが、かなりの疑問が残っています。

以上で終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほどから話されてるように、沖縄の歴史的な文化的にも象徴である**首里城**というのか、文化的な拠点ということで、大変残念な焼失だったと思っておりますが、まず、復元に向かっているのはね、取り組み皆さん提供されておりますので、その辺の審査も含めて必要だろうと思っておりますが、私は今、重複しない意味で、管理、運営の観点からちょっと聞かせてもらいたいと思います。2月に国から管理移管を受けて、皆さんは2月に条例制定をして美ら島財団に指定管理をしましたがけれども、年度は4月から10月までの間6カ月ぐらい過ぎておりますが、皆さんの当初事業計画の中で、31年度入館料が11億、それから売店の使用料4億ですか、15億円余りの歳入があって、歳出が出るんですが、この4年間の皆さんの収支計画もあるんですが、ここは一体、歳入が入ってこないということになると思うんですが、条例制定をしたこの収支の関係に

については、どういうふうになるのか伺いたいと思います。建物ないのに、これ入ってくるかって言ってるんです。

○玉城謙都市公園課長 これは今年度の分の31年度の事業計画が3月には出ておりますが、これは今回の火災によって、事業計画は当然変わってきます。

○崎山嗣幸委員 変わってきますではなくて、先ほど皆さんが単年度で予算組んで条例制定したものについては、先ほど言ったように入館料と売店で15億余り歳入が入って、皆さんは国に2億3000万円余りを支払うことになってるんだけど、これ払えるのか変更申請が出るのか、これを示してくれないかということです。

○玉城謙都市公園課長 国への国有財産使用料の取り扱いなんですが、県が国と交わした実施協定書12条第3項において、都市公園法施行令第20条第1項ただし書きの規定に基づき、営利を目的または利益を上げるものではないと認められる場合には、所定の手続を行った上で使用料を免除できると規定されております。また、不可抗力等の発生により、県が財団に対し指定管理料を支払うべき事態が生じる場合など、国に対し使用料の減額を求める必要があると判断した場合には、国に対し使用料の減額を求めることができ、国は当該申し出について使用料の減額の必要性を認める場合には、都市公園法施行規則第11条第1項ただし書きの規定に基づき所定の手続を行った上で、使用料を減免することができるかと規定されております。県としてはこれらの条文の規定に基づき、今後適正に対応していきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 規定はされてるけどもこれからということの受けとめ方でよろしいのか。先ほどから聞いたように皆さんの予算組んだのが建物なくなるわけだから、入館料も含めてそれが歳入入ってこないと思いますが、当然皆さんこの計画書の変更を強いられると思うんですが、そういう手続にこれから入るといことなのか、まだ対応してないのか、この辺を聞かせていただけますか。

○玉城謙都市公園課長 この点については、現在の現場のそういった検証を今やっておりますので、その内容によっては先ほどの手続等含めて、ちょっと作業を進めたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 それから、皆さんは4年間指定管理を締結しますよね。4年間については、これ先ほどから議論して4年間のうちに復元されるかどうかということも含めてわからん事態が生じているので、これの4年間の指定管理の締結そのものもまた変更が生じざるを得ないということになりますかね。

○玉城謙都市公園課長 当然施設が変わりますので、その辺は変更が出てきます。

○崎山嗣幸委員 ちょっと確認しましょうね。皆さんの実施協定書の中で第2条の中に、12項の不可抗力の話があるんですが、暴風、豪雨、洪水、地すべりその中に火災が入ってますが、この火災の項目の中に、それは甲乙いずれの責めにも帰さないということがあるんですが、これはそういった不可抗力に該当して、県というか指定管理者というのか、甲と乙っていうのは国と県かな、国と県について、どちらの責めもないということのこれは項目なんですか。不可抗力、ここに該当するのかどうか聞きたいんですよ。不可抗力の定義がありますよね、暴風、落盤、地震、火災。

○玉城謙都市公園課長 今回の場合もこの12項に該当はすると思うんですが、これについても現在検証しておりますので、その内容を踏まえた上での結論になると思います。

○崎山嗣幸委員 この項目設けて、協定書にあるけれども、そういう方向で確認される今後の国との話し合いということで受けとめてよろしいんですか。

○玉城謙都市公園課長 そうなると思います。

○崎山嗣幸委員 それと先ほどもありましたが、催事のときの取り扱いがされてますよね。さっき言った**首里城**祭の、この催事の実施基準というのについては明確につくられてるんですか。先ほど、準備とか裏の中でのことも含めてね、ここは細かい基準っていうのはつくられてるんですか。

○玉城謙都市公園課長 現在県のほうではまだつくっておりません。まだつくっていないため、現行の国の禁止あるいはそういった行事の基準を今、適用しているところがあります。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても従来国が管理していて美ら島財団に委託させていたのが変わって、県から美ら島に指定管理するわけだから、曖昧にですね、皆さん特徴的な、県がとったんだからということで、県のメニューというのか、沖縄県らしい皆さんは管理したいということで、基準というのかな、沖縄の催事というのかやろうとするわけだから、ここを含めてやっぱりこの基準というのかね、不明確な状態も含めて前から議論をずっとしてきてるわけだから、これ今までつくられてませんっていうことについてはね、やっぱりよろしくないんじゃないですか、これ。

○玉城謙都市公園課長 現時点ではまだでき上がっていないんですが、これはいきなり基準をつくるということではなくて、県としては試行事業ということで、試行しながらつくり上げようということで。今回、予定ではきょうですね、こういうMICE、フォーラム会議をそういう試行事業ということで予定をしていたところであります。

○崎山嗣幸委員 これは県に管理移管しない前から**首里城**祭とかっていう事業は行われてきてるから、私は指定管理する前から皆さんに質問しててね、県がとるんだったら県がとるなりのね、やっぱり内容をすべきではないかと私は提言をしてきて、皆さんは70歳以上無料にするとか幾つか書いてるんだけどもただこのことが原因だったということではないと思うんだけども、ただしかし、皆さんの管理をする決意というのかね、先ほどから言ってる歴史的な価値がある、観光の拠点である絶対的な重要性を自覚するならば、そういった管理基準をしっかりとつくってですよ、やっぱり県民のものにするっていうことの方が私は浅かったんじゃないかということをお願いしたいわけですよ。それで部長、その辺のことについてはね、これは移管する前からずっと質問してるわけですよ。だから、県がとる意味ですよ、意義。そういう自覚でとらないと、とって半年で一二月から半年過ぎた後に焼けるということについてはですよ、これはやっぱり私はじくじたるものがあるので、県がせつかく管理とったそのものですよ、建物も焼失したってことについては、大変な事態だと私も受けとめているので、もちろんそこら辺は今後も含めてね、しっかりと決意を示してもらわないと、私は沖縄県がとった意味がないんじゃないかなと思うんですよ。そこは部長、決意の部分含めて。

○上原国定土木建築部長 委員おっしゃるとおりですね、県が2月に管理許可をいただいて管理を始めたわけでございますし、しっかりと県としてのですね、活用方法を検討しながらやってるということで、基準はまだつくっておりませんでした。試行事業をやりながらですね、幅広く活用していくということで今回もそのメニューをいろいろ考えていたところでございます。今回こういった事態になりまして非常に残念な思いでございますが、まだ施設が残ってる部分もございますし、今後また復元に向けてですね、しっかりと県として果たさなければならない責任もあると思いますので、この辺残った施設の活用方法、収支計画も変更しなければならないところでございますし、しっかりとですね、現在の施設を活用しながら復元に向けてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、これから現場視察を行った後に委員会を再開して残りの質疑を行う旨の提案があり、意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
次に、視察調査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、別添視察調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩
午後5時45分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 きょう現場を見せてもらって、いろいろ今県警と消防のほうで原因究明の作業を進めているので、そこはそこできちんとやっていただくとして。2点だけ確認しておきたいんですが、2月1日から県に移管されたわけですが、そのとき、例えば設計図とか図面、こういったものも皆さんに移管というか、あるいは参考資料として持っていますか。

○玉城謙都市公園課長 管理の始まる前に、管理のための図面等ということで国のほうから引き継いでいます。

○糸洲朝則委員 赤嶺委員の質疑にも分電盤の話が出たんですが、特に完成図面、設備とか電気、これは非常に貴重な原因究明にもこれは重要な役割を示すもので、これだけの技術集団がいる皆さんだから、さっきの質疑にきちっと一配線の状況とか、あるいは説明の状況なんかはきちっと掌握をしていたほうがいいと思いますがいかがですか。

○玉城謙都市公園課長 国のほうから引き継いだ図面等で管理していくということで。管理についてはですね、県が公園を管理するというので、これは国の公園法の5条に基づいて公園管理許可を受ける際に、国のほうから公園施設を都市公園の効用に資するため、公園本来の用途に従い常に良好な状態で管理しなければならないという通知がありまして、それを履行するために、管理要領あるいは業務計画書等を作成してですね、管理運営を行うに当たっては、管理要領に基づき、月報と一これは指定管理者のほうからの月報等により毎月報告を受けたほか、あと国、県、財団においてですね、週1回あるいは教育庁、那覇市も入れた月1回の定期的な会議を開催して、業務の実施に当たって必要な調整を随時行ってきておりますので、そういった施設の整備と管理ですね、それは適正に行ってきたつもりではあります。

○糸洲朝則委員 ちょうどこれ新聞記事ですが、前回の復元で中本清さん—当時は国建にいて彼が陣頭指揮をとっているわけですが—ただ前回の復元作業とは異なり、今後の再建に向けては設計図も詳細なデータも残っていると。財政面の問題はあがるが、さまざまの分野の意見を系統立てて積み重ねた知見もある。日本復帰後50年の2022年に建設着工ということも可能ではないかと彼は言ってるんですね。ただその上で、当時は沖縄の大工も元気で沖縄らしい木造の組み方や独自の材木もあった。県内の職人も少なくなっているが、**首里城**再建には10年から20年かかる。設計や職員も含めて挑戦する若い人の力が必要だと。いわゆるもう次の世代の大きなこれは力を結集していかなきゃならない。私が知っている先輩でももう何名か亡くなっておられますから、こちら辺を、今まで元気な人が残っておられますから、その人たちからしっかり技術を習得していくということが求められるわけで、これは県、あるいは民間いろんな網羅した大型プロジェクトになっていくと思うんですよ。これはこれからの課題ですから、せめてそれに向けてのやっぱり県のかかわり方を、ましてや管理をしてきたわけですから、これからはどういうふうに変遷をしていくかわかりませんが、もっと前向きに、今言った指摘されたことも含めて、部長、どんなですか。再建に向けて土建部の取り組み。

○上原国定土木建築部長 知事が2022年に再建のための計画を設定したいという表明してはいますけれども、やはりある程度課題がですね—これから詰めていきますけれども、課題が明らかになれば、また細部を詰めていかなければならないと思います。糸洲委員おっしゃるようになりますね、宮大工も当時に比べて減っているだろうと。あのときも日本

全国から大工の方に集まっていたいただいてやったということもありますし、また木材の調達ですね、当時は台湾ヒノキを使っておりますけれども、台湾からのもう当時最後の輸出だというお話もあったようでございまして、木材を調達することについてもかなりのハードルがあると思います。それはどこから調達するかも含めてですね、非常に難しい課題が山積してますので、その一つ一つを解決しながら進めていかなければならないと思います。ただ、これは県だけではなくて、もちろん国が、国営公園でございまして、国が主体的にやっていくものだと思いますけれども、県としてもですね、これはぜひ実現するために連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○糸洲朝則委員 もう一点、委員会始まる前に火災保険の話をしてしましたが、部長の話では、美ら島財団が掛けているというお話だったんですけど、ちょっと違うじゃないかと僕は思うんですね。火災保険っていうのは所有者が掛けるものであって、だから本来なら国が掛けるべきじゃないかと。これは保険料だって半端なものじゃないはずだから。そこら辺正式に教えてください、火災保険の状況。

○玉城謙都市公園課長 保険については損害不可抗力ということで、指定管理者と県のほうでこの基本協定を結ぶ際に、保険を掛けるという条件で基本協定を結んでおります。実際保険を掛けるんですが、受け取るのは所有者というルールになっております。

○糸洲朝則委員 基本協定を結ぶということは、美ら島財団が保険を掛ける、つまり保険料を納めると。その保険を掛けた、今回のこの災害の結果によって保険を受け取るのは国のほうという意味ですか。

○玉城謙都市公園課長 これは所有者が保険を受け取るというルールになっております。

○糸洲朝則委員 具体的にこっちは美ら島財団が保険を掛けるんだけど、とるのは国かと。所有者が国だということははっきりしてるんだから、それははっきり言ってくださいよ。何もそんな所有者、所有者と言って。

○玉城謙都市公園課長 そういうことでございます。

○糸洲朝則委員 ちなみに保険料ってどれくらいですか。みんな出ますか。

○玉城謙都市公園課長 保険料が年間約 2940 万円、これは**首里城**地区だけじゃなくて水族館も含めて、海洋博含めた合計で約 2940 万円ですね。支払い限度額が 70 億円。

○糸洲朝則委員 70億円というような、今度の火災、全部じゃないよね。いわゆる今回の**首里城**の火災に係る限度額というか、受け取り保険料っていうのがどれくらい見込まれますか。

○玉城謙都市公園課長 現段階で幾らというのはまだ把握しておりません。

○糸洲朝則委員 これは保険会社とのやりとりもいろいろな仕組みがあると思うんで、そう簡単には出てこんどと思うんですが、これは大事なことから管理者としてしっかり把握しておいてください。よろしくお願いします。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 資料の4ページ、県の対応状況ということで、31日の3時27分に緊急連絡体制に基づいた緊急報告を受け現場急行とありますが、緊急連絡体制っていうのは具体的にどんなものなんでしょうか。

○玉城謙都市公園課長 これは公園の指定管理者の財団さんと、あと県と国のほうで、緊急のそういった起こった場合にはそういう体制をとりましょうということで取り決めておきまして、現地の財団さんのほうから、そういう異常があったということでうちのほうに報告がありまして、それで現場に急行したということです。

○照屋大河委員 現場の状況では、同時刻の3時37分には財団対策本部が立ち上げというふうにありますので、それとほぼ同じ時間帯に県は把握をして現場に急行したとありますので、その後は、その財団あるいは関係機関と一緒にあって対応に県も当たったということでよろしいですか。

○玉城謙都市公園課長 そのとおりでございます。

○照屋大河委員 先ほどの説明の中でも、ニュースリリース第1報が6時23分です。そのリリースも含めて、県はその財団対策本部、あるいは緊急連絡体制に基づく組織体制の中で、協力体制の中で情報を収集し把握し、ニュース発信にも関与していたということによろしいですね。

○玉城謙都市公園課長 リリースについては、県と国とあと財団さんのほうで、共同というんですかね、それで行っております。

○照屋大河委員 現在は対策本部はどういう体制ですか。県からも事故、火災発生時から、時間的な対応、例えば24時間一消火は終わってるんでそうではないと思うんですが、どんな感じだったんでしょうか。当初はずっと1日体制というか、24時間体制ぐらいの状況でこれはやられてたんでしょうか。現在どうなっていますか。

○宜保勝土木建築部参事 発生当初から私が現場に詰めまして、連絡調整をして、情報収集をしております、3日間一夜中には帰りましたけども、また早朝から出まして対応しておりました。今回、本委員会等の準備があったものですから、この二、三日はこちらにいますけども、随時メール等で情報のやりとりをしております。

○照屋大河委員 今後はその体制、県、財団、国も関与してるのかな、対策本部は今現在もあるんですか。

○宜保勝土木建築部参事 財団の本部は継続してあります。

○照屋大河委員 県の関与は。

○宜保勝土木建築部参事 随時必要な連絡体制をとっております。

○照屋大河委員 今後はどのような連絡体制をとりつつ、引き続き対応に当たるということでよろしいんでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 常駐については人員の関係もありますので、今後検討の必要があると思いますが、当面はですね、メールとまた携帯も持っておりますので、職員も私もですね、随時連絡が十分とれるような体制を継続していきたいと考えております。

○照屋大河委員 どっかがどっかがというような形ではなくてですね、しっかり県も関与しながら一関与といったらあれですが、しっかりかかわりながら、その状況の把握など、また県議会への説明、県民への説明もありますので、ぜひ取り組み—お願いしても大変だと思いますが、お願いしたいというふうに思います。先ほど現場を見せていただきました。においも感じるほどのまだ状況にありましたが、一方ですね、テレビ報道で見る延焼の状況とか崩れていく状況を見てたんで、非常に深刻に受けとめてはおります。現場を見ておりますけど、まだね、何とか復元、復興、先ほど糸洲さんからあったよう

に、若い人たちの新たな力も含めてですね、県が計画を立てていく、そしてなるべく多くの県民の力によって、再建、復元をしていくという取り組みも含めてですね、お願いしたいなというふうに思います。

先ほど現場で説明を受けたんですが、正殿の文化財についてはレプリカよりは少し上のレベルであったというふうなことでありましたが、この辺をもう一度状況、事実関係把握されてる点について。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの現場での説明のですね、レプリカといっても本当にいろいろなランクがあると思います。本当に製法からそれを復元しながら、材料もですね、本当に復元していったものもありますけど、結局はレプリカとしか呼ばない方もいらっしゃると思いますけども、そういった意味でいろんなランクのものがありますという説明でした。

○照屋大河委員 レプリカという表現が正しくないかもしれないし、ただ、作り上げられたものだというふうに受けとめればですね、設計図なり何なりというのがあれば、改めて再度ね、復元ということはこの収蔵物に関してはですね、見通しがあるのかなというふうに感じましたので、その辺もしっかり調査した上で、建物もそうですが収蔵物に関する対応もですね、ぜひ引き続きお願いしたいなというふうに思います。それからけさの新聞だったんですが、南殿地下の寄満の収蔵庫に保管されていた指定有形文化財は、火災を免れて、3点ほど免れたということで報道されています。それについては、特殊な防火装置が設置されていて、その作動によって免れたというふうな報道がありますが、この点については事実関係いかがでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 ちょっと特殊なところですね、細かく財団から説明をまだ受けてないんですが、防火扉とか消火装置とか収蔵庫としての機能としてはですね、そういったいろんな機能を持っていて、今回の大火からも耐えられた部分があるという説明ですね。細かくどれが—細かい機能についてはまだ説明を受けていませんので。

○照屋大河委員 新聞報道によると、収蔵庫内の酸素をなくするためのガスを放出する仕組みになっているんだと。ガスによって酸素濃度が薄くなり、収蔵庫内での延焼を防ぐ役割を果たすとかそういう細かく報道されていますが、今県への詳しい説明、装置があったということもまだ説明を受けてないんですか。事実関係も把握されてないんですか。そういった装置があって、今言ったような装置があったということも説明を受けてないということですか。

○宜保勝土木建築部参事 これまで何度も、今回の事案の前にですね、現地を訪れて学

芸員からそういう説明を受けております。今回この火事の後に、この機能について時間を設けて説明というのはまだ受けておりません。

○照屋大河委員 現場の検証作業も続いて、先ほども厳重な体制、警察のほうからも、私たち求められましたが、一方で収蔵品がどのような状態にあるのかっていうのは、県民も含めて非常に関心の高いところだというふうに思います。火災の前にそういう装置があったということで、皆さん説明を受けてるのであればですね、果たして作動したのか、あるいは収蔵品はそのために守られているのかという点についてはですね、急ぎ明らかにすべきだというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○宜保勝土木建築部参事 収蔵庫の機能等についてはですね、管理をしております私どもも、その内容については追って公表していきたいと思いますが、収蔵品についてはですね、担当課がおりますので。

○照屋大河委員 わかりました。ぜひ委員会においてですね、そういう意見があったということも、多分きょうも午前から総務そして私たち、それから文厚も含めて、この火災に関する委員会が開催されて、それぞれの委員会でも議論がされていると思います。部局を横断というかまたいでですね、知事も国への要請の際には県庁挙げてという話も伺っていますので、ぜひ今言われた点、文化財はどの課、どの課だっていうことではなくて、全体的な状況の把握—誰かができるのであればですよ、しっかり定めて、その体制を県庁内に、原因究明、それから復元、復興に向けた体制をまた改めて考えていく必要があると思うんですが、この点は部長、いかがでしょうか。

○上原国定土木建築部長 復元、復興に向けて、さまざまな課題があると思いますけれども、全庁挙げてですね、今後取り組んでいくということで組織体制づくりですね、国とも連携しながら、しっかりと体制を整えて取り組んでいきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回の火災は本当に残念でね。しかしながら、今回の我々のウチナンチュのアイデンティティーとも言われる**首里城**の早期の復元というのはみんなが希望するものでもありますが、我々はしかしながら、今全国での風水害等が起きていることにも配慮しながら、冷静に確実に、そして先ほど話が出ております、願わくば我々の財産でありますから、県民のみんなの知恵と力をかりながら、この再建に進んでいくというのが大変重要かなというふうに思います。知事が早速行って国に要請したこと、

それは政治家としては当然なのかもしれないけれども、もう少しこの現場の実態というものを把握しながら進んでいかないと政治マターだけでもいかないのかなという、政治家として反省をしております。今回の火災が、特に私は国から県が引き継ぐということにおいて、時間的な、いろんな面でのこの受け入れの体制、時間も大丈夫なのかというような話等がこの土木委員会でも質疑があったと思うんですが、もう9カ月、引き取ってから10カ月足らずでこういう事故になったということはね、これはちょっとやっぱり引き継ぐ体制にも問題があったんじゃないかというような部分も非常に感じております。今後のどうするんだというような話がこれから大変重要になってくるんだけれども、先ほど話が出ておりますこの原因の究明等々については、保険の話でも出てきますし、かかる経費の話等も出てきますから、責任の問題等々も含めてね、はっきりとしっかりとしておかなければならないと思っております。ちょっと細かいことになりますけれども、緊急連絡体制というものが、財団、県、市等で作られるようなマニュアルになっているようですが、所管である土木部がこれらの一報を受けたのはどういう状態で、財団が立ち上げた火災対策本部に対してどういうコミットをしたのか、その辺を教えてください。

○宜保勝土木建築部参事 財団、県、国とですね、緊急連絡系統図というのを常時持っております。指定管理が始まる時点で、この連絡網を構築しております。通常時、また時間外、それぞれの携帯等ですね、電話番号等も全て記載した連絡体系図をそれぞれ持っております。それに基づいて夜間の連絡がございました。今回、私のほうに直接財団の担当から夜間連絡がありまして、それでまずはその現場に急行するという事で、立ち上がった財団の本部に私も同席しまして直接情報収集、また県への情報伝達を行いました。

○座喜味一幸委員 時間にしてこれ14時30分からとなってるんですけどもね。これは県の防災対策本部長、これは知事、県警本部長とか、場合によっては職務代行者になるんだろうけれども、この緊急時において、知事は韓国に行ってたはずなんだけれども、職務代理という具体的な権限の任命というのはやってありましたか。

○石川欣吾防災危機管理課長 知事の動向に対して、そのようなスケジュールがあるというのは私たちは把握していたんですけども、その代理の手続ってというのが防災のほうでそうとられていたのかどうかというのはちょっと今、確たる情報を持ち合わせてないんで話すことはちょっとできないんですけども、そういうスケジュールがあるというのは共有されておりました。

○座喜味一幸委員 じゃあ単純に聞くんだけれども、この情報を受けて、所管の窓口で

ある土木部は、一報を受けて土木部としてこの情報収集から対策をとる、あるいは財団との連携をとるといふような、こういう連携体制ができたのは何時の時間ですか。これはシミュレーションされてるとは言うんだけど、厳密にどういう状況だったんですか。

○宜保勝土木建築部参事 先ほどの31日3時27分に緊急連絡を受けまして現場に急行しております。その後部長にも直接電話で連絡しまして、連絡体制をとっております。その後、都市公園課もですね、職員を早目に出勤するように指示しまして体制を整えておりました。

○座喜味一幸委員 この辺が割と組織上、マニュアル上はちゃんとしていたはずなんだけれども、こういう今回に限っては、朝連絡をしても電話に出ないし、そういう状況で、結局8時30分副知事を含む庁内の緊急部長会というのがなされてるんだけどね、これはちょっと知事が出張等でいないときの、こういう緊急時における職務代行者等々の具体的なあり方に関して、どうも僕はこういうときに回答できないということはね、こういうちょっと日ごろからの体制が本当に十分だったのか、僕はこの辺に関してはですね、しっかりと把握しておくべきだと思います。

もう一点なんです。ちょっと細かい話になって申しわけないとは思いますが、実は、美ら島財団が指定管理を受ける際に総合評価を受けております。その総合評価の中で、適格性、安全性ということにおいて大変高い点数をとっている。人員の配置、防犯、防災の提案等において高得点をとっているということなんですけれども、具体的に一事故が起きたらもうしようがないんだよ、言われるとしようがないんだけど、具体的にどういう体制をもって防災防火体制が完璧だったというのか、高い点数をもらったのか。この辺についてちょっと教えてください。

○玉城謙都市公園課長 美ら島財団の指定管理者としての指定ですが、これは平成31年2月からの管理に向けて、30年に指定管理者の公募を開始し、外部の有識者で構成される指定管理制度運用委員会にて指定管理者の候補を選定しております。30年の11月の議会で、議決により沖縄美ら島財団を指定管理者として選定しております。あと今ちょっと細かい評価点云々っていうのはちょっと今手持ちじゃなくて、今とりに行っております。

○座喜味一幸委員 細かい点数は聞かないんだけど、実際に上がってきた提案書その防災に対する体制がどうだったか。それから指定管理を受けて実施計画を出した時点で、その防災の体制というものが何名でどういう体制が義務づけられていたのか。それについて御説明ください。要するに今、現場にいたのは警備員2人と監視員1人とい

うようなことになってるんだけど、常時の緊急体制と非常時のときの体制というのがそれでいいのか、計画はどうだったのか。

○玉城謙都市公園課長 警備体制の計画ですが、これについては昼間のほうがトータル19名で、夜間のほうが先ほどの3名という体制をもって管理しておりました。

○座喜味一幸委員 3名と決めた、これをよしとした根拠は何ですか。

○玉城謙都市公園課長 これは、これまでの管理の実績等踏まえてですね、それで現体制ということで捉えておりました。

○座喜味一幸委員 現体制継続でもいいんだけど、県として考えは全く従来どおりということで、そういうことに対して吟味がなされなかったという理解をしますけれども。もうちょっとあわせて聞きますけれども、防火施設のことについて伺いますが、基本的に防火すべき水源というのは、上水を含め防火予備槽というのもあったんでしょうが。この防火予備槽を含めて、途中でドレンチャーとか切れたというような話等があるけれども、単純に言って向こうのこの放水銃だとかいろんな消火栓、ドレンチャー74個とかってあるんだけど、この防火槽というのは何立米ぐらいのやつですか。

○玉城謙都市公園課長 この有料区域のほうに消防用のタンクというんですかね、それは1カ所あります。ボリューム、どのぐらいの容量かっていうのは手元のほうにはちょっと持ち合わせておりません。

○座喜味一幸委員 ちょっと現場でちらっと聞いた話だと、15立米とかそんな分だととてもじゃなくて、今のこの施設の吐き出し量からするとね、平均5キロぐらいの水圧で、消火用っていったらば、五、六百リッター出ちゃうんですよ。そうすると、何分もつのかっていったら多分、十五、六分もたないんだよな、途中で切れちゃう。こういう消火栓あれども水が来ないという状況になかったのかということを知りたい。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど私が現場で説明いたしました、ドレンチャーに限ってですね、15分程度機能する容量があるということです。消火栓等につきましては、随時水が供給されるシステムになっております。防火水槽とか、常にたまって水というのが何カ所かありますけども、消火栓に関しては、随時供給されるシステムになっております。

○座喜味一幸委員 直接に上水道か、あるいはどっかの大きな水源からポンプで加圧し

て供給可能なようになっている、その水源はどこですか。

○宜保勝土木建築部参事 上水道でございます。

○座喜味一幸委員 上水道から直接に8キロから10キロの水が来るということには理解できないんだけど、そういう貯水槽、水道は少なくとも高くても4キロ以下、2キロ前後が標準だと思っただけだけど、これは何らかの調整機で加圧しなければ、消火栓というのは多分8キロ前後でなってると思いますが、こういうことが直接水道に直結されていると思わないけれども、その辺はどうなんですか。

○宜保勝土木建築部参事 上水道が消火栓に直結されているかどうかというのは、今ちょっと手元に資料ないんですが、消火栓もポンプを起動して消火に使用します。使用する水道水が途絶えないようにですね、ポンプ等で加圧されてくるものと考えておりますけども、手元に資料がないものですから、直結かどうかちょっと確認しておりません。タンク等に上水道の水が供給されるということでございます。

○座喜味一幸委員 要するにですね、こういう財産を引き継ぐ、防災上の体制を整えた、マニュアルまでできた、指定管理の約束事ができている、それを、肝心かなめのが事故があっても、なおかつどこが水源なのか貯水槽がどうだったのか、本当にドレンチャーがとまった理由は何なのか、給水栓に水を送るポンプというのは正常だったのか、その施設がどうだったのかというような、水回りというのは今回の大きな問題になるんですよ。その辺の整理がされてないというのは、ちょっとこれ、これから質疑する面において施設の整備不良というようなことになりやあせんかと私は懸念してるんですけども。近々には、30年の12月18日消防訓練をしたという報告になっております。今回事故があって初めてわかるのは、消防車の進入が大変厳しい環境にあるねと。それから門扉等含めて、裏表北側含めて、極めて不都合な状況にあったんじゃないのかな。これを消防訓練を毎年やっておりますという報告をいただいたんだけど、この消防訓練の際に、今いろんな質疑が出ている水源の話から送水圧の話、それから施設が機能していたかという話、この消防が消火体制を組もうとしているときに必ず指摘を受けたと思うんです、消防車が入れなかったという現実から見て。この課題と一改善しなければならぬ課題に関して、県は施設を引き継ぐ際に、どういう対応をなされたのか、どういう考えを持っておられたのか。

○玉城謙都市公園課長 消防訓練については、これは消防計画を定め、那覇市の消防署に届け出をしております。直近の消防訓練について、先ほどの30年12月18日那覇市消防署立ち会いのもと、発見通報、初期消火、避難誘導等の火災訓練を実施して、特に

そういう指摘等は受けておりませんと報告を受けております。

○座喜味一幸委員 ここはちょっとした情報なんだけれども、那覇市の消防署としても、この**首里城**の防火体制について、何か文化庁からの通達がスプリンクラーの設置についての通達が来ている。それを受けて、**首里城**でもスプリンクラー要るんじゃないかというような議論が出たというようなことを私ちょっと聞いてるんだけど、この引き継ぐ際に県として、スプリンクラーの設置に関して、全く議論されていないような気がする。これは所管が違うからじゃなくして、国から財産を引き継ぐときには、少なくとも文化庁から、多分文化財等々の教育委員会等々に関しては通達も来てるはずなんだけれども、そういうことでさえも議論にもならなかったと、引き継ぐ際に課題として議論されていないという理解でいいですか。

○玉城謙都市公園課長 引き継ぐ際にはそういった議論は出てなかったです。

○座喜味一幸委員 これ今後の課題としてなんだけれども、今言っているこの防火体制、施設等々の点に関しては、答えられなかった部分は、いろんな質疑等も出ておりますので、ちょっともう委員会が急だったのかもしれないが、理路整然と資料を整理し直して、完成図書等を整備して、管理委託に係るこの防火体制等々も含めて、ぜひともに整備をして再度報告をお願いしたいと思いますが、部長どうですか。

○上原国定土木建築部長 防火体制等ですね、この設備の内容等も含めてなんですが、確かに十分な説明ができていなかったと思いますので、この辺はしっかり整理してですね、改めて説明ができるようにしたいと思います。

○座喜味一幸委員 もう一点は、深くは入らないけれども、分電盤の配線図、どれぐらいの受電設備があって分電盤等々と負荷がどれぐらいあるかと、それからもう二十七、八年になると言うんだけれども、電気の技術者も県におられるが、そういう電気配線関係の耐圧検査等々に関してはですね、やってあるのかやってないのか等も含めて、この辺についても資料を整備しておいていただきたいなと思います。

最後に1点伺いますが、こういう先ほどから、糸洲委員からも質疑がありましたが、保険の話なんです。保険の話について今聞きますと、多分運営益から営業益から営業経費、その中に保険料を多分計上してあるのかなあというふうに理解をしているんだけど、この約2940万円の根拠、そして県はこの額の妥当性、それから補償の額等の妥当性について、誰がどこでどれぐらいの議論をしてその額が決定されたのか。それについてお願いします。

○玉城謙都市公園課長 保険の掛け金というんですかね、それについてうちのほうから幾らというような一公募の中ではそういう表現はしておりません。指定管理者、財団のほうで、この建物のそういった費用、あるいは事業の収支等見て掛けたんじゃないかなと思っております。

○座喜味一幸委員 こんな推測じゃなくして、僕は国が管理してる時は、財産の価格それに対応した保険の額というものが議論されて吟味されて決定しているはずなんです。補償上限 70 億円と言ったら何なんだと、約 2940 万というものが高いのか安いのか、それで十分なのかという議論がされて初めて僕は保険の額というのは決まってくると思って、それが行政だし、僕はリスク管理だと思ってるんですけど、今の答弁ちょっと情けないと思うぐらい。みんな財産も引き取ったけれども、中身を十分にも理解しないで美ら島財団に丸投げと一悪い言い方すると一やっていたからあんたなんかのルールどおりということ、そのままやってきてるんじゃないか。これが申しわけないけどそういう感じがするな。もう一度、今の答弁補足説明願います。

○宜保勝土木建築部参事 保険料の支払い等につきましては、財団がするという協定を結んでおりまして、財産の価値はですね、保険会社が算定しまして、それに対する保険料を算定することになっているかと思えます。その詳細については今手元にございせんが、財産価値の判断でそれに基づく保険料の算定等は当然保険会社が根拠を持っていると考えます。

○座喜味一幸委員 いや僕が聞いているのはそうじゃないんだよ。要するに約 2940 万円の保険の額が、補償上限 70 億ということで契約したんだけど、その額でいいのかという、なぜそれが、そういう約 2940 万円の 70 億円上限というのが、どういう議論の上に決まったのかっていう話を聞いているんです。県としてどういう判断をしたかって聞いているんです。これ自助努力だからわからんということなのか。僕は議論があったと思うんです。

○宜保勝土木建築部参事 保険料額の議論については、県は関与しておりませんので、これは保険会社が価値を算定しましてそれに見合う保険料というふうになっております。

○座喜味一幸委員 そういう意味じゃないんだよな。ちなみに、この保険屋さんて地元の保険屋さんですか。把握してませんか。答えられなければ答えられないでもいいんですよ。

○玉城謙都市公園課長 県外のほうです。

○座喜味一幸委員 いずれにしてもこの土木委員会でもう少し丁寧な御説明をいただかないといけないと思うんですが、美ら島財団とももっと丁寧に意見交換して、必要な情報等の開示をしていただくし、また、今後の対策、処理方針等しっかりとやっていただかないといけないなと思いますので、その辺はきょうはこの辺でとめましょう。よろしく。部長、この辺はちゃんとできるだけこの指定管理から、それぞれの防災体制までの細かい施設管理の細かいできるだけ完成図書等の主要な部分も提供できるぐらい、土木委員会にはぜひとも丁寧な資料の提出を願いたいんですが。

○上原国定土木建築部長 説明が不足してる部分が多くあったかなと思います。しっかりですね、指定管理者である美ら島財団と情報交換しながら、しっかり答弁、資料提供できるように準備をしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 先ほど部長のほうから、台湾ヒノキを使ったってということがありました。実は私たち琉中議員連盟ということで、ちょうど台湾に行ったときで、向こうのほうでも本当に新聞1面にそれが掲載されていて、かなりのショックが台湾でもあったってこと、総統からもね、いち早くコメントもあったってことと、あときょう実はニューヨークの県人会の方から電話がありまして、そちらにも県議会の皆さんたちから、その映像を見ながらもう涙ながらに皆さんがそういう**首里城**の焼失について、いろんな皆さんたちが世界からもう本当にショックを受けてるってということがあります。そういう意味では、私たち県民が本当にこの**首里城**が改めて県民の財産、宝であるということを確認しているところなんですけれど、世界遺産として、正殿にある遺構が世界遺産の認定のところなんですけど、先ほどちょっと現場では、その遺構についてはある程度きちっと残っているようだったってことは聞きました。改めて、その遺構がちゃんと確認できて、世界遺産が改めて、またきちんと認定をされていくのかそれとも、こういう問題で取り消しになるのかっていうのもやっぱりその辺もちょっと心配なもんですから、その辺についての県の見解ってというのは今どのように捉えているのかお聞かせください。

○仲座久宜文化財課班長 お答えいたします。

首里城のですね、史跡なりこの世界遺産に登録されている対象となっておりますが、**首里城**の地下に埋もれております遺構であります。これは何かといいますと、建物の基

礎部分ですとか、石積みの根石と呼んでますこの石積みの一番下の部分に当たります。今回、**首里城**の正殿の中に公開展示ということで、縦7メートル横5メートルほどの規模でガラス張りでこの展示がされていたわけなんですけど、現在そこにですね、瓦れきが入り込んだ状態であるということを確認しております。今後ですね、この瓦れきの撤去を行いまして、状況を確認して、被害状況が判明してくるかなと思いますが、遺構の大半はですね、この地中に埋もれているということで、この世界遺産の登録には影響がないというふうに考えております。

以上です。

○山内末子委員 その辺はやっぱり少し安心したところなんですけど、やはり世界遺産だっということ、私たちは改めてみんなで認識をしないといけない。そのために、やっぱり国から管理を委託された時点で、もっとやっぱり県も、これまで国で管理していたときと同じようにやっちゃっている。これが原因でもないんですけど、その部分を我々がもっと世界遺産をもっとしっかりと守るんだっという意識を、これとても必要だと思っています。これまでのきょうの皆さんの説明を聞いても、初期の対応が本当に遅かったんじゃないかと。よく見てみますと、消防が来て消火を始めたのが16分かかってるんですね。木造建設でやっぱり16分。それもほかの建築とは違って、燃焼が早いようなそういう場所で16分かかってしまって、そのときのいろんな風の風速だったり、いろんなものがもう悪い状況が全てあったと思うんですけど。そういう意味では、きょう先ほども現場行って聞いてきたら、全て手動ですね。全て手動であったり、それから通報体制が、警備がまず見て、警備が消防に—この間聞いてみますと本土のほうの世界遺産で同じく木造のお寺とかは、感知をしたら即消防に通報が行くってというようなシステムとかもあったということで、そういう意味ではそういうものがあれば、もう少し延焼も防げたんじゃないかと。いろんなことが課題が浮き彫りになってるんですけど、その辺についての通報のシステムの体制であったり、消火体制が全て手動であったりとか、その辺のところには大きな対応のまずさっていうのも出てきてるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。この辺について議論をしたことっていうのはなかったんでしょうかね。

○上原国定土木建築部長 国営公園のときにですね、しっかりと国のほうで管理をしていたものですね、2月1日から管理許可をいただいて県が管理をしてると。従前の管理が非常に望ましい形の管理であったらというのを前提に、我々もそれを引き継いだ形になっておりまして、十分と考えていたのが甘かったといえれば甘かったのかもしれませんが、事実、延焼を食い止めることができなかつた。しっかりとした、木造としてですね、できる限りの復元をしている事実がありまして、消防自動車も入れない部分があります。城壁があったり、建物で閉鎖的な空間ができたりしてるということもあ

す。初期対応でですね、消防が来れるようにするべきじゃないかという御提案ももっともだと思いますし、そういったことをですね、今回の消防、警察の現場検証によって、どういった形に持っていったほうがいいのかですね、今後、復元に向けての取り組みの中でそういった検証結果を反映させていく必要があるかと思います。ですから、同じような復元になるというふうに我々も考えておりませんので、しっかりとですね、もう二度とこういったことが起こらないように整備をしていかなければならないだろうというふうに思いますので、この辺は国ともしっかり協議しながらですね、どういった形の復元に持っていくのか、防火体制を整えていくのかということですね、しっかりと協議しながら反映させていきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 とても大事だと思っています。原因究明については今、しっかり頑張っていますし、またここで今どうこうっていうことではないんですけど、そういう意味ではやっぱり土木、それから文化観光スポーツ、そしてもちろん文厚、経済ともう全てにまたがっていますよね。今の時点として、その4つが一緒になって、今の現状等把握をしながら、今後の体制とかについてチームっていうんですか、何かそういう会議ってというのは行っているんでしょうか。予定もあるんでしょうか。その辺はどうなっていますか。今聞いてみますと、本当にもういろんな状況が、まだ1週間なので、ほとんどがわかってない状況もあるんですけど、お互いがお互いのことも全然わかっていないし、財団のことも県が知らないこともあるし、そういう意味ではもっと連携をとるべき時期じゃないのかなと、お互いの共有の認識がなかなかとれてないんじゃないかと。共有の認識がないと、こういう場所で説明もできないし、いろんな一歩を踏み出すのに少し時間がかかっているような現状に見えますので、その辺の対応について、部長、どういうふうに考えているのか、県の体制はどうしているのかお聞かせください。

○上原国定土木建築部長 しっかりとしたですね、全庁的な取り組みをやる必要があるというふうに思っております。組織をしっかりとつくる上では4月以降の話にはなるかと思いますが、それまでにですね、しっかりとワーキングチームなりを設置しまして、連絡調整ができるように、全庁的な取り組みができるようにしたいと思っております。また再建に向けてですね、しっかりとした組織体制もまた構築していくということはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 あと2点済みません。もう瓦れきが相当出てますよね。今の状況は、特に正殿からの瓦れきは、あれは原因究明のためにとってあると思うんですけど、ほかのところの瓦れきとかも含めると、これ相当な処理にも時間がかかるしどういうふうな処理の形をとっていくのか、今現時点でわかっていることを教えてください。

○玉城謙都市公園課長 現在まだ現場の検証作業をやっている最中でありまして、この瓦れきを今どうするかということころまでは入っておりません。

○山内末子委員 まだそうだと思いますけど、きょうもお昼にちょっとニュースでありましたけど、れんが職人の皆さんたちからは大事なれんがなのでということもあって、保存の方向性であったり、また県民のほうからは、れんがを使って、この経過をね、やっぱりこれ後世に残すためにも、それを改めてリサイクルをした形で販売してもいいんじゃないかと、いろんなアドバイスがあったり、いろんなことがありますので、それも踏まえて少し検討もいろいろやっていただきたいと思います。

もう一点は、先ほど行ったときに、きょうから一部公開をしておりますけれど、個人の店舗がありますよね、指定店舗っていうんですか。その皆さんたちからは、せっかくきょうから公開ではあるんですけど、ルートの中で、そこに入ってこれないルートになってしまっていて、上の駐車場から上がったところは全て駐車場から上がって、レストランでちょっとした軽食であったり売店のところはお客さんもいたんですけど、そこまで入ってこない。今後これがずっと続いてしまうともう死活問題だっていうような、本当にもうそういうような声がありました。これから、まだ1週間ですので、その再建に向けての話ってというのはこれからなんですけど、そういった今現在いる皆さんたちのことをどうするのかとか—美ら島財団もそうですけど、結構200名近くも新たに雇用しているかと思います。そういった問題も出てきますので、そういうことについての、みんなで共有してそういう皆さんたちも助けないといけないという部分を今後どうするのか、今何かあればひとつお聞かせ願いたいんですけど。

○宜保勝土木建築部参事 先ほど現地視察の際に、売店の方から直接委員会の皆様が要請を受けておりまして、それをまた直接その場で財団の担当者にも伝えております。財団の担当からは警察とも消防とも、警戒線を移動するという方向で調整をされていたそうです。先ほど、あしたから先ほどの売店に通ずるような通路は確保するというふうに連絡をいただきました。また今後ですね、財団とも正式な議論ではないんですが、徐々に見せて供用していく部分をふやしまして雇用の確保に努めていくというふうなことで、今、内々でありますけども議論は始めております。

○山内末子委員 ありがとうございます。原因究明、それから復興、いろんな形で、みんなで全庁的にやらないといけないということを我々も一緒になってやる、やっていかなければならないという、課題がたくさんありますのでぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 多くの質疑が出てますけど、私のほうからですね、2点ほど。
先ほど山内委員からもありましたように、台湾でも何でこんな先進国の日本がこういう状況になるまで火災を消すことができなかったかっていう話が出てました。先ほど部長からもありましたように、初期対応がしっかりできてない、財団の理事長もそういうコメントをしております、初期消火、近隣消防含めて四、五十台くらい。現場に入った消防車が五、六台って総務委員会でそういうお話があったんですけど。この配られた図面で見えますと、奥書院のほうに駐車場がありますよね。これは平成30年12月、撮影した絵なんですけど、先ほど現場でも少しお話しさせていただきました。消防車両、この図面で見ますとクレーン車が入ってるんですよ。これ、たしか現場で何か工事があるのかなと、30年の12月撮影なんですけど。現場の火災の状況、消火状況を見ますと、隊員の方々がホースを引いてですね、手でかけてる状況っていうのが、城郭があつてなかなか水も届かないっていう状況をテレビで見たんですけど。奥書院の前の城郭の前のほうは空き地になって駐車場になってる感じがするんですけど、那覇消防本部を含めて財団のほうから、はしごの放水車等の要請とか、そういった、これ城郭があるから高規格車のはしご車等が現場に入れなかったのかっていうのを、それ1点だけ確認させていただきます。

○石川欣吾防災危機管理課長 答えします。

車両の台数等は確認しておるんですけども、はしご車が出たのかどうかという確認はちょっとまだ今とれてない状態です。

○上原正次委員 今の時点でも確認はされてないんですか。

○石川欣吾防災危機管理課長 車両の詳しい台数、種類を含めて詳しい台数を下さいという要請はしているんですけども、向こうもちょっと今かなりばたばたしてましてですね、連絡がとれてない……。

○上原正次委員 確認はいいんですけど、テレビで見てる状況では、はしご車が出てる映像なんかなかったと思うんですが。状況がそういった状況で。これもぜひ今度の課題になるのかなと思って。ノートルダムの火災、大聖堂の火災等でも高規格車とかロボット車とかが出てあれだけの延焼した状況があったんですけど、その次の課題としてですね、ぜひ消火体制をしっかりやっていただきたいと思います。

あともう一点ですね、火災で火の粉が飛んでる状況で、テレビで見てですね、周りの

地域住民が水をかけてるとか、車に火の粉が飛んでる状況って映像に映ってたんですよ。これに関して、いろんな今、県のほうとして被害の調査とかってというのは一結構大きな火の粉が飛んでる可能性もあるんですけど、この調査は行っていますか。多分今、近隣住民としても状況が状況なので、自分の車ぐらいはっていう方もいるかもしれないんですけど、調査等は考えているのか、やっているのか。

○宜保勝土木建築部参事 周辺への影響、被害等の調査はまだ実施しておりません。今後どういうふうにしていくかですね、関係課等と確認しまして検討していきたいと思えます。

○上原正次委員 県のほうに被害が出てるっていうこともまだ来てないということですか。

○宜保勝土木建築部参事 被害の届けといたしますか、まだありません。

○上原正次委員 今後調査をするという方向でいくことですよ。これも確認で終わります。

○宜保勝土木建築部参事 消防なのか、警察なのか県なのかですね、関係機関と調整した後に結論を出したいと考えております。

○上原正次委員 何かもう人ごとみたいな一財団もそうなんですけど、何かすごいもつと今の状況大変なんですけど、もっと県も含めて、指定管理者一財団含めてですね、責任をどっちに転嫁するそういうあれでなくて、しっかり連携してこれは取り組まないとなかなかもう大変な状況ですので、しっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

○石川欣吾防災危機管理課長 先ほどの知事との危機管理体制のお話がありまして、補足させていただきますと、土木のほうには財団のほうからのルートで行くと思うんですけども、県のほうにも那覇消防のほうからそういう報告が入ってきますので、その時点で県の中で危機管理体制として、朝4時ですね、情報収集体制という形で構築しております。朝5時までには三役にはもう連絡が行っておりまして、知事は現地で朝の便で帰る手配をしてですね、帰る決断をして昼にはこちらに来て、戻ってすぐ現地視察に入ったというそういうことでございます。ちょっと補足でございました。ありがとうございます。

○新垣清涼委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 これは文化観光スポーツ部に第一報が入ったという報道になっていたと思うんだけど、文化観光スポーツ部のほうから知事公室なの、もう少し丁寧に説明してごらん。

○石川欣吾防災危機管理課長 私たち知事公室なんですけど、私たちのほうは防災危機管理ですので、消防ルートで火災の情報が入ってまいります。

○座喜味一幸委員 消防から来たの。

○石川欣吾防災危機管理課長 そうですね。なので、知事公室長から三役に上がるというそういうルートでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、**首里城**の火災についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室。その後、全体的に執行部から十分な答弁が得られず調査が尽くされていないことから、後日改めて委員会を開催し引き続き調査する必要があるということで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次回の日程については、委員長一任ということで、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

以上で、予定していた議題は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

~~~~~

土木環境委員会記録

令和2年 第4回 定例会 第3号

開会の日時

年月日 令和2年7月16日 木曜日  
開会 午前 10時 4分  
散会 午後 6時 45分

場所

第3委員会室

議題

- 1 乙第8号議案 訴えの提起について
- 2 乙第11号議案 弁護士報酬請求事件の和解について
- 3 陳情第23号、第29号の2、第35号、第54号の4、第60号、第62号、第68号から第70号まで、第74号、第81号、第85号から第88号まで、第91号、第92号、第97号、第101号、第105号、第107号の2、第108号、第114号、第119号及び第124号の2
- 4 閉会中継続審査・調査について

出席委員

|     |   |    |   |   |   |
|-----|---|----|---|---|---|
| 委員  | 長 | 瑞慶 | 覽 | 功 | 君 |
| 副委員 | 長 | 下  | 地 | 教 | 君 |
| 委員  | 員 | 座  | 波 | 一 | 君 |
| 委員  | 員 | 吳  | 屋 | 宏 | 君 |
| 委員  | 員 | 照  | 屋 | 之 | 君 |
| 委員  | 員 | 上  | 里 | 清 | 君 |
| 委員  | 員 | 次  | 久 | 崇 | 君 |
| 委員  | 員 | 呂  | 惠 | 君 | 君 |
| 委員  | 員 | 袋  | 嘉 | 己 | 君 |
| 委員  | 員 | 比  | 城 | 郎 | 君 |
| 委員  | 員 | 玉  | 垣 | 栄 | 君 |
| 委員  | 員 | 新  | 城 | 勉 | 君 |
| 委員  | 員 | 金  | 城 | 光 | 君 |

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

|    |    |    |    |    |     |     |
|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 知事 | 公室 | 特命 | 推進 | 課長 | 屋比久 | 義 君 |
| 環境 | 部長 | 松  | 田  | 了  | 君   |     |
| 環境 | 整備 | 課長 | 比  | 嘉  | 哉   | 君   |
| 自然 | 保護 | 課長 | 比  | 嘉  | 貢   | 君   |
| 環境 | 再生 | 課長 | 久  | 高  | 治   | 君   |
| 土木 | 建築 | 部長 | 上  | 原  | 定   | 君   |

|              |     |    |    |    |    |
|--------------|-----|----|----|----|----|
| 土木整備統括監      | 島前  | 袋川 | 善智 | 明宏 | 君君 |
| 道路街路課長       | 天間  | 久  |    | 茂君 | 君  |
| 道路管理課副参事     | 外   |    | 修義 | 君秀 | 君  |
| 河川課長         | 野原  | 垣良 | 治勉 | 君  |    |
| 海岸防災課長       | 大城  |    |    |    |    |
| 港湾課長         |     |    |    |    |    |
| 空港課長         |     |    |    |    |    |
| 都市計画・モノレール課長 | 高嶺  | 賢  | 仲  | 嶺  | 智君 |
| 都市公園課長       | 野原  | 善  | 巳  | 君  |    |
| 建設指導課長       | 與那嶺 | 憲  | 和  | 男  | 君  |
| 住宅課長         | 柵原  | 憲  | 善  | 一  | 君  |
| 企業局長         |     |    |    |    |    |
| 企業技術統括監      | 石新  |    |    |    |    |
| 建設課長         | 大城  |    | 彰  | 君  |    |

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しました資料3 請願・陳情に関する説明資料の目次を御覧ください。土木建築部所管の陳情は、新規15件となっております。

それでは1ページを御覧ください。

陳情第23号新石垣空港駐車場における無料時間の設定に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。有料となっている新石垣空港及び宮古空港の駐車場料金体系については、今年度に駐車場の利用実態を把握するためのアンケート調査を実施し、その分析結果や那覇空港などの状況を参考にしながら見直しに向け取り組んでまいります。

続きまして、2ページを御覧ください。

陳情第29号の2 **首里城**の早期再建とヤンバル木材の使用と調達に関する陳情について、御説明いたします。土木建築部所管の記の2ですね。**首里城**再建に係る木材の樹種については、国が令和2年3月27日に策定した**首里城**正殿の復元に向けた工程表において、「チャージ及びオキナワウラジロガシについても、引き続き、調達可能かどうかの調査を継続し、使える材があった場合には、可能な限り活用する。」とされております。次に3、県産木材の調達に関する調査については、国で実施することとなっており、国との役割分担の下、県も**首里城**の早期復元に向けて積極的に取り組んでまいります。

(途中省略)

○屋比久義特命推進課長 土木建築部と共管となっております、お手元の説明資料2ページの陳情第29号の2の記の1につきまして、処理概要を御説明申し上げます。

県では、**首里城**復興に向け、焼失した建造物の復元はもとより、**首里城**に象徴される沖縄の歴史、文化の再認識、伝統技術の活用及び継承などを内容とする**首里城**復興基本方針を4月に策定したところでございます。当該基本方針には、国の技術検討委員会や県の**首里城**火災に係る再発防止検討委員会での議論を踏まえ、火災の原因究明及び防火設備・施設管理体制の強化についても明記しております。なお、今年度は**首里城**復興基

本方針を実現するための具体的な施策や工程を盛り込んだ**首里城**復興基本計画の策定に向け、取り組んでまいります。

以上、知事公室の所管に係る処理概要となります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

(途中省略)

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 **首里城**の木材関係の件と関連して、ちょっと聞きたいんですが、**首里城**復興基本方針を今届けてもらったんですけども、これから基本計画を策定して、逐次進めていくというようになってるようですけども、今の状況、どういう状況かちょっと説明いただけますか。

○屋比久義特命推進課長 **首里城**復興基本方針の策定に当たりましては、本年1月に有識者懇談会を設置して、その意見を基に国・那覇市の意見も踏まえ、4月に沖縄県の基本方針として取りまとめ公表したものでございます。その基本方針を踏まえまして、現在今年度中に具体的な施策を盛り込んだ基本計画を策定することとしており、それに向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○金城勉委員 ぜひこれ鋭意頑張っていただきたいと思います。それでその中にですね、首里杜構想というのが、かつて昭和60年ぐらいにあって、その首里杜構想等とそれから今度、新たに新首里杜構想も策定していくという計画方針になっているようですけども、この元の首里杜構想と、今度新たにつくる首里杜構想の違い、どういう違いが想定されているのか。お聞かせください。

○屋比久義特命推進課長 現在の首里杜構想でございますが、釈迦に説法ではございますが、昭和59年に県のほうで策定をいたしました古都首里のまちづくりの方向を示すということで、首里杜構想ということになっております。昭和59年から長期間経過をしているということで**首里城**の火災を受け、**首里城**の復興に合わせて、新たな首里杜地区の在り方について検討する必要があるということでございまして、今回**首里城**復興基本計画の見直しの中において、新首里杜構想の在り方というものを検討していくということでございます。

○金城勉委員 元の首里杜構想というのは、昭和59年に策定されて、そしてその後ど



ういう取組がなされてきたんですか。

○屋比久義特命推進課長 首里杜構想でございますが、首里杜構想が出てきた背景といたしましては、1982年に第2次沖縄振興開発計画の中で、**首里城**一帯の歴史的風土を生かしつつ、公園としてふさわしい範囲の整備を検討するという、国の沖縄振興開発計画として盛り込まれております。同時期というかそれよりもっと早い段階ですけれども、**首里城**の再建を目指す**首里城**復興期成会という期成会が設置されまして、その**首里城**復元への要望が高まる中、1980年一先ほど申し上げた昭和59年に沖縄県は**首里城**公園基本計画及び**首里城**跡を中心とした首里の町並み保全を示す首里杜構想を策定しております。その後1986年には、国が沖縄復帰記念事業、沖縄記念事業といたしまして、国営沖縄記念公園**首里城**地区の整備を決定し、**首里城**・正殿・北殿・南殿はじめ整備に取り組んできたものでございます。沖縄県としては首里杜構想も含め**首里城**公園基本計画に基づきまして、県の公園、区域内の整備等々をこれまで執り行ってきたというところでございます。

以上です。

○金城勉委員 ということはその首里杜構想というのは、ほぼその目的が達成されたという受け止めでいいですか。

○高嶺賢巳都市公園課長 首里杜構想全体的な構想の達成にはまだ至っていないということを考えております。

○金城勉委員 **首里城**を中心とするそのエリア全体の整備構想ということでしょうかけれども、今度新たに新首里杜構想を策定していこうという予定ですけれども、どういう新たな構想というか、イメージとして考えていらっしゃいますか。

○屋比久義特命推進課長 具体的な検討に当たりましては、基本計画を策定する際に設置する有識者懇談会等々から有識者の御意見も踏まえながら検討していくこととなりますが、4月に公表いたしました復興基本方針の中では、**首里城**公園を含めた**首里城**地域における歴史を体現する風格ある都市空間の維持向上を目指すための取組をしていくんだと。また具体的に申し上げますと地域に残された文化資源や、かつての町並みを段階的に整備し点的一点ですね、点在するの点、点的面的に奥行きのある公園やまちづくりが重要であるので、そういった取組を計画的あるいは段階的な整備に向けて検討を進めていくと。そういった方向性というものが形となって新首里杜構想に表れていくものだと考えております。

以上です。

○金城勉委員 この新首里杜構想というのは、どういう期間、どういう場で、構想が練られていくんですか。

○屋比久義特命推進課長 首里杜構想の基本的な方向性、考え方そのものにつきまして、今回設置を予定している**首里城**復興基本計画に関する有識者懇談会の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○金城勉委員 はい、結構です。

~~~~~

土木環境委員会記録
令和2年 第1回 定例会 第6号

開会の日時

年月日 令和2年3月19日 木曜日
開会 午前 10時 1分
散会 午後 3時 43分

場所

第3委員会室

議題

- 1 乙第8号議案 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第9号議案 沖縄県動物愛護管理員設置条例
- 3 乙第23号議案 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 4 乙第24号議案 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例
- 5 乙第25号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 6 乙第28号議案 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第29号議案 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例
- 8 乙第30号議案 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例
- 9 乙第36号議案 訴えの提起について
- 10 乙第38号議案 地位確認請求事件の和解について

- 11 請願平成31年第1号、請願令和元年第2号、請願第1号、陳情平成28年第76号、同第106号、同第169号、陳情平成29年第9号、同第21号、同第32号の2、同第38号、同第46号の4、同第56号、同第61号、同第78号、同第80号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第98号、同第102号、同第108号、同第113号、同第122号、同第124号、同第132号、同第145号、同第149号から同第151号まで、陳情平成30年第6号、同第21号の2、同第23号、同第25号、同第30号、同第31号、同第44号の4、同第64号、同第65号、同第99号、同第100号、同第102号の4、同第112号、同第115号、同第121号、同第122号の2、同第123号から同第125号まで、同第128号、同第129号、同第131号、同第132号、陳情平成31年第1号、同第3号の3、同第7号、同第11号、同第14号、同第25号から同第27号まで、同第29号、同第30号、同第32号、同第40号、同第42号、同第48号、同第49号の4、陳情令和元年第50号、同第57号、同第69号、同第71号、同第76号、同第79号、同第81号、同第86号、同第88号の4、同第98号、同第99号、同第103号、同第107号、同第111号、同第115号、同第116号、同第122号、同第127号、陳情第4号、第8号、第9号、第14号、第17号、第19号及び第20号
- 12 首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書の提出について（追加議題）
- 13 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	委員長	新照座	垣屋波堅	清大	涼河一	君君君君君君君君君君君
副委員	副委員長	志喜座	味山原嶺城洲内	一嗣正	透幸幸次昇光則子	さん
委員	委員	崎上赤玉糸山		武朝末		

欠席委員

説明のため出席した者の職・氏名

環境部長	柵原憲実君
環境保全課長	普天間朝好君
環境整備課長	比嘉尚哉君
自然保護課長	比嘉貢君
自然保護課	世界自然遺産推進室長 小渡悟君
子ども生活福祉部	保護・援護課主査 嘉数早苗さん
保健医療部	健康長寿課班長 沖山陽子さん
保健医療部	衛生薬務課班長 嘉数江美子さん
農林水産部	営農支援課長 前門尚美さん

農林水産部畜産課長 仲 村 敏 君
土木建築部建築指導課班長 池 村 博 康 君
企業局長 金 城 武 君
企業企画統括監 小波津 盛 一 君
企業技術統括監 仲 村 豊 君
經理課長 浜 川 智 彦 君 春 君
配水管理課長 上 地 安 彰 君
建設課長 大 城 彰 君

(途中省略)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第8号**首里城**の早期再建及び地域振興の推進を求める陳情に係る意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出の可否、文案及び提出方法等について協議した結果、意見書を提出すること、提出者は本委員会の全委員とし、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法は文書送付すること、本意見書等で趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書を議員提出議案として提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

~~~~~